

速戸社觸目

友石慈亭

絶岸勢崿嶮 靈區氣寂寥 危樓沈落日 華表泛廻潮 吹水跳魚出 迎風逆浪飄
舟過灘上速 磴入海中遙 土裂松根露 沙乾藻葉凋 心頭忘世故 臂裡謝塵囂
憶昔穴門地 兩山連似橋

〔手折菊〕長府侯前田別業二十勝

隼人瑞籬

田上菊舍

海畔神祠古 翼然映日暉 蘋蘩長不絕 千歲思依依
幣かあらぬか瑞籬の干わかめ

刈藻神祠

緒方清溪

西門鎖鑰是咽喉 古廟儼然碧水頭 大灣佳港麗晴日 潮光帆影媚清秋
海穿一峽通東國 地揭双關扼九州 松樹別含神代色 千年蒼翠擁沙洲
祠前潮流奔駛 蓋往古隘門崩潰之迹 短古一篇

誰穿山脚長於虹 架之碧漢一脉連 穴門屹立障激湍 舟揖來往自此中
雨磨風摧幾百載 奇觀長立乾坤內 一夜俄然山骨折 穴門倒盡變舊態
穴門長門類國音 長門訛傳傳于今 豐嶺長嶺僅咫尺 一綫湖隔一峽深
我今來過日西夕 枯荻一島風策々 遺矣二千年前事 恨無青史徵遺蹟

名區探來暫彷徨 醉吟坐對關門波 曾聞此峽有數宮 一杯欲醉海龍王

門司市賽和布刈神社

安永錦水

古神宮枕水之隈 怪石參差當釣臺 此際堪知灘勢急 浪頭相激咽千雷

第二節 村 社

戸上神社

大里字戸上にあり。

〔神社明細帳〕

戸上神社

祭神 伊邪那岐命 天之御中主神 伊邪那美命 奥津日子神 奥津比賣神 保食神 高
淤加美命 閻淤加美命 大穴牟遲命 少名比古那神 大山祇命 須佐之男命 豐日別
命 罔象女神 閻美豆羽命 建御名方神 宇加之御魂神 猿田彥神

由緒 創立寛平年中社記曰寛平年中柳ヶ浦漁夫重松大江ト云者海中ニ網ヲ引物ヲ得タリ。
光リ玉ノ如ク根ニノ松下ニ置ク。此時馬寄村伊古野大學ト申者弟某ト申合伊古野カ屋敷
ニ社ヲ立是ヲ鳥居ノ宮ト云。其後馬寄村一坂ノ前立山ニ御坐ヲ造リ奉祭。又後ニ枝折戸ニ

奉シ、山頂ニ鎮坐ス。因テ戸上神社ト奉稱。此時ノ祭主峰刑部ト云。祭日九月二十日二十一日
二十二日。同村字大久保荒神祠ヲ明治十三年六月合併ス。

祭神保食神ハ字焼野ニ無格社、福智社トシテ、祭神高淤加美命、闇淤加美命、大穴牟遲神、大山
祇神、須佐之男神、少名比古那神ハ字貴船ニ無格社、貴布禰神社トシテ、祭神豐日別命ハ字カ
セン無格社、疫神社トシテ、字中原ニ無格社、水神社トシテ、字林ニ無格社、疫神社トシテ、祭神
闇美豆羽命ハ字林ニ無格社、貴布禰神社トシテ、字大久田ニ無格社、淡嶋神社トシテ、祭神建
御名方神ハ字西屋敷ニ無格社、諏訪神社ニシテ、祭神宇迦之御魂神、猿田彦神ハ字内屋敷ニ
無格社、貴布禰社トシテ、祭祀アリシヲ、四十五年七月廿日合併許可。同一祭神ハ合併ト同時
ニ合靈ス。

〔企救郡誌〕

戸上神社 祭神三座 天御中主命 伊弉諾命 伊弉册命

抑當社は宇多天皇寛平年中、柳浦の漁父に重松大江と云人あり。或夜海上に舟を浮て、漁獵す
るに、網の中に光り明にして、玉の形なす物を得て、異しさに絶かね、根二の松の木下に置ける
に、夜なく、光を放ち、里人に神掛りて、我は是天地の未だ分れざる時、其中に顯れ出し、久方の
天御中主神也と告給ひければ、やがて小社を建て、仕奉りけり。其後伊古野大學、同刑部と云人
在て、此神の神徳を惶み、御座を戸板に載て、山上に登り、新調に神殿を齋き仕へ奉りしに依、夫

より戸上神社と稱す。朱雀天皇御宇天慶年中、藤原純友叛逆の企あるに依、六孫王經基下向在
此神を祈奉り、御佩の劔を捧奉り給ひけるに、官軍勝利を得たまひ、神領數十丁を附せられて
より、神官社僧の徒、山上山下に墓を並べたりけるが、安徳天皇壽永の間、源平兩家の乱にかゝ
つらひ、神領を失ひ、正親天皇御宇、天正九年大友宗麟の土將田原近江入道紹忍、門司城を拔む
として、豊前國に乱れ入、山上山下神社悉く一時の灰燼となしければ、漸く御神跡を岩間に隠
し奉り、火の災をのがれしのみなり。

後水尾天皇元和三年、當國の領主細州越中守忠利朝臣、上宮の神殿を再建ありてより、年毎に
九月廿日神を中宮に遷し奉り、中宮より峰氏神輿に奉仕り、大里に神幸在、舞神樂を奏し、廿二
日鎬馬あり、同廿三日上宮に還御す。其間四日の市なるに仍、里人長祭と云。

中宮 祭神 上宮に同じ。

往古中宮は神殿作りなりしかど、近く文政の末再建より、かの護摩堂造りには成ぬとかや。是
より滿隆寺と中宮と雜りける始也。抑此滿隆寺と云ふは、平城天皇御宇大同元年中、僧空海歸
朝の時、舟を柳の浦に掛、此山に登り、密法を行ひ、一字を建立し、觀音の像を安置し、本地佛を置
其後彌々さかむたりける。

天正九年の兵火に懸り、滿隆寺も絶はてたるを、後陽成天皇慶長年中、快周と云僧再建しける。
後水尾天皇の御宇元和年中より、修驗の山伏と成て、神宮に仕へ奉。是今の常學院也。

養嶋戦乱記に、天正七年養嶋城主杉重良叛逆の企在しを、毛利方より攻抜ける。毛利方に戸上別當俊長法印と云名見むたり。如是怨に依、同九年に大友家より放火せしか云々

〔小笠原忠雄公年譜〕

正徳四年十一月十五日公企救郡戸上山権現ニ高貳石四升八合ヲ寄附シ給フ。此時院主修驗山伏常樂院雲海也。且戸上ニ寄附アリシハ、正徳二年壬辰冬也トモ云フ。

〔戸上山三大社権現治願覺書〕

一戸上山三社大権現と申は、先年根二海上ニ而、大里浦りやう人大江繁松と申者綱ヲ引候所此綱ニ御入被レ成、御上リ被成候ヲ、右リやうじんとりて、をかに拾候。其時馬寄村伊古野大學と申者ニ御つけ被レ下候に、いかに大學根二ニ下り候得と、御つけ被レ下、それより根二ニ下り、見分仕候得共、根二少の清水出鳥井立、神鳥井の上ニ御座被レ成候ヲ奉レ拾、夫より同村伊古野刑部と申兄弟ニ申聞せ、兩人根二ニ罷下りしを、戸ニ奉乗せ、學屋敷ニ少之柴をむすひ、いおりを立テ、其時則此宮ヲ鳥井ノ宮と名付申候。そのち馬寄村一之坂前立山ニ、御屋城ヲ作り奉上ケ、柳之口之氏神奉レ拾候。其時大學刑部より、上宮ニ六人ノ山伏六坊と申山伏ヲすへ置申を、彦山より押寄、下山ニ成候得と申候得共、承引不仕候故、大敷ニ而彼六部を打つふし申、それよりのみ柳村之内石橋山と申所、少之寺ヲ立テ、上山よりくわんおん佛を下し奉すへ、則此寺万立寺と名付申候。

一御預りの社人門司町大賀大宮司富野□野主馬太夫代々御支配ニ而紛無ニ御座候。其時分筑前嶋江より久寛と申禪門牢人仕參候を、掃除坊主ニすへ置申候得共、右治願之氣ニ入不レ申故出、其後中國より長寛と眞言坊主參候を、又掃除ニ置候得共、是又右久かん同斷ニ而、出申候。其後万立寺掃除人も置不レ申、ちうせつ仕、數年あれい、申候處、朽網村伊勢山ぶし覺治と申人、右之そらしを願申ニ付、又々右じかん方より、御頼申すへ置申候由ニ而、此覺治より此方、替リ不レ申候由ニ御座候。

一戸上山神事之儀者、毎年九月十六日しめを詠シニ而、同十八日より十九日晚迄之神事ニ而、同廿日は万立寺ニ御休ミ、同廿一日上宮御上被レ成候。

一、神事式禮之儀、次頼拾貳人毎年正月十九日九月廿一日宮座御座候。此座馬寄村伊古野大學同刑部、柳村貳人大野町□□□大江しげ松

一、一ノ殿あみたふつ馬寄村、二ノ殿薬師佛、三ノ殿かんおん大里三仕、如ニ此分ニ申候。治頼拾人内

元祿九年九月 日

貳人馬寄村 伊古大學 同 刑部

四人馬寄村

貳人柳村藏住

壹人大里町大江繁松

門司町

貳人二十丁朝日今藤
壹人小森江北原

大賀 大宮 司殿
富野 主馬 大夫殿 代々社人也

左記は企救郡某處に保存せる釣鐘の銘文なり。戸上之嶽秀聳豊天、中構靈祠輪奐美焉とあるを以て觀れば、戸上權現にありしものならんか。

戸上之嶽 秀聳豊天 中構靈祠 輪奐美焉 謹哉幸政 奉神正處
神範報鐘 龍簾高懸 厥音殷殷 嚮蒼層嶺 惟聞惟覺 聞盡覺圓
所仰祈者 國家安全 豐君寧泰 壽福綿延 金枝玉葉 瑞應無邊
禾穀豐登 民物欣伏

正徳元年 辛卯六月吉日

施主 中野氏敬白

〔門司宮末社記〕柳村戸上神社

鎮座寛平年中 祭日九月廿日廿一日也。從前廿日大里八坂社ニ神幸、同夜神樂、廿一日流鏑馬執行。

當時柳村、馬寄村、原町村、新町村、大里村、貳拾町村六ヶ村ヨリ崇祭也。

戸上社之義者、甲宗宮末社ニ而、御改度毎末社帳ニ連印差出來候處、寶曆年中山伏常學院ト掛

合出來、其根本末之儀ハ、追而御吟味御沙汰可レ被ニ仰付ニ段、大神親秀江御達ニ相成、其後爲レ何儀モ無ニ御座ニ付、元來常學院ハ名前斗リニ而、印形相除來候。常學院事當時依レ之此度モ連印相除、書武内右仲ト號上仕候

天 疫 神 社

大積字乙女にあり。

〔神社明細帳〕

祭神 奇稻毘賣命、武速須佐之男命、鎮魂八柱神、八衢毘古神、八衢毘賣神、久奈止神。

由緒 創立不詳。社記曰、丸山ノ城主大積上總介隆鎮ノ鎮守也。世ニ大積殿ト稱ス。正保三年再造シテ、今ノ社地ニ遷坐ス。大正十四年十二月二十五日村社ニ列セラル。祭日九月十六日、十七日。

〔企救郡誌「天疫神社」〕

祭神三座素戔鳴命、八王子神、券屬神、末社大積社。隆鎮靈社也。里人大積殿ト云。

此社の起原をしらず、後土御門天皇文明の比、丸山城主隆鎮の再建なりとぞ。是に依、隆鎮の靈社有、妖病疫病にかゝつらひし人、此神をいのれば、速に治るとて、常に參詣の人多し。年毎に九月十六日の夜、神樂を奏す。

〔門司宮末社〕天積村 天疫神社。

社説云、丸山城主大積上總介隆鎮之鎮守也。世ニ大積殿ト稱ス。落城後大積村尊崇之。而正保三年奉遷今社地。是大積村鎮守也。

〔村誌大積〕天疫神社。

本村ノ南方ニアリ。須佐之男命、天之忍穗耳命ヲ祭ル。年號干支詳ナラス。本村丸山城主大積上總介隆鎮之ヲ鎮守シ、後廢衰スルヲ以テ、正保三年村民祠廟ヲ再建ス。祭日九月十六日、十七日。

〔東郷村誌〕天疫神社。

祭神 奇稻田比賣命 八衢昆古神 武速須佐之男命 八衢昆賣神 鎮魂八柱神 久奈止神
由緒 創立不詳。社説に曰く、丸山の城主大積上總介隆鎮の鎮守也。世に大積殿と稱す。正保三年再造して、今の社地に遷座す。祭日は毎年九月十六、十七日なり。

傳説 古來本社は村民は勿論、他地方の人々崇敬厚く、殊に疫病流行の際は、參詣者其後を絶たざるが、其理由としては、次の如き傳説あるが爲めなるべし。

甲宗八幡神社縁起に據れば、凡海西稅物等、皆載レ舟到ニ于柳浦、轉越ニ大積ニ云々とあり。これを以て見るに、往昔早瀬の瀬戸、未だ通せざる際、三韓地方の朝貢或は輸出入物等は、柳浦即ち今の門司市大里町より、陸路奥田峠を越へ、伊川區字平山より、本村字黒川を経て、大積に運搬し、こゝより更に船によつて、内海に向ひしものゝ如し。故に當地は往昔輸出入の港灣として、船舶

輻輳し、爲めに「大積」の名をなすに至れるなるべし。

斯く船舶の出入多き當地方に於ては、當時疫病流行し、住民苦痛甚だしきにより、茲に疫病鎮護の神として、本社神を奉祀せるものなりと云ひ傳へり。

第三節 無 格 社

貴布禰神社

門司字丸山狸谷蔭平にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社。

祭神 高淤加美神 稚産靈神 閻淤加美神 彌都波能賣神 宇加之御魂神。

由緒 不詳。祭日九月二日、三日 同市大字同字栗林稻荷社ヲ明治十三年六月合併。本社ハ

字栗林ニ無格社貴布禰社トシテ祭祀アリシヲ、明治四十三年十二月十四日許可ヲ得テ、當地ニ移轉ス。

境内神社一社 稻荷社 祭神稚産靈神、宇加之御魂神、保食神 山緒不詳。

貴 布 禰 社

門司字清瀧にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社。

祭神 高淤加美神 闇淤加美神 彌都波能賣神
由緒 不詳。祭日六月十五日。

清 年 神 社

門司字吳竹にあり。

〔神社明細帳〕清年神社。

祭神 伊邪那岐神 伊邪那美神。
由緒 不詳。祭日十一月十四日、十五日。

貴 布 禰 社

門司字庄司にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社。

祭神 高淤加美神 闇淤加美神 彌都波能賣神 波邇夜毘賣神 波邇夜須毘古神 武内宿禰
由緒 不詳。祭日九月廿二日、廿三日。同村字洲崎地神祠ヲ明治十三年六月合併す。

祭神武内宿禰ハ字遠田無格社高良社トシテ祭祀アリシヲ四十三年十一月一日合併許可。

貴 布 禰 社

門司字迫にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社。

祭神 高淤加美神 闇淤加美神 彌都波能賣神 大山津見神 武内宿禰神 大國主神
伊邪那岐神 伊邪那美神 猿田毘古神。

由緒 不詳。祭日九月四日、五日。全村字神山口山神祠字森ケ本出雲社字堂ケ鼻高良社ヲ、

明治十三年六月本社へ合併。

伊邪那岐神、伊邪那美神は、字キフケシ無格社廣畑神社トシテ祭祀アリシヲ、四十四年六月
廿三日合併許可。

祭神猿田毘古神ハ字イジリ無格社猿田毘古社トシテ及全境内出雲社トシテ祭祀アリシ
ヲ、四十五年三月八日合併許可。出雲社ハ祭神大國主神ニテ、同一祭神ニ付合靈セリ。

八 坂 神 社

門司字畑田にあり。

〔神社明細帳〕八坂神社。

祭神 櫛名田毘賣命 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理比賣命 市寸島比賣命 多紀都比賣命 武内宿禰神
由緒 不詳。祭日六月十四日、十五日。全村字東明寺高良社ヲ明治十三年六月合併ス。

石 神 社

門司字石上にあり。

〔神社明細帳〕石神社。

祭神 豊磐間戸神 櫛盤間戸神。

由緒 神功皇后三韓ヲ征シ玉ヒ筑紫ヨリ穴門豊浦宮ニ還御ノ時、三韓ノ朝貢ヲ門司關ニ收ム。門司關ハ西海ノ口タリ。故ニ二神ヲ鎮祭シ、以テ衛護ノ神トス。祭日十一月一日。

水 神 社

門司字清瀧にあり。

〔神社明細帳〕水神社。

祭神 彌都波能賣神。

由緒 不詳。祭日二月。

羽 山 社

小森江字ツワ尾にあり。

〔神社明細帳〕羽山社。

祭神 淤騰山津見神 大山津見神 羽山津見神 正鹿山津見神 志夔山津見神 櫛名田毘賣神 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘賣命 市寸島比賣命 多岐都比賣命 大穴牟遲命 金山毘古命 豊日別命 猿田毘古神 高淤加美神 闇淤加美神 彌都波能賣神 稚産靈神 宇迦之御魂神。

由緒 不詳。祭日九月十八日。

祭神 高淤加美神、闇淤加美神、彌都波能賣神、稚産靈神、宇迦之御魂神ハ全大字全向山無格社、貴布禰社トシテ祭祀アリシヲ四十四年十二月廿五日合併許可。

〔企救郡誌〕

羽山大明神。

祭神五座 麓山祇命 大山祇命 正勝山祇命 離山祇命。

年毎に九月十八日夜、神樂あり。風師明神の神輿を此社にゆすり、神幸在。同十九日風師明神の神輿は、風師山に還御。

風 師 社

小森江字風師山にあり。

〔神社明細帳〕風師社。

祭神 志那都比古神 事代主神 志那都比賣神。

由緒 不詳。祭日九月十八日。全村字濱惠美須社ヲ明治十三年六月合併。

〔全救郡誌〕

風師山神社。

祭神二座 級長津彦命。

此山は小森江村の東に在、山の頭に巖重りて、頭挿たる形あるに仍て云ふ。此山の風を風頭風と云ひ、舟人大に恐る。歌枕に豊前又近江に同名在と云々。

夫木 春の日の頭花の山の櫻花散かふ毎に面影にたつ

源 俊 頼

春 日 神 社

田野浦字笠石山にあり。

〔神社明細帳〕春日神社。

祭神 經津主神 建御雷神 天兒屋根命 栲幡千千姫神 大山津見神。

由緒 不詳。祭日九月一日、二日。同村字日ノ迫山神祠ヲ十三年六月合併。

境内神社六社

八坂社。

祭神 櫛名田比賣命 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日

子根命 熊野久須毘命 多紀理比賣命 市寸島比賣命 多岐都比賣命。

由緒 不詳。祭日六月十三日。

建速社。

祭神 大穴牟遲神 須佐之男命 金山毘古神。

由緒 不詳。祭日三月十日。

稻荷社。

祭神 稚産靈神 宇迦之御魂神 保食神。

由緒 不詳。祭日十一月十八日。

惠美須社。

祭神 事代主神。

由緒 不詳。祭日二月一日。

巖島社。

祭神 市寸島比賣神。

由緒 不詳。全村字鳴竹ヨリ明治十三年六月移轉ス。

安波島社。

祭神 少名毘古神。

由緒 不詳。全村字日尻山ヨリ明治十三年六月移轉。

貴船社

田野浦字太刀浦にあり。

〔神社明細帳〕貴船社。

祭神 高淤加美神 櫛名田姫神 須佐之男神 鎮魂八柱神。

由緒 不詳。祭日九月十八日。

住吉神社

田野浦字大久保にあり。

〔神社明細帳〕住吉神社。

祭神 底筒之男命 中筒之男命 上筒之男命 息長帯比賣命 事代主神。

由緒 天保九年創立。楠原村隠田住吉大神ヲ移ス。祭日八月廿六日、廿七日。全村字町蛙子社

ヲ明治十三年六月本社へ合併。

蘭邊社

田野浦字村にあり。

〔神社明細帳〕蘭邊社。

祭神 猿田毘古神。

由緒 不詳。祭日六月廿七日。

巖島神社

田野浦字神ノ上山にあり。

〔神社明細帳〕巖島神社。

祭神 市寸島比賣命。

由緒 不詳。再建天保七年三月。例祭九月十七日。

疫 神 社

大里字中原にあり。

〔神社明細帳〕疫神社。

祭神 須佐之男命 大穴牟遲命 少彥名命
由緒 不詳。祭日一月七日。

八 坂 社

大里字祇園社森にあり。

〔神社明細帳〕八坂社。

祭神 楠名田比賣命 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日
子根命 熊野久須毘命 多紀理比賣命
市寸島比賣命 多岐都比賣命 中筒之男命 底筒之男命 上筒之男命 息長帯比賣命
大國主神 事代主神
由緒 不詳。祭日六月十四日十五日
祭神中筒之男命、底筒之男命、上筒之男命、息長帯比賣命ハ字住吉無格住吉社トシテ(山緒享保

八年社記曰、豊前國企救郡大里村住吉大神ハ、同國京都郡神田浦神島ニアリ、享保八年領主小笠原右近將監源忠雄、異國賊船追平ノ時、神島ヨリ大里ニ移シ、又攝津國住吉大神ヲ勸請シ、合テ一祠トナシ、社祿高二十石ヲ寄附ス。維新後ハ之レヲ廢ス(祭祀アリシヲ、四十四年五月十八日合併許可。祭日六月十四日拾五日。

祭神大國主神、事代主神ハ全町字屋敷ニ無格社惠、比須社トシテ祭祀アリシヲ、大正元年十月四日合併許可

境内神社三社

稻荷社

祭神 稚産靈神 宇迦之御魂神 保食神

由緒 不詳 祭日十一月八日

疫神社

祭神 須佐之男命 大穴牟遲命 少名彥那命

由緒 不詳 祭日六月十五日

天神社

祭神 菅原神

由緒 不詳 祭日二月廿四日 八月廿四日
廿五日 廿五日

〔明治三年企救郡神社記〕

豊前國企救郡大里村住吉大神ハ、元同國京都郡神田浦神島ニ在ス住吉大神也。此島ハ人皇十四代 仲哀天皇二年、筑紫熊襲ヲ征伐ノ時、皇后ヲ迎玉フニ依リテ、角鹿ヨリ豊浦ニ參賜時、此島ニ御船ヲ繫セ賜フ。今其所ニ礎石ト云アリ。又御沓ヲ脱賜フ。是ヲ沓石ト云。其後凱陣アリテ、穴門山田村ニ住吉大神ヲ祭リ玉フト云云。後山田ヨリ神島ニ奉崇請テ、享保八癸卯年小笠原右近將監源忠雄侯、爲異國賊船追平、從神島移大里、且攝津國住吉大神ヲ勸請シ、建二祠、一、大里住吉大神奉祭ナリ。此神ノ神威灼然ナリ。抑住吉大神ハ神代ニ伊邪那岐命、筑紫日向ノ小戸橋檉原ノ中瀬ニ、身濯シ賜ヒ、海底海上ニ祓除シ玉フ時ニ、顯レ玉フ大神ニマシケル。其後息長足姫命神功皇后ナリ。三韓ヲ征伐シ玉フ時、水底水葉稚之出居神ト名ノリ玉ヒ、船中ヲ守護リ、官軍ノ勝利、双ニ不レ血而、三韓自服シモ、住吉大神ノ感應故也ト知食、還リ幸居シテ、住吉大神ノ荒魂ヲ穴門山田村ニ、和魂ヲ攝津住吉浦ニ祭リ玉フ。此時神託眞住吉ノ國ナリト鎮座地ヲ號テ、住吉ト云傳ル也。然至三千今、此大神ノ神德、八洲ニ充滿テ、國々所々ニ祭リ、仰キ奉ルモノナリ。

小笠原侯御寄附狀

覺

一高貳拾石 免三ツ 物成六石

右者大里村住吉社爲神領、永々御寄附被仰付候、川江左惠眞、此旨可被申付者也。

享保八年卯四月七日

小笠原權左衛門判

市川 惣 助 殿

朝比奈清左衛門殿

吉江九郎右衛門殿

〔小笠原忠雄公年譜〕

享保八年三月大里浦ノ濱ニ、住吉社ヲ建立シ給フ。往古京都郡菊田村ノ沖神ノ島エ、住吉社アリシカ、既ニ破壊セルヲ以テ、公コレヲ再興トシテ、當社ヲ建立シ給フ也。

四月三日住吉社エ遷宮アリ。川江左江眞種久到津社ノ神職川江外記種式三男也ヲ社職トシ給フ。同月七日公住吉

社エ高貳拾石免三ツ成リヲ寄附シ給フ。

〔企救郡誌〕

祇園社 祭神三座 素盞鳴命 稻田姫命 蛇毒神

毎年六月十四日の夜、神樂を奏す。

〔企救郡誌〕

住吉神社祭神四座 底筒男命 中筒男命 表筒男命 神功皇后

往古當社は京都郡菊田庄甲の島に鎮座在しを、此處に遷し奉りし也。抑此神の島と云ふは、神功皇后の御舟を掛させ給ひし處なるに依、往古長門國山田の村なる住吉の荒魂神を鎮座せ

し也。抑當社に遷し奉りし始は、中御門天皇享保の比、異國の賊舟年毎に襲ひ來りければ、領主小笠原右近將監源忠雄朝臣、長門の國主に牒し合せ、賊舟を生捕給ひぬ。其時追平の事を、攝津國住吉の和魂の神に祈たまひしに、其効在しに、仍大宅臣田中光好に告給て、享保八年四月三日此社に奇魂を遷し奉りし也。是により年毎に六月廿八日より、同廿九日の夜に、到神樂を奏し奉り、領主より奉幣使を立らる。同卅日夏越祓在、常に下筋の御大名方、渡海上下の度毎に、海上より遙拜あり。家臣をして大麻を捧げ、平安を祈給ふ。尙領主小笠原侯上下御通船の毎に、物頭衆を使として、奉幣在るを例とす。

淡 嶋 神 社

大里字大久田にあり。

〔神社明細帳〕淡嶋神社

祭神 少名比古那神

由緒 不詳

〔余救郡誌〕

奥田神社 祭神一座 少彦名神

當社は紀國粟嶋社より勸請せしと雖も、其年月をしらす。

貴 布 禰 神 社

大積字芝ヶ畑にあり。

〔神社明細帳〕

祭神 高淤加美神 閻淤加美神 彌都波女命

由緒 不詳。古老傳フ、安永年中、農作不登ノ患ヒアリ、依テ水ノ神ヲ祭ルト。

御 祖 社

白野江字柿迫にあり。

〔神社明細帳〕御祖社

祭神 高御産巢日神 天之御中主神 神御産巢日神 産稻毘賣神 須佐之男神 八柱神

彌都波能賣神 須佐毘神

由緒 不詳。祭日九月十一日、十二日、全村字森添貴船社、字青濱小、一、郎社ヲ、明治十三年六

月合併。祭神須佐毘神ハ、全村全字無格社ハ、坂社トシテ

境内神社壹社

八柱祠

祭神 天之忍穗耳命 天之菩卑命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘賣命 市寸
島毘賣命 多岐都比賣命 天津日子根命
由緒 不詳。本村字青濱ヨリ明治十三年六月本社境内ニ移轉。

御祖神社

白野江字家ノ上にあり。

〔神社明細帳〕御祖神社

祭神 高御産靈神 天之御中主神 神産靈神
由緒 不詳 祭日九月十一日十二日 本社は元字名山ニ鎮座ノ處明治三十六年十二月廿
五日許可ヲ得テ本地ニ移轉ス。

山 神 社

白野江字山中にあり。

〔神社明細帳〕山神社

祭神 大山津見神

由緒 不詳 祭日九月十一日、十二日

貴 布 禰 社

黒川字向山にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社

祭神 高淤加美神 關淤加美神 彌都波能賣神 仁徳天皇
由緒 不詳。古老傳ニ云明和年中蝗害アリ村民議リテ祭レ之。再興文化二年。祭日九月廿九
日 本村字下若宮社ヲ明治十三年六月本社ニ合併

貴 布 禰 社

黒川字旭谷にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社

祭神 高淤加美神 關淤加美神 彌都波能賣神 武早須佐之男命
由緒 不詳。明暦元年再興。祭日九月十七日十八日 本村字谷門八坂神社ヲ明治十三年
六月合併。

貴船神社

黒川字小倉にあり。

〔神社明細帳〕貴船神社

祭神 高淤加美神 闇淤加美神 彌部波女命
由緒 創立公稱不詳ト雖モ古老傳ニ該所黒川村ノ支村ニシテ殊ニ深谷ナリ。依テ溪谷惡魔降伏ノタメ、明和年中再興スト云。例祭九月二十五日

貴布禰社

喜多久字古屋敷にあり。

〔神社明細帳〕貴布禰社

祭神 高淤加美神 闇淤加美神 彌部波能賣神
由緒 不詳。明治元年八月再興。祭日九月廿一日、廿二日

天疫神社

柄杓田字宮脇にあり。

〔神社明細帳〕

祭神 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 熊野久須毘命 多紀理比賣命 市寸島比賣命 多岐都比賣命 高淤加美神 闇淤加美神 彌部波能賣神

由緒 寛文中創立。古老傳曰、寛文中ヨリ字濱ノ上ニ鎮坐アリ。安政三年五月字宮山ニ移シ再建ス。祭日九月十五日

本村字貴船迫貴船神社ヲ明治十三年六月合併ス。

境内神社一社 八坂神社

祭神 櫛名田毘賣命 須佐之男命 天之忍穗耳命 天之菩卑命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘賣命 市寸島比賣命 多岐津比賣命
由緒 享保年中今井津八坂神ヲ本社ヘ勸請合殿。天明年中境内ヘ分殿。天保年中再建。祭日六月十三日

惠美須神社

柄杓田字濱にあり。

〔神社明細帳〕

祭神 事代主神 豊玉毘賣神

由緒 創立寛文中。古老傳云、寛文中字岳ノ鼻へ鎮坐アリ。天明年中字濱へ移轉。文化年中再建。祭日十一月三日。

第十二章 寺院及宗教

第一節 寺院

眞光寺

門司字フゲンジにあり。淨土宗にして小倉圓應寺末なり。

〔寺院明細帳〕

壽永年中創立。慶長十六年再興。其他不詳。

境内佛堂一字 地藏堂。

〔企救郡寺院開基録〕

眞光寺 門司村 阿彌陀座像壹尺七寸。

開基年號不詳。相分中。古代眞言宗海徳寺と號し、門司社の社僧なりしが、元暦年中於三門司關源平合戦の後、大破及候處、細川家臣長岡勘解由左衛門門司城代にて、慶長十六年秀傳法師を立て、海徳寺を眞光寺と改む。長岡菩提所となる。細川家肥後に御移の後、擅那なきにより、淨土宗となり、圓應寺の末となる。

〔門司叢談〕法性山眞光寺。

眞光寺は舊門司町一丁目に在り。境内古雅にして、苔色蒼然たり。且地勢高潔にして、風景最も佳なり。當山の創建は、壽永年中にして、元海徳寺と號し、眞言宗なりしか。後慶長十六年門司城山の城代長岡勘解山左衛門、當寺を菩提所と定め、觸譽秀傳和尚を中興開山となし、淨土宗に轉じ、阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年兵火に罹り、本堂、庫裡、什寶、記録等悉く烏有に歸し、歴史を堙滅せしめたるは、甚だ遺憾なり。明治の初年、今の本堂、庫裡等を再建せしも、時局草莽に際し、未だ舊時の觀をなさず。今代の住職は坂本龍延師にして、門徒數百を有し、教義最盛なり。境内に薄墨の櫻あり。花時杖を曳く者多く、其名遠近に高し。

筆立の山の四附にぬれて咲さくらやそみし薄墨のいろ

讀人しらす

〔村誌門司〕

古墳墓 本村ノ東方眞光寺境内ニアリ。事蹟不詳。石碑アリ。高四尺許。碑名一是眷唯心淨土成。大居士トアリ。

正 蓮 寺

門司字弓場屋敷にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

開基明寂ハ長門國豊浦郡前田村ノ住人、平氏宗祐之嫡男ニシテ、豊前國企救郡楠原村起福寺祥雲法印ノ弟子慈雲ト名附天臺宗ノ僧タリ。其後弘治、永祿之頃、肥前國飽田郡熊本西光寺ニ到リ、初テ眞宗ノ法門ヲ聽聞シ、同寺ノ弟子トナル。攝津國石山戰爭ノ節、明寂ト改稱シ、六ヶ年間石山城ニ在リ。天正三乙亥年冬、舊里楠原村ニ歸ル。前年冬十二月十二日、大友ノ軍ノ爲ニ、門司ヶ城落テ、起福寺モ燒失。故ニ今ノ地ニ一字ヲ創建ス。正蓮寺是也。

〔企救郡寺院開基録〕

高玉山正蓮寺 楠原村。

當山開基明寂師、俗性鎮守府將軍平國香の後胤下野國司大内家の末流平松勘解山判官平宗行、養和天皇長洲赤間ヶ關にて入水遊され、宗行は同國壇浦にて忠死したまひ、末子宗時は同國豊浦郡前田村に住し、宗時十一世前田藤四郎宗祐之息、幼兒より才智世人に異りければ、豊前企救郡楠原村王明王向月院起福寺祥雲法師の門に入り僧となる。茲雲と法名をつけ、内外兩典顯密瑜伽の奥儀を極め、二十五歳にして起福寺住侶となり、權律師とす。み、三十五にして聖道の澄悟しかたき事をあきらめ、事務を末弟義淳に譲り、肥後國飽託郡熊本西光寺にて、出離解脱の良因を研究して、他力の源底をき、同國玉名郡分田村に草庵を結ひぬ。元龜元庚午年之頃、石山本願寺御法難に付き、西光寺籠城せられければ、慈雲律師明寂と改め、六年の間籠城なし。御門主籠城御稱譽にて、元龜三申八月十七日阿彌陀佛の像一軀給はる。天正三

亥年下向して、舊里の起福寺の且徒を教化せはやと、楠原村に至りければ、昨年門司の城落ち、起福寺は大友の爲めに焼かれ、住侶義淳法師は庵住せり。天正十八庚寅年二月二日明寂年六十八。元天臺宗王明山向月院起福寺大友の爲めに破却せられ、法師庵に住、三代目大神古屋敷に移し、六代目月山の代、起福寺舊地中の殿今地に移す。本尊阿彌陀、横川源信僧都作、御丈三尺。〔門司叢談〕向月山正蓮寺。

正蓮寺は日出町九丁目の末より北の方半町ばかりの山手に在り。寺は左まで廣大ならざるも、明治四拾年數千圓の喜捨を以て、庫裏を改築し、諸般の設備完全せり。後方の丘陵は天然の庭園をなし、四圍樹林多く、風趣最も閑雅なり。始め山號を高玉山と唱へしが、今は向月山と改む。元天臺宗なりしを、天正年中眞宗西派となり、今は即ち本派の所屬たり。今代の住職は、微龍溪師にして、開基より十三世の末裔なり。多數の且徒を有し、教義大に行はる。抑も當山の開基を尋るに、天永年中、長門國豐浦郡に前田藤四郎宗祐といふ人あり。此人は鎮守府將軍平國香の後胤、下野の國司大内家の末流、平松勘解由判官平宗行の末孫にして、宗行は文治元年三月廿四日安徳天皇に従ひ、壇の浦裳裾川に戦死し、其子宗時死を免れて、前田村に隠る。藤四郎は實に其五代の孫也。天永三年一子を設く。其子幼にして才あり。父母之を愛感し、豊前國企救郡楠原村天臺宗王明山向月院起福寺の跡、今日本銀行社宅より一丁ばかり東字權現の附近に在り)の徒弟となし、遂に剃髮染衣の身となり、名を慈雲と稱し、才學日に進む。天文十六

年二十五歳にして、師の跡を襲ひ、權律師に進む。其のち感ずる事あり。法務を末弟義淳なる者に譲り、その身は諸國を行脚し、出離解脱の良因を研究せばやと、終に笈を肥後の國熊本西迎寺に止め、易行他力の源底を聴き、眞宗一派の安心を領解し、佛典の奥妙を極めたり。後同國王名郡分田村に假居す。爰に元龜元年一向宗の僧徒織田信長と偶々合戦の事あり。此時慈雲法名を明寂と改め、西光寺に従ふて、江州石山寺に防戦し、數度の戦ひに軍功を顯し、時の法主蓮如上人、大に其功を稱し、同三年八月十七日本尊方便法身の畫像に自署を加へて、之を授けたり。天正の初め豊前に下向して、舊里楠原村の起福寺に至り見るに、爰にも先年來戦争の斷間なく、豊後の大友勢は、屢々門司城に迫害を加へ、起福寺の如きも大友の爲に破却せられ、住侶義淳は同村法師菴に假居す。明寂師尋ね至りて、師弟同室に起臥し、宗旨を眞宗に改め、正蓮寺と號す。専ら弘願の捷徑を教育し、佛恩報盡の經營に怠りなかりしが、明寂年六十八歳にて、天正十八年二月二日終に入寂を遂げられたり。是れ實に正蓮寺の開基にして、向月山は起福寺の院號に因みたるものなり。夫より三代目高玉師の代、寺を同村中の殿に移す。是れ則ち今の正蓮寺にして、始め高玉山と稱せしは、此故ならん歟。正蓮寺過去帳に曰く。

開基明寂師、俗姓は前田藤四郎宗祐の息、天台宗起福寺の住、慈雲律師也。天正十八年寅三月十八日入寂。高玉山正蓮寺元天台宗王明山向月院起福寺大友の爲に破却せられ、法師菴に移る。三代目高玉の代、中の殿今の地に移る。

〔村誌補原〕

正蓮寺 本郡北方村専妙寺ノ末派ナリ村ノ東方ニアリ。天正元癸酉年僧明寂創建ス。

三 光 寺

門司末廣町一丁目にあり。眞宗本願寺末なり。此寺舊門司にありしが大正四年一月十七日現地へ移轉せり。

〔寺院明細帳〕

文祿元辰年七月創立其他不詳。

〔企救郡寺院開基録〕

三光寺 門司村。

本尊菩提即行の阿彌陀丈貳尺五寸。

開基年號宗旨等不_レ申_レ相分、中興眞宗開基明順、文祿年中 元祿三午年木佛寺號本願寺より受。

〔門司叢談〕明應山三光寺。

三光寺は舊門司町三丁目に在り。境内は古城山の山腰に在るが故に、港内の觀望一瞥の中に聚る。當時の開基は文祿元年七月にして、夫より五年目、今の本山西本願寺より、本尊阿彌陀如

來の木像を賜はり、眞宗西派となる。今は即ち本派の所屬たり。今代の住職は西明龍勝師にして、開基より十四代の末裔なり。約八百戸の門徒を有し、市内新町四丁目に出張所を置き、寺務繁忙なり。抑も當山の縁起を尋ぬるに、天正年中門司村に明應寺今の梶が鼻の上、觀音寺今の兵器製造所の上、大通寺今の舊門司墓地の下)の三個寺ありしが、何れも皆寺門小規模にして、教義振はず。茲に明應寺の住職明順といふ人、其衰頹を歎じ、三堂を合併して、一個寺となし、新に地を開いて堂宇を建立し(今の海軍需品庫事務所の所在地)、三個寺に因みて、三光寺と稱す。之れ即ち當山の開基にして、明順は實に其開祖なり。山號を明應山と稱するも、亦此故ならん。歟。開山の當時は天台宗なりしが、慶長元年眞宗に改む。其後應永、文化、慶應等の年中、兵火又は失火等の爲め、燒失に逢ひ、屢々堂宇の改築をなせしが、明治二十一年遂に海軍省の爲に、境内買收せられ、依て現今の地に移轉す。先代西明大龍師の時迄、字明應寺、大通寺、觀音寺の三字は其所有なりしを、明應寺、觀音寺は陸軍省用地となり、字大通寺は今の境内と交換をなし、三個所とも全く寺門と關係を絶つに至れり。

○村誌に此寺攝津佛照寺末にして、文祿元年僧明順創建、慶應二年兵燹に罹り、堂宇燒失と記せり。

慈 雲 寺

門司にあり。禪宗曹洞派にして、山口縣長府功山寺末なり。

〔寺院明細帳〕

享保十八年^{月日不詳}長門國長府曹洞宗功山寺第十九世棟外和尚ノ開基ニシテ、本寺タル功山寺及信徒ヨリ維持シ來リシモ、維新ノ際、功山寺廢祿トナリ、維持シ難キヲ以テ、明治二十二年六月關係人協議ノ上、官廳ノ許可ヲ受ケ、功山寺へ合併ノ處、豐國門司市ニ於ケル同宗信徒ノ希望ニ依リ、明治三十三年八月十八日福岡縣廳ノ許可ヲ得テ、肩書ノ地ニ本寺功山寺住職桑原探底主トナリ再興ス。

境内佛堂一宇 金毘羅堂 本尊金毘羅權現

二百年以前ヨリ功山寺ノ鎮守ニシテ、全寺後山ノ頂上ニ堂ヲ構ヘ、祭祀ノ處、明治維新ノ際、同寺廢祿以來、終ニ廢滅ニ屬シ功山寺ノ堂内ニ安置シアリタルヲ、慈雲寺再興之際、同寺境内ニ移シ、鎮守トス。

〔門司叢談〕慈雲寺

當寺の本尊は觀世音菩薩、釋迦如來、脇立、文珠菩薩、普賢菩薩にして、俗に白木崎の金比羅様と稱するもの則ち慈雲寺なり。慈雲寺は元山口縣長門國豐浦郡長府町に在りて、同所曹洞宗功山寺の末寺なり。享保十八年功山寺第十九世棟外和尚、慈雲寺を創立したるも、其後教義振はず、從つて維持に困難を來し、殆んど廢滅に瀕せり。明治二十二年六月に至り、遂に本寺たる功

山寺に合併するの止を得ざるに至りたり。然るに本市白木崎の富豪磯部松藏氏外信徒の希望に依り、明治三十三年八月十八日現今の處に移轉再興せり。別に功山寺背後の山頂に、古來同寺の鎮守にして祀り來れる金比羅權現在り。是又故有て同寺内に安置せしを、慈雲寺と共に移轉して、同等の配祀となし、今大に繁昌せり。

林 現 寺

門司字堂ヶ森にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

天正年間山口縣佐波郡防府町大字三田尻八百四十一番地ニ創立。然ニ當市末廣町一丁目京極僧駿教場ヲ設ケ、專ラ布教ニ從事シ、信徒ノ歸依スルモノ多ク、茲ニ寺院ノ必要ヲ感シ、信徒相謀リ、明治四十二年十月四日移轉出願、全四十三年五月十八日山口縣知事ヨリ寺院復舊移轉ノ件許可アリタルモノナリ。開基其他不詳。明治四十五年五月十五日福岡縣ヨリ明細帳登錄許可アリ。

西 光 寺

大阪町にあり。淨土宗派にて、本寺峰高寺末なり。

〔寺院明細帳〕

本尊阿彌陀佛

山緒 元和元年開山稱譽宗益ノ創立。其他緣由不詳。四十一年九月十六日門司市字畑田二千九百六十九番地へ移轉ス。

境内佛堂一字

觀音堂 本尊觀世音菩薩

山緒 元祿年中創立。明治九年再興。

○按ずるにこの寺もと小倉大阪町にあり。明治五年寺院本末明細帳に、境内百六十三坪餘。檀家百三軒とす。一書に「元和二年當時五世中興三譽法龍創建。往昔稱譽開山宗益なり。四世まで過去帳焼失に付、年歴不詳」とあり。

本正寺

門司堤ノ上椎木迫にあり。日蓮宗なり。

〔寺院明細帳〕

元和元丙辰慈性房日進創立。享保十五庚子年成圓院日利創立ト傳フ。

○按ずるに此寺山梨縣南巨摩郡本建村字柄原山にあり。安住坊と稱せしが、本正寺と改め、現

地に移轉の許可を受けたり。大正六年十月十八日移轉届済。

大光明院

門司上ノ山にあり。眞言宗にして、高野山金剛峰寺末なり。

〔寺院明細帳〕

創立開基不詳。當院ハ元和歌山縣伊都郡高野村大字高野山ニアリシヲ、大正十年十一月十一日付地方廳ノ許可ヲ得、當地ニ移轉ス

地藏寺

門司字上ノ山東明寺にあり。眞言宗にして、高野山金剛峰寺末なり。

〔寺院明細帳〕

創立開基不詳。當寺元和歌山縣那賀郡麻生津村大字横谷ニ在リシヲ、大正十年十一月十二日付ヲ以テ、地方廳ノ許可ヲ得、當地ニ移轉ス。

大雄寺

門司上ノ山東明寺にあり。日蓮宗にして身延山久遠寺末なり。

〔寺院明細帳〕

文祿四年慈性坊日進創立。一書ニ享保五年法久坊日宗開基。大正十五年六月二十九日山梨縣知事ノ許可ヲ得テ、山梨縣南巨摩郡本建村日蓮宗神通坊ヲ大雄寺ト改シ、現地ニ移轉ス

〔沿革屆書〕

當山ハ元ト神通坊ト稱シ、山梨縣南巨摩郡本建村ニ在リ。文祿四年慈性坊日進ノ創立ニシテ享保五年法久坊日宗ノ開基ナリ。然ルニ明治三十八年五月八日日本縣小倉市妙法寺二十二世大雄院日當延本敏雄、當市幸町ニ於テ有信結社教會所ヲ設置ス。之レ當港ニ於ケル本化道場ノ嚆矢トス。爾來幾星霜、市勢彌發展シ、人口増々密ヲ加フルニ從ヒ、賽者踵ヲ接シ、掌宇稍狹隘ヲ感ズルヲ以テ、地ヲ中央東谷ニ選ビ、大正十二年申茲ニ移轉ス。次デ境内ヲ擴張シ、本堂及庫裡ヲ建設シテ、稍寺院タルノ規模ヲ整ヘ、大正十四年七月五日ヲ以テ、前記神通坊ヲ移轉シ、併テ中興記念ノタメ東明山大雄寺ト改稱ノ件ヲ出願シテ、大正十五年六月廿九日ヲ以テ許可セラル。

法音寺

門司字廣石にあり。禪宗曹洞派にして、田川郡香春高坐石寺末なり。

〔寺院明細帳〕

慶長十年三月十日下午總國香取郡香取町曹洞宗眞福寺五世香盛和尚、同町字矢本ニ一字ヲ建立シテ、玉田山額應院ト號ス。後チ星霜ヲ經テ火災ニ罹リ、堂宇竝ニ什器等皆烏有ニ歸ス。依テ假堂ヲ建設シ、漸次ニ本堂再築ノ豫定ヲナシタルモ、無檀微祿ノ爲メ、維持困難ニ付、大正十五年九月十四日附千葉縣知事ノ許可ヲ得テ、同年十二月八日福岡縣門司市大字門司字廣石町五百七十九番地ヘ移轉ス。昭和三年二月九日福岡縣知事ノ許可ヲ得テ、法音寺ト改稱ス。境内佛堂一字 護法堂 本尊護法菩薩

眞樂寺

田野浦字聖山にあり。淨土宗西山派にして、光明寺末なり。

〔寺院明細帳〕

由緒不詳。

〔護念寺記錄〕

西生寺末、田野浦阿彌陀堂

往古聖山有草庵一字、號眞樂寺、安置春日作彌陀本尊、中古草庵破壊、本尊難置、仍本尊并

寺號預ル、西生寺再建、延寶三年中興、移本尊、爲末庵、無且那、

村誌に、此寺大里西生寺末、創建年號詳ならず。其の後延寶三年中興、慶應二年兵燹に罹り、堂宇燒失と記せり。

境内に肥前溺死者の塔あり。寶曆十二年八月肥前佐嘉藩の船十一艘、田野浦にて風波の難に遭ひ、肥前人三十二人、長門人二十一人溺死す。翌年佐嘉侯塔を建てしむ。文は大潮の撰なり。豊田春興氏を煩して、讀み得たるを左に録す。

溺死海會塔誌

寶曆壬午秋七月、吾肥藩船十有一艘、將下東沙大洋、而迎長崎知縣於大坂上。發自伊萬里港、於是八月八日行到小倉東田野浦、則忽焉回風大作、波浪起立日也。收晦他列舟之小者、不幸而卒然不見者多矣。然吾肥藩船甚堅而巨也、且吾船人及與從長門來備作操船者若干人、固善於操棹力究伎、尙不得輒禦風濤、則潮水漏溢、頃刻而溺死二十有一人、即長門人也、且吾肥人三十有二人、同時溺死、于時小倉津吏及本浦人、各放小舟、而得諸死尸。於溺處、於是肥人死尸、合葬于本浦眞樂教寺、若使長門人尸並皆送之、葬其梓里焉。獨有小吏一人、姓横尾氏者、則得尸、火化收骨、以歸葬于肥。

天下有溺者、由己溺之已饑之也、聖賢以仁治民、是以如是其急也。今吾藩侯其於愛民、亦不至乎可書也。書爲海會塔誌。

癸未歲季夏之月、肥前佐嘉城北甘露元皓大潮撰

教 正 寺

小森江にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

天明二年ノ創立ニシテ、爾來百三十四年間、島根縣通磨郡大家村大字大家本郷二百七十一番地ニ在リシヲ、大正七年一月十六日地方廳ノ許可ヲ得テ、當地ニ移轉ス。按ずるに移轉完了は、大正九年五月卅一日なり。

德 念 寺

小森江字大平山にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

大正九年十月廿三日長野縣知事ノ許可ヲ得テ、長野縣埴科郡杭瀬下村ヨリ移轉ス。

西 生 寺

柳ヶ浦字北ノ出口にあり。浄土宗西山派にして、光明寺末なり。

〔寺院明細帳〕

康正二年建立開山等阿彌陀慧門大和尚。

明治十六年一月廿九日再建。

境内佛堂一宇 觀音堂。

村誌に長野村護念寺末村の北方にあり。康正二年僧惠門創建、其後僧快道中興、慶應二丙寅年兵燹に罹り堂宇焼失と記せり。天明年間の小倉領寺院聚録にも、護念寺の末寺とす。されど今は光明寺末なり。

藩政時代此寺に於て、企救郡内の宗門改をなし、郡民に踏繪をなさしめしが、後にはこれを改め、下曾根慈恩寺に於て、宗門改をなせり。中村平左衛門日記を按ずるに、文久元年三月四日は、西宗寺にて行ひ、元治元年三月十三日は慈恩寺にて行ひしことを記せども、文久二年、三年の事を記さず。他記録を按ずるに、文久三年には慈恩寺にて行ひしもの如し。此寺慶應二年丙寅の兵火に焼失せしが、明治十六年再興せり。境内廣し。

佛 願 寺

柳ヶ浦字町屋敷にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

開基常稱院教心、慶應二丙寅年長倉戦争ノ際焼失ス。

〔企救郡寺院開基録〕

梅谷山佛願寺 本尊阿彌陀、開山教心、創立年代不詳。

此寺慶應二年の兵火に焼失せり。明治十七年再建。

大 専 寺

柳ヶ浦字町屋敷にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

當寺其先ハ本國本郡柳村字風呂禪院西光大専寺ト號ス。然ルニ慶長年中、淨欣代ニ至リテ、當地エ移轉シ、宗旨ヲ改メ、眞宗道場トナシ、當寺ノ開基トナル。然レ共實記ハ慶應二丙寅七月三日長倉戦争ノ時、兵火ニ罹リ、焼失ス。

〔企救郡寺院開基録〕

西光大専寺 大里村本尊阿彌陀、當山は昔古禪宗にて、柳村に有しといふ。慶長年中に、淨順と云僧、此村に建。

村誌に此寺西京佛照寺末とす。慶應二年兵火に焼失、明治十一年十月再建起工。

靜 泰 院

柳ヶ浦字戸上にあり。

〔寺院明細帳〕

万治二年亥五月小笠原長俊創立。小倉馬借町開善寺三世南津和尚開祖。

〔企救郡寺院開基録〕

靜泰院 柳村蘭山和尚開基。万治元戊戌四月廿六日靜泰院殿義翁傑信大居士從五位下小笠原出雲守源朝臣長俊戸上山の下にして、柳村より少し南の方なる杉林の中にあり。本堂は戊の方に向ひ、本尊は觀世音菩薩なり。開山の墓は南に向ひ、靈屋靜泰殿、御墓は少し西なる松林の中にあり。

〔企救郡誌〕

靜泰院 從五位下小笠原出雲守源朝臣長俊靈堂也。蘭山和尚開基す。

〔村誌柳〕

靜泰院 東西貳拾八間、南北貳拾四間、四合、面積貳反貳畝廿三步。禪宗西京花園妙心寺ノ末派ナリ。村ノ南方ニアリ。萬治二己亥歲小笠原氏老臣小笠原長繁先祖墳墓ノ地タルヲ以テ創建シ、僧南津之ニ居ル。其後衰微セララルヲ以テ、小笠原長舊再建シ、僧蘭山之ニ居ル。慶應二丙寅年

兵乱ノ爲、堂宇毀損シ、本堂解體ニシ、假ニ庫裏ヲ以テ兼ル。

按ずるに村誌其の他に記す所、信すべからざるものあり。小笠原長俊は萬治元年四月廿六日歿し、開善寺の南津和尚は寛永十八年九月廿八日寂せり。靜泰院の開山は有名なる蘭山和尚なること、諸記録に記す所なり。然れども長俊が蘭山を招請して開山とせりとするは非なり。二人は全く時代を異にせり。蘭山が靜泰院に入りしは、明和七年にして、長俊の歿後百十餘年なり。長俊の時に靜泰院が創められしものとせば、其の時の僧は開善寺の月叟和尚、寛文五年寂なるべし。靜泰院の位牌に當山開祖月叟和尚禪師とし、創建開山勅證圓機妙應禪師蘭山隆和尚として、開祖と開山とを區別せり。靜泰院に關係深き小笠原出雲の傳記は詳ならざれども、系圖に記したるものをここに示さん。

長俊 ○中 秀政公六男 ○中 元和四戊午年登三山城國愛宕山、爲三長床坊之弟子、名三治部卿、同六年庚申年退三去愛宕山、還俗號三小笠原内匠助、爲三處士、倚三頼松下石見守重綱、赴三武江、同八

壬戌年告三將軍秀忠公、爲三家光公近侍、同冬叙三從五位下、任三出雲守、寛永十癸酉年出三奔東武、退三隱于京及江戸堅田湖邊、再爲三處士、兄忠政聞怒之、暫絶三好、同十四丁丑年到三豐州小倉一住居、時忠政親交會、萬治元戊戌四月廿六日卒、於小倉、法諱義翁傑信、號三靜泰院。

數年前編者鍵本有太郎氏の案内によりて、同寺を訪ふ。往事を知るべき材料殆存せず。本尊の傍にある位牌の中に、「前住當山丈巖俊和尚禪師明治十六年三月二十日」と記せしあり。此和尚の頃、當寺

は衰微の極に達し、本堂なども、他に轉賣せられたりと、土地の人は語れり。石碑の古きものは無きかと探るに、畑の中に一塔あり、覺林素蘊禪定門寛文六年霜月十八日と刻せり。如何なる人の墓か明ならず。寺後の畑の片隅に、數多の圓塔倒れたるまゝに、積重ねられたるあり。これは歴代住職の石塔なるべし。後にて聞けば、他處にありしを、此處に運べるなりといふ。扱もあはれなる状なるかな。

小笠原出雲一家の墓地は、寺と離れたる高處の眺望よき丘上に、依然としてあり。万治元戊戌曆四月廿六日、靜泰院殿義翁信大居士、從五位下小笠原出雲守源長俊と刻せるは、碑石最も大にして、其の他正徳六年の前小笠原帶刀源長順の墓、享保二年の小笠原帶刀の墓等あり。有名なる蘭山和尚が二十七八年も居りて、雲衲來集せし靜泰院も、今は殆見る影も無き状態にある今日、せめては靜泰院と離るべからざる緣故ある小笠原出雲一家の墓地は、もとのまゝに保存したきものなり。

蘭山が小倉開善寺を退きて靜泰院に入りしは、明和七年にして、此時荆棘を開きて、建設に努め、雲衲來集す。居こと二十七八年、寛政九年京都龍安寺に赴き、間も無く寂す。年八十。人物編に蘭山の事を記せり。

編者嘗て蘭山の事績を探らんと欲し、京都に赴き、妙心寺内二三の寺を訪問し、龍安寺の蘭山の墓に詣でしことあり。本文を草するに際し、當時を追懐し、感慨殊に深きものあり。

鎮西別院

大里字セイケ谷尻柳原にあり。眞宗本願寺派の寺院なり。

〔寺院明細帳〕

創立年時其他不詳。明治四十四年山口以南九州及台灣琉球ニ至ル本派末寺及門信徒統轄道場建設ノ必要アリ。富山縣下新川郡片貝谷村大字東城ヨリ寺跡移轉スルニ至リ、明治四十五年二月六日富山縣知事ノ許可ヲ得タリ。同年五月廿七日福岡縣明細帳登録許可。明治四十五年六月十八日日本

願寺鎮西門(別カ)院ト改稱、同時本願寺住職(清主)兼務ノ件承認セラル。

按ずるに明治四十五年富山縣知事の移轉許可を得し時の寺號は教證寺といへり。鎮西別院は大正六年二月二十五日火災に罹れり。

淨光寺

大積字辻向にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

創立元祿年中。公稱元祿三庚午年七月六日許可。安政四丁巳年十一月廿一日燒失。開基ハ清水冠者木曾義隆ノ遠孫清水義則也。剃髮定玄ト號スト云。

〔企救郡寺院開基録〕

榮山淨光寺 大積村 專妙寺末

本尊阿彌陀 慶長三年建 開基釋淨玄

〔村誌大積村〕北方村專妙寺ノ末派ナリ。村ノ西方ニアリ。文祿二癸巳年僧淨玄創建ス。

〔東郷村誌〕明治十三年六月本區字向へ方酒井氏宅の附近にありし觀世音堂を、これに合併せりと云ふ。

清福寺

白野江字下方にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

創立應仁二年開基。紀州ノ産ニシテ、篠原左京大夫盛康出家シテ勝願ト號ス。山口縣下豊浦郡室津村ニ來リ、光蓮寺ヲ建築ス。而後豊前國白野江村ニ來リ、一字ヲ立ツ。清福庵ト號ス。第六世觀柳ニ至リ清福寺ト稱ス。舊本寺攝州溝杭村佛照寺也。

〔企救郡寺院開基録〕

清福寺 白野江村

阿彌陀 但安永三正月再建 其前小河あり。

〔村誌白野江村〕

攝津佛照寺ノ末派ナリ。村ノ東方ニ在リ。應仁二年僧淨慶創建ス。

光照寺

柄杓田字西方にあり。眞宗本願寺末なり。

〔寺院明細帳〕

開基は長門國赤馬ヶ關城主粟屋主計守源道善之曾孫粟屋道信、天正年中當地ニ來住、出家シテ阿彌陀堂一字ヲ建立シ其後慶長元丙辰年三月本宗ニ歸シ、願圓ト號ス。寺號ヲ光照寺ト稱ス。

〔企救郡寺院開基録〕

海見山光照寺 柄杓田村 專妙寺末

本尊阿彌陀 慶長年中建 開基釋願圓

第二節 廢寺

崇聖寺

應永の頃〔南北朝合一後の年號、應永六年己卯は皇紀二〇五九年〕門司に崇聖寺ありしことは高

野山親王院に現存する華嚴經の奥書等によりて知らる。これは木版の華嚴經に、更に次の如き文句を印刷したるものなり。

日本國豊前州門司關崇聖寺比丘元積切睹欲機風儼以修當果梓印大乘五經就舍本山而壽不朽恭惟祝嚴蘿圖與二仗永固流通竺教同三馬齊明恩有呂□見□以頼者也

應永龍集己卯冬節後三日

董志

即ち應永六年僧元積がこれを印行したるものなり。

前市長永井環氏が、この事に就きて熱心探究せしことは、「門司關崇聖寺と門司版華嚴經」と題する冊子(大正七年八月印刷)に載せたり。是より以下同書の記事を摘記せん。永井氏が崇聖寺地と推定せるは左の如し。

〔門司關崇聖寺と門司版華嚴經〕

崇聖寺といふは、舊門司の何れの邊に在りしや、其遺跡更に判明せざるなり。されど若し推定するを得せしめば、古城小學校の山手の方の運動場より、今の藥師堂にかけて、廣き一帯の地所あり。恐らく其邊りならん。

古城小學校は明治四十年頃の建築に係り、余の四十一年八月始めてこの市に來りし時は、既に落成したる後にて、詳細を知るを得ざれど、聞くが如くは、同校建築に就て、其土工を始めしに、古き墓碑など數多ありて、障害少からず。止むを得ず、此れを基礎工事の下に埋め置きしと

なり。五輪塔其他の殘片、現に同小學々校門の右側の崖縁に、久しき間累々積み重ねあるを見たり。余は當時清瀧公園を拓きし際なれば、其中に就て見るべきを選び出し、公園の所々に移し置きぬ。現存する藥師堂は高崖の上に在り、極めて狹隘なる一小庵に過ぎざれど、其沿革を討ぬるに、元は今の位置より東北に當る手廣き平地にて、一面の畑地をなせる場所に在りしものと推定せらるゝなり。明治維新の前慶應二年(寅年)略中藥師堂も亦其兵火に罹り、三體の佛像中、藥師如來の像一體と、額面一枚の他に、又一物を殘さず。其後有志相謀りて、今の處に小庵を營み、番僧を置くに至れるものなり。

今其扁額を見るに、南無藥師琉璃光如來、南無觀世音菩薩、南無地藏大菩薩と彫めるばかり、何時のころ奉納せしものか、其年月日さへあらねば、何等考證の便りもなし。併しながら扁額其物は、蒼然古色を留めて、一見鑑賞の値あり。

余は五十崎氏と共に、數次此藥師堂並に其附近を踏査したるに、畑地より燈明用の油壺、或は花器、又當時伽藍の軒端に吊せしものかと認めらるゝ、鐵製の燈籠二個、安藝の嚴島神社の燈籠に似たる型と、外に石佛一體を發見せり。此石佛は朝鮮傳來のものか、形方頂にして、如何にも珍らしと覺わたり。又現在の藥師堂の入口、即ち椿坂の登り詰めに、大なる椿樹あり、其傍に在る一字一石塔の如きは、元文三戊歲四月泉州堺和泉屋半右衛門政甫の寄進に係り、其臺石には文化六己歲禪眼之を改造すと刻せり。今より百八十年前のものなれば、先づ舊きものゝ

一なり。この塔よりや、此の方にあたりて、試みに土中を掘れば、一字一石の經石、今猶ほ無數に發見するを得。是等の實蹟に基きて、之を綜合するに、此邊一帶は、實に崇聖寺の舊跡にして、藥師の尊像並に額面、其他の遺物こそ、恐らくは是れ、崇聖寺境内に在りたる唯一の殘影ならんと、推考し得らるべきなり。

元積が大乗五經印行の應永六年より凡百年後、明應六年皇紀二一五七年防長豐筑の大守大内義興、崇聖寺修覆の資を朝鮮に求むるの書、續善隣國寶記に載せたり(同書所載大屋徳城氏報)。

日本國大内防長豐筑肆州大守多々良義興奉書

朝鮮國禮曹參判足下 密開殿下開國以來、治成制定、故開風瞻望、以通往來者、無虛歲也、今遣通信使太白西堂、正鱗首座等謹啓、僕治内、豐之前州崇聖禪寺、國初禪窟、草創稔久、而頽廢日隨、雖有修補之志、綿力不覃、故救舊復之成功、於貴國賑濟五邦者、莫如銅錢綿布等、無怪壁之意、再起正法於轉桑之西枝、是亦貴國之盛化、遂被遐邦之一端也、上祝聖壽萬歲、次祈社稷千秋、仰荷鴻麻、謹獻不腆之土產、具備別副、遞徹頌乞昭亮、餘翼循時珍膏、不宣

明應陸年十一月三日

大内多々良義興

これに由れば、崇聖寺は國初の禪寺なること知るべし。

〔和漢禪利次第〕

豊前 崇聖寺東福龍吟派

〔扶桑五山記〕

龍雲山崇禪寺 開山無涯禪海勅證 清源禪師建武二年寂

即ち此寺は鎌倉時代の末無涯の開基なりしこと知らる(同書所載鷲尾順敬氏報)

〔崇聖寺の無涯吉永卯太郎氏稿〕

門司ヶ關に五百餘年前、崇聖寺と云ふ名利があつたと云ふ事、大内氏が同寺の衰頽を挽回せんが爲めに、資を朝鮮に募つたと云ふ事、同寺の元積禪師が、五部大乗を開板し、その中の華嚴經が現存して居り、その一卷が現に因縁深き我が門司市の有に歸して居ると云ふ事情は、昨年から門司新報紙上に、數回に亘つて掲載せられ、近來また同寺再興の議が、永井市長によつて、熱心に唱導せられつゝあると云ふのは、我が門司市の文明史上の位置を進むる上に於て、大慶すべき事であると思ふ。

然るに開山無涯禪師の行狀、及其の寺の開創に關する記録の詳細が知れぬと云ふことは、遺憾千萬の次第と云はねばならぬ。此事に就て、永井市長から、諸方の先輩史家に調査方を依頼してあると云ふから、何れその回答が來て、詳細が發表さるゝであらうと思ふが、極めて斷片的なものであるけれども、今一二目に觸れたものがあるから、次に書いて見やう。

洛南慧日山東福寺の開祖聖一國師と云へば、徑山無準の法子で、我が九州にも、宰府横岳の崇福寺、博多の承天寺、肥前水上山などを開創して居る。國師の法子には、元享釋書の著者虎關を

打出した東山湛照、大分蔣山の始祖直翁、智侃、榮尊、南禪の開祖無關、普門、湛慧、無爲昭元以下四十餘位の傑英を打出して居る。○中略

無爲昭元は京師の人で、道隆、祖元など、當時渡來の碩徳に歴叩し、國師の下で得法した。後筑前の承天、京の三聖寺等へ出世し、遂に東福寺第七世の法燈をついだ。○中略

此無爲昭元の法流を、東光派下と云つて居るが、その下に無徳、大陽、鐵牛、無涯の四神足を打出して居る。最後の無涯、禪海が即ち我が門司崇聖寺の開山であるが、東福寺第十九代の法席を董し、徳化の高かつた人である。臨終に弟子達が遺偈を乞ふと、辞世の偈は老僧の欲せざる所なりと云つて、喝一喝して化したと云ふ。後法源禪師と謚號せられた。その示寂年月は、東福寺歴代住持表に文和元年七月十八日とある。こんな風だから、崇福寺並に無涯禪師の事蹟は、東福寺を基礎として、研究すべきものであらう。

長慶院淨因師より吉永氏宛の信書に、左の如き記事あり。
示寂は文和元年七月十八日

謚號は勅謚法源禪師大和尚
當時の 第二世本山の十九世

當時開山無爲昭元の上足に御座候 墓地は當境内に昔し無縫塔のもの 夫れならんと推し居候 確實夫れとは存じ不申候

無涯は越前の人、幼より無爲昭元に師事し、遂に禪海の蘊奥を極め、傳燈十一出、最初龍華に出世す。之れは何處と申すこと不審。拙寺隣りに乾峰土壘と申せし同時代の人、師の龍華に出世せられて、祝文を草稿せし事あり。次に承天に出世す。之れは博多の承天に御座候。則ち同時代の虎關師練が矢張り祝文を草し候。虎關十善詩録に出す。三に本寺東福寺に出世す。次に御地崇聖寺に住す。最後に拙寺即ち東光寺に歸し、遷化す。塔を曹源塔と稱し、東光寺に葬すと御座候。確乎先日申上候塔所と相覺申候。時に文和元年七月十八日、法源禪師は多分後小松天皇の謚號ならん乎。右以上は目下の處不審。無爲昭元には四哲あり。則ち無涯、禪海、鐵牛、景印、太陽、義冲、無徳、至孝、就中法源禪師は優秀なる神足と相心得申候。故に當時第二世として、大いに龍淵の宗風を振ひし事と信じ申候。

正護寺

〔小笠原忠雄公年譜〕

元祿十二年三月、公企救郡曾根村ノ沖眞島ニ、辨財天ノ祠ヲ造立シ給ヒ、乃其尊休ヲ安置シ給ヒ、眞島山正護寺ト號セラル。往古企救郡楠原村ニ正護寺アリシカ、退轉シテ其寺號而已ヲ傳フ。公其舊號ヲ眞島ニ移サレ、正護寺ヲ再興シ給ヒシ也。

滿隆寺

〔小倉領修驗所掌錄〕戶上山滿隆寺

緣記略曰、山上有戶上權現祠、麓有一草坊、爲滿隆寺、弘法大師手闢之場也、蓋大同丙戌年、大師歸朝時、船舶于此浦、遙見祥雲擁于此峰頂、知是靈境、遂於此山麓卓錫、號曰滿隆寺、且以大師隨身所供闍浮檀金觀世音尊像、安其中、更於絕頂、修密法、一七晝夜、期滿則下山矣、宇多天皇寬平間、此浦漁人重松大江者、一日乘船、投網於海上、而不_レ得魚、一木樵入網中、漁者甚怒、投之海中、其夜復棹船網於海上、又其木樵入網中、取之熟視、則彷彿于觀自在菩薩之像、漁者驚異、遂置之海岸長松樹下、從是夜々彼所有異光輝天、里人皆謂是漁火也、一夕又異光晃耀、時馬寄邑有一老夫、深怪之、而尋其光輝、而行數里計、抵聖像之在所、俄失其光輝、老夫不勝感嘆、自奉迎聖像、歸祀之家中、日供香花、至心恭敬禮拜、自爾後、彼所異光無復見、或時聖像夢中告老夫曰、汝尊崇我者、其心甚勤矣、然自此當東北、有吉祥之靈地、曾登地菩薩降臨之所也、宜鎮我于此中、則永福人天、老夫感厥靈夢、乃登此絕頂、披榛荆、創一字、作編戶、以爲座安奉聖像于其上、繇是里人崇曰戶上權現也

朱雀天皇朝天慶三年、伊豫椽藤原純友據筑前太宰府城、叛源基經公奉詔征之、賊徒出豐前柳浦而爲營、于時七月二十一日、決戰于其翌早、此日車輻輳動震、黑雲俄起、此峰頂雷轟空、雷

火忽墮賊陣中、燒亡者不知其數、於是賊徒自敗北矣、經基公感其神助、即開新神祠、更給社領若干、又納寶劍一口、益禱國家安寧、當時稱三寺院者、山上下總六坊、滿隆寺、東現寺、修善寺、覺應寺、法高寺、圓明寺、歷代相續、盛唱密乘、滿隆寺者爲一山權輿、其餘咸屬子院也、其址今尙存焉、后歷二百四十有餘年、元曆文治間、寺院罹戎馬變、社產多爲豪家被奪、其存者僅十之一二也、又越三百九十年、泊天正年、爲大友氏被燬、遂爲瓦礫之場、而大師所鎮闍浮檀金像、又失其所在、又經基公所納寶劍、其餘靈寶等、盡爲烏有、唯海中出現聖像、獨存焉、里人不忍見、就山頭古趾、結茅奉焉、正保年、快周者、就滿隆寺舊基、重構一坊、居茲、自爾修驗者甲乙補位掌之、寬文年中、小笠原忠貞公始時命覺壽於此山、行祈禱、又自其翌年、以正月初、啓建壇場、專令禱國祚、每歲勤行、用爲永式也、后覺壽募緣于民間、於坊之上、新建講堂、勸請本社權現焉、元祿甲戌七月二十九日夜、覺壽嗣雲海、夢一異人來延雲海、抵山頭之東、指草萊間曰、往古弘法大師所鎮闍浮檀金像、塵在于斯所、汝開發之、而當以鎮于此山、言訖而隱矣、雲海夢覺、而又不語、人尋物、色其所、掘之尺餘、而果得小金像、掬水洗而觀之、則施無畏菩薩也、其像僅一寸八分、滿月慈容、金光赫奕、小笠原幽有長繁、隨喜之餘、則命佛工莊飾焉、正德甲午十一月十五日、忠貞公賢嗣小笠原忠雄公、特賜資糧若干石、永々給繕脩、以俾爲國家鎮護之場焉、云々

歷代主席

中興 快周房

十二 寺院及宗教

十二 寺院及宗教

二世 雲端房改雲瑞房

三世 清覺房

四世 常覺院覺壽

五世 常學院雲海

六世 常學院良源改信清

七世 常學院慈海

八世 常學院慈明

戶上山記錄

山在豐府治之東北十里餘之所，高隣雲漢，峰巒疊秀，松檜參天，麓有二草廬，爲滿隆寺，係弘法大師手闢之場也。寺之下嶺路東折而行二里許，又左轉路漸峻，山益峻，蜿蜒而上一里有餘，頂有祠，是曰戶上權現，祠之西若干步，下有層崖百尺，泉激岩觸石，濛濛恰似玉屑簾，空也。蓋其境三面臨巨浸，一望千里，曠若橫無際涯，南連足立，重嶂復嶺，如萬里之奔趨，左顧則樹色蒼々，城璘高聳，錦街繡巷，雉堞白壁，掩映晴嵐夕暉之間者小倉也，下俯則柳浦數百之入戶，鱗次于海涯，相傳壽永間國運變衰，干戈騷動，安德帝避難，假定皇居於茲云，故到今俗呼此處曰內裏矣。右瞰則門司赤間分于東北，而兩岸青山，濃翠欲滴，神祠佛閣，齋牙嶸，誠一方奇觀，千古勝境也。詢其所自，延曆甲申歲弘法大師爲求法入唐，凡閱三星期，大同丙戌歲，傳法東旋，此

時舟適泊于此浦，大師遙觀祥雲擁于此峰頂，知是靈境，於此山麓卓錫，號滿隆寺，其以下大師所隨身供養，閻浮檀金觀世音尊像，安于此中，更修密法，七晝夜，期滿則下山矣。宇多天皇寬平間，此浦漁夫重松大江云者，網一日海上，而不得魚，忽有一木槪，繫網中，取之熟視，則彷彿于觀自在菩薩像，漁者驚異，遂置之海岸長林下，從茲時々彼處有異光輝，天里人皆謂是漁火，一夕又異輝，時馬寄有一老夫，深怪之，而尋其光輝，而行數里許，抵聖像之在處，俄失其光輝，老夫不勝感嘆，自敬于聖像，而歸祀之家堂，日供香華，至心恭敬禮拜，自爾後彼處異光無復見，或時老夫夢中聖像告曰，汝尊崇我者，其心甚勤矣，然自汝當東北，有吉祥之地，曾登地菩薩降臨之所也，宜鎮我于此中，則永福國郡，老夫感賦靈夢，乃登此絕頂，披榛荆，創一字一作編戶，以爲座安奉聖像于其上，繇是里人崇曰戶上權現也。朱雀天皇朝，天慶二年，伊豫藤原純友，據筑前太宰府城，叛，六孫王經基公，奉西征詔，將諸爲擊之，而屯于長洲，賊徒聞之，出柳浦而爲宮，于時七月廿一日，決戰於翌早，此日軍人鬪頻震動，黑雲俄起，此峰頂霹靂轟空，電閃雨射，旋風捲地，海水揚波，而始車軸雷火，忽墜賊陣中，燒込者不知其數，於是賊自敗北矣。經基公感其神助，即命有司，鼎新神祠，規制頗極壯麗，朱棟碧瓦，昭耀雲間，更給社領若干，永充祭禮資，又納寶劍一口，益祈國家安寧，當時稱寺院者，山上山下總六坊，歷代相繼，盛唱密乘，而滿隆寺者，爲一山之權輿，其餘寺咸屬子院，而其石礎，今猶存焉。又山下二里許處，有行宮，每歲以九月十九日爲祭祀日，四方道俗，燒香頂禮者，甚夥矣。後歷二百四十餘年，元曆文治間，寺院罹戎

馬之變、社産多爲豪家被奪、其存者僅十之一二也、又越三百九十年、泊天正間、爲大友之兵被燬、遂爲瓦礫之場、而大師所鎮、閻浮檀金像、亦失其所在、又經基公所納寶劍、併其餘寶物等、悉作烏有、有海中出現之聖像、獨存焉、里人不忍見、就于山頭古趾、結茅奉焉、其後主者失人、靈地荒涼、過者無不興黍離之嘆矣、正保年間快周云者、於滿隆寺舊基、重構一字居之、自是修驗者甲乙、補位掌之、後學壽云者、募緣民間、於坊之上、新建講堂、勸請本社權現、時當寬文壬子也、全年先太守源忠直公特命學壽、於此山、始行祈禱、又自其明年、以正月朔、啓建道場、專令禱國祚、每年勤行、用爲永式也、元祿甲戌年七月廿九日夜學壽之嗣雲海夢、異人來延雲海、抵山東、指草萊之間、曰、往古弘法大師所鎮閻浮檀金像、座在于斯處、汝聞發之、而當以鎮于此山、言訖而隱矣、雲海夢覺、而又不語人、則物色其處、掘之尺餘、而果得小金像、掬水洗觀之、則施無畏菩薩也、其像僅一寸八分、滿月慈容、金光赫奕、遐邇見聞、無不嘆希有、想昔日火災時、神物所護、乃收藏于茲者歟、小笠原幽有居士、隨喜之餘、則命佛工、莊飾焉、次年乙亥、筑主中務大輔有馬頼之公、自東都回海路、遭颶風之變、舟將危、因命祈願師醫王、遙向此山、方俾禱靈感、少焉風變浪靜、而舟着于此浦、筑主不勝感激、乃命家臣若干人、捐淨一懸戶山權現扁額于講堂楣、又其下立華表、正德壬辰歲豐主源忠雄公、賜資糧若干石、永充香火焉、餘曾見塔廟之所在、金碧之區、變作荊棘之場、荊棘之場、變作金碧之區、而其興廢、亦只保一時之通塞而已、如此山屢歷兵亂、其跡已湮沒、今也因緣際遇、興起時將至、苟

主之者、遊先聖之遺範、克修克行、而克振志、則其輪奐之美、復古應期、日而待矣、且其至神至妙、隨機而應、觸處而現、如春行萬國、似月臨衆水、或山林垂跡、或海中現光、以至四生九有、靡利不現身、而以種種異方便、利含生、巍々慈相、赫々威德、扇昆嵐而不爲之動、歷劫劫、亦不爲焉、無始無終、無古無今、亘千百世、神威如在、人之投誠、有求皆應、無願不遂、吁其難矣哉、茲社僧雲海寄緣起一卷、請記其事、因援筆錄其顛末、以垂永、使知其來由、是爲記。

戊寅孟夏日寫者也

〔全救郡寺院開基錄〕

戸上山滿隆寺 當山權輿は人皇五十一代平城天皇御宇、大同年中弘法大師歸朝之時、身を柳が浦に寄、即當山に登り、密法を修行し給ひ、一字精舎を建、將來に閻浮檀金の觀音の尊像安置し奉り給ふ。滿隆寺是なり。

人皇六十一代朱雀天皇御宇天慶年中、藤原純友叛逆の時、六孫王經基下向ありて、是を令退治。種々當山の神靈有る事を見たまひ、佩劍を奉納、戸上權現神領拾ヶ所寄附せられける。其時より六坊となりけるが、元暦文治間、平氏の乱に、神領を失ひぬ。百七代正親町院御宇天正九年、大友氏の臣田原近江入道紹忍、豐前の地に乱入、其時山上山下神社僧坊に火を放ち、悉く一時に灰燼となる。山中の靈像等、漸く火の災を免る。

慶長年中當寺開基快周と云ふ者住す。元和三巳年上宮建、修驗道を修す。上宮三座、本地は藥師、

虚空藏毘沙門 中宮本地正觀音并閻浮陀金觀音之像惣社戸上山權現と稱し奉る。

圓明寺

〔小倉領修驗所掌録〕

圓明寺 在二企救郡柳邑一

本尊地藏菩薩也、往古戸上山六院一區、而屬三滿隆寺、今尙常覺院兼三掌之一

東現寺

〔小倉領修驗所掌録〕

東現寺 在二企救郡大里村一

本尊藥師如來也、往古戸上山六院一區、而屬三滿隆寺、初在二企救郡柳邑一、正保年中移三_三大里邑一、本壽房圓海者居焉、自爾連綿掌之也 本壽房圓海戸上山常覺院覺壽次男也

歴代主席

中興 本壽房圓海
二世 養圓房秀傳

三世 淨願院覺清

四世 寶泉院廣月

五世 聖王院秀永

藥王寺

金鼓の銘に永録九丙寅年卯月吉日 黒河藥王寺 大檀那 門司下野守顯秀 とあり。この金鼓山口縣豊浦郡豊田中村字宇内藥師堂に存す

其の他の廢寺

村誌に柳の東方に禪宗東源寺址、南方に法光寺址(寺は田川郡に移轉)、大積の北方に清源寺址ありと記せり。

戊子入明記に門司大通寺あり。

門司氏系圖に門司寶壽寺、柳等元寺あり。

字小名調書に楠原に大明寺、新町に十願寺、柳に靜生寺、大里に東源寺、貳拾町にも東源寺あり。

第三節 宗教

神道教會所及信徒

昭和六年十二月末日

天理教 教會信徒 一六七、三三七	大成教 教會信徒 三、五七七	神理教 教會信徒 一、一〇五	金光教 教會信徒 六、七、三三三	實行教 教會信徒 三、四、〇四五	御嶽教 教會信徒 一、四三四	教會計 信徒 二九、七八二
------------------------	----------------------	----------------------	------------------------	------------------------	----------------------	---------------------

佛教々會所説教所及信徒

昭和六年十二月末日

法華宗 教會信徒 三、一、七六六	眞言宗 教會信徒 六、三、二二	日蓮宗 教會信徒 三、一、三六三	眞宗 説教信徒 一、三、八、六六六	曹洞宗 説教信徒 六、二、九、七三	天台宗 説教信徒 二、五、八、七	教・説 計信徒 三、一、六、八三四
------------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------

基督教

昭和六年十二月末日

教會所 五	講義所 二	布教 内地人 七	外國人 一	計 八	男 四九	女 五八	信徒計 九九九
----------	----------	----------------	----------	--------	---------	---------	------------

第十三章 人物

門司市は新興の都市にして、舊藩時代は漁村農村たりしに過ぎず。従つて人物編に載すべき資料甚少し。今各種の資料を集めて、本編を綴る。

孝義旌表録に載せたる人々

毛利正春の著孝義旌表録に載する所は、微細に亘る嫌なきにあらざれども、善行美事に屬するものなれば、これを採録す。

奇特者 大里町嘉七 寛政七年御褒美

此もの常々實特にて、別而役目深切に勤しもの故、濱宮にて御酒下し玉はるなり。

貞實者 楠原村乙兵衛 右同

此もの兄へ事へ、至て貞實に是有。年來奉公し、給米をも悉く兄へ遣し、神妙のもの故、濱宮にて

御酒下し玉はるなり。

貞實者同村 七左衛門 右同

此もの行狀下されもの、右に同じ。

貞實者大積村半四郎 右同

此もの常々貞實にて、御年貢年々手早ニ皆済致し、御役目も實特に勤め、父母存生の内は、至極懇に仕へける程の神妙のもの故、濱宮にて御洒下し玉はるなり。其後享和二年五月十日死す。貞實者小森江村久三郎 右同

此もの貞實にて、御年貢年々怠りなく、一番皆済致し、神妙のもの故、濱宮にて御洒下し玉はるものなり。然して文化八年に死す。

貞實者同村忠四郎

此もの兼々貞實にて、農業に精を出し、御年貢米早く皆済し、村中居り合宜く、さるによりて先年御褒美下さりけるよし。年號不分明、御書付も紛失せるよしなり 安政二年三月二十一日七十二歳にて死す。

孝行者小森江村義左衛門 天保十一年褒美

此もの實父は忠四郎なり。常々掟をよく守り、農業に精を出し、貞實にて養父母に孝養し、神妙なるもの故、天保十一年筋奉行より折肴料として、貳メ文下され、當亥○文久三年五十七歳なり。

孝行者白野江村小右衛門 安政三年褒美

此もの常々心得方宜く、極老の母へ孝養し、村方居り合宜くとて、安政三年三月筋奉行より、金子百疋下されしとなり。

貞實者畑村健兵衛 右同

此もの兼々貞實にて、御年貢米年々早皆済致し、親共存生の時は、孝養致し、家内睦きもの故、安

政三年筋奉行より銀貳兩下されしものなり。當亥五十九歳なり。

孝行者馬寄原町村 岩藏

此もの若年より親の申聞し事に、少しも背かず。殊に母は右の手不具なれば、岩藏毎朝手水または行水、髪を結なとまでせしが、かゝる事共は、女の業なれ共、孝心のもの故、少しも厭すして仕へける。其外農業に精を出し、御年貢毎年滞りなく、納村方ものに付合宜く故、文久三年三月筋奉行より、金貳百疋下されしなり。當亥三十五歳なり。

貞實者 同村 安兵衛 文久三年褒美

此もの若年の時より、貞實に是有、村中の交り宜く、農業に精を出し、御年貢米は年々差支なく相納、村方のものに、少し宛貸方致しけるか、極難のものへは、差引手強くなさず、慈悲深く有ければとて、當文久三年筋奉行より、銀壹枚下されき。當亥七十六歳なり。

其の他の篤行者

新九郎夫妻

新九郎夫婦

〔孝子新九郎夫婦之略傳〕

今を距ること百有餘年、福岡縣企救郡大里町馬寄區(當時馬寄村)に、新九郎ミヨと呼ぶ夫婦の孝子あり。其曾孫松本長吉氏の家に、代々寶として傳へ來れる賞狀、及當時の覺書、並に古老等

に就き調査し得たる篤行の一斑を叙し、略傳とす。

企救郡馬寄村

新九郎

同人妻みよ

其方共、兼々貞實に有之、村中之交り、睦敷、老母茂當正月病死いたし候旨、存命中朝夕共念を入給へ物等、望に任せ、農業ニ罷出候節者、何事茂不自由ニ無之様いたし置、寒中者抱キ候而、焚火わあたらせ、或者寝入候迄、添寝いたし、近所ハ参り度申候節者、背負罷越候之段、村役共より中立、孝心奇特之次第、神妙之至ニ候、依之爲ニ褒美、一米五俵差遣し候、右之趣御申渡させ可有之候以上

丑三月

平林茂兵衛

朝比奈茂右衛門殿

覺

一馬寄村庄屋役彌右衛門相勤被居申候節、文化丁丑年三月四日於大里宗門御改御座候、其御改前、夫婦被召出、御書付之通、孝子爲被下米、一俵數五俵頂戴仕、難有仕合奉存候、一村中居合宜敷ニ付、方頭役上ノ喜兵衛、藤松ノ其九郎兩人ハ鳥目壹貫文宛被下、村中ハ四斗樽壹丁被下候、何茂種有頂戴仕候、村中被下之儀ハ、我等頂戴仕候書付ハ無御座候是ハ

其日之事故、書付置候右頂戴之御書付ニ添置候間、子々孫々持傳へ、家之資致、家業無懈怠一致ニ出精、可相勤者也

三月

とあり、又同家の壇那寺たる本郡企救村浦生專教寺過去帳にも、文化二年乙丑三月四日新九郎夫婦爲孝子、宗判之節、於大里國方より蒙御賞詞とあり。之を案ずるに、前記公儀の褒賞は、丁丑の三月にして、此の賞詞は乙丑の三月なれば、其間十二年差あり、孝子の名の官に聞わたるは、既に久しかりしと謂ふべし。因に宗判は毎年三月四日を以て行はれたりといふ、過去帳に依りて、父母及夫婦の死亡年月を記せば、左の如し。

父善七 天明三癸卯十一月十七日死亡 (紀元二四四三年)

母ヤス 文化十四丁丑正月廿一日死亡 (紀元二四七七年)

新九郎 弘化元甲辰八月四日死亡 (紀元二五〇四年)

妻ミヨ 弘化三丙午五月廿八日死亡 (紀元二五〇六年)

新九郎は若年より孝心深く、村中の交り睦しく、妻ミヨを迎へて後は、夫婦心を合せ、いとまめやかに、父母に仕へ、其孝徳自然と郷黨を感化し、村中の居り合至つて宜しく、遂に時の領主に聞へ、郡代より賞詞を蒙り、後十二年を経て、褒美米五俵頂戴し、且村方の居合宜しければとて、當時の方頭兩名に、鳥目壹貫文宛と、村中に四斗樽壹丁を賜はるに至れり、徳必ず隣ありとは、

蓋し此の如き事ならん。

新九郎の父は善七といひ、至つて蛇を恐る。席に干せる麥、又は山野より刈り來れる薪秣草など、荷造のまゝ卸し置く處に、近所の子供來りて今蛇其の上を匍へりと云へば、父は其麥或は薪秣草を、五六町も隔れる石碓に乗てたれば、遂に其石碓(イシ)を、クチナハグロといひ傳へり。稻や麥の美しく實る頃、或は田植を終へたる時、父を慰めんとて、脊負ひて、自家の田畑を見廻はる父の、蛇に驚かん事を恐れて、之を負ふとかや。父甚角力を好めば、その興行ありといへば、遠近を問はず、扶護して行く。夏日は毎日行水を進め、夫婦諸共、父母の身を丁寧にし、夕には蚊の來ぬ様、絶わす扇ぎ、自分等は態と肌を脱ぎ、蒸さしめ、母の身を安んず。如何に農事の忙はしき時なりとも、父母の快く食事を終る迄は、必ず待して給仕をなす。若し淋くて、今日は話などせよといはるれば、如何程天氣もよく、忙はしくとも、くさくさの物語などとして、慰めたり。親類故舊近所などに、父母招待せらるれば、脊負うて行き、歸る頃には、往いて迎ふるを常とせり。母の名はヤスといふ。父死亡後、中風症に罹り、身体不自由となりたれば、夫婦は非常に心配し、醫藥は勿論、百方手を盡したれども、遂に治療の見込なければ、一層念を入れ、朝夕嗜好物など、望に任せ、品物の値段や、路の遠近を問はず、探し求めて差上げ、農作に出る時は、嗜好物品、茶水其他何物も、不自由なき様、枕邊に揃へ置き、丁寧にあやめ、出で歩き、晝食の時は勿論、一日一二度の煙草休には、人々田圃の端にて休むにも拘はらず、新九郎夫婦は、必ず自宅に

歸り、老母安否を伺ひ、萬事不自由なき様にして出づるを例とす。寒中は抱きて焚火にあたりせ、寝る時は夫婦左右より抱き温めて、快く寝入る迄、寄り添うて離れず。又宮寺へ參り、或は芝居見に行き、或は親族や近所へ行き、たしと申す時は、交るゝ、脊負ひて、往來する杯、只管老母の心を慰むるを樂しむとす。斯やうに眞心を盡すこと數十年一日の如くなるを以て、人々自然と感化せられ、郷土の風俗敦厚となれりといふ。

左記は明治三年四月日田縣廳より賞せられしものなり。

田野浦彦兵衛

其方儀、兼而實体にして、村役人を敬し、村中の者にも厚く交り、且貢米俵拵等入念、年々手早に皆濟いたし、諸事心得方宜き段、相聞奇特之事に候、依之爲御褒美、金三百疋下賜候事

田野浦 又吉娘 いせ

其方儀、貞實にして、兩親の事わ方宜、母八ヶ年長病之所、病床中貧窮之中より大切に介抱いたし、且父又吉朝暮之飲食等、叮嚀に心を付、父之申間少も不相背、一孝養を盡し候段、奇特之事に候、依之爲御褒美、金七百疋下賜候事

藩政時代の人々

蘭 山

蘭山は著名の僧、明和七年小倉開善寺を退隱して、柳浦の靜泰院に住すること廿七八年、雲衲

雲集才。寬政九年京都に寂す。年八十。

〔近世禪林僧寶傳〕靜泰院蘭山和尚傳

師諱正隆、字蘭山、號積翠、出羽山形人、髫髻見一驅鳥按安亂會、威儀整肅、乃不甘處俗、求出家、父母不可、百計噉以葷肉、師皆却之、父母異之、遂屬勝因寺台禪嶽公、雜染精修絕倫、屢至出衲、恬然不顧也、比年十七八、陸奥月船慧公器之、稱爲非池中物、師一日喟然嘆曰、欲得道之微妙、豈徒估畢之所、能得耶、自此遊方、徑見丹之太道可公、太道示以雪峰粟米粒話、師服膺六年、及佛成日、脫然有省、呈一偈、有工夫空費六年禪之句、太道譔然指空字、而示不字、師憚如、太道因勸論之、南遊日向古月之門、是時其師翠巖眞公、其孫拙堂敬公、一時並化如鼎足、然師周旋三大老間、終盡蘊奧、有馬侯創建福壽寺、請古月爲開祖、古月將命、師爲師、此時竊有爭衣鉢之徒、師見幾而作、固辭之、因遣屬師法於大宙昂公、而住豐前開善寺、故古月七年忌日上堂日、換手堆胸祖一言、却因遺囑、負宗恩、秀峰謾有斯消息、杜宇聲聲、月色昏、在侍衣寮、六年、臨不至、席寅夕燈香、躬服勤之、寶曆己卯春、隸籍於花園第一座、未幾雲納幅湊焉、明和乙酉冬、雲納三百餘員、聚至、師評唱息、辨錄、勉勵之、禪風大振、小笠原侯忠總嘆曰、古人云、三代禮樂在緇衣中、斯言不謬、命有司贈金穀若干、蓋表章師之盛德、云、明和庚寅春二月、涅槃忌齋退院上堂、辭衆隱于靜泰院、身具杖拂之外、唯有數十書篋而已、靜泰在豐之柳浦戶上山麓、小笠原侯高祖之香華院也、先是師夢下踏一山嶺、有龍升降于天際、有

精舍、極輪奐、及躬至于此、宛如所夢、故號山曰天龍焉、大雲雪公、仁山忠公等、先在開善、久霑化育之恩、皆不忍去、相尋追跡、其後春澤拙公、薰富桂公輩、亦接踵而至、披榛挈斧、析薪執爨、咸爲道不愛軀、晝則作務、夜則提唱、圓悟心要、左提右挈、無所不至、侯亦拉諸子、相忘爵祿於道、續龜山上皇之緒、混香築之役、多方拮据、篋揚之、禱乎叢林、不期而成、於戲盛矣哉、執政太夫丸田登、憂食不給、密諭一士、使師請官穀、師叱之、侯高尙其事、歲給糜穀、師偶遊長崎、四衆懇請授戒、達嚶奇貨、不可勝計、師謂左右曰、固利於都會者、滔滔皆是、我羞與此輩伍、悉以達嚶市粟、施悲田乞兒之徒、及其出境也、士庶五十或一百送之路、哀請三歸、或有數十里之外、追慕乞法號者、天明壬辰春、大飢饉、師賑錢及粥於窮民、寬政辛亥、小笠原侯忠苗在江戶、迎師其邸、修先考卒哭忌、殊加優禮、及師告歸、太夫人手自裁縫伽梨、贈之、寬政壬子海門格公與其耆舊、議請師評唱大鑑錄、厭其關熱、不許、四衆來掛搭也、而雲納幅湊者、終至三百三十餘人、厨下糴竭、每人一日食米二合而已、然衆惟道是修、莫有難色、師八十歲、應京都龍安之請、小笠原侯微行問安、叙別、欲強留之、而察其狀、終不可留、乃止、既臨行、士庶男女少長、雜然填咽山門中、師作偈辭衆、及到龍安、洞濟普宿、山恒公、隱山瑛公、東門公之輩、爭先幅輳、衆凡七百餘人、師乃評唱碧巖集、誨而益勵、老而益壯、其歲四月二十九日、忽示微恙、願視左右、微笑而化、道俗奔波如喪考妣、及火浴、爭拾舍利、一灰燼皆竭矣、分骨於龍安於開善于靜泰、三所立塔、師未即世之日、其類或出舍利、牙齒脫而化舍利、皆瑩徹如珠、

侍者竊取安之靜泰、道俗視以為奇、師晒之、師法者大蘇智玲、揚宗智旭、洪巖慧範、師歿後、其行實達、宸聽、一救賜謚國機妙應禪師、師容貌短矮、度量寬弘、器識精嚴、不善戲謔、一衣則不帛、食則療飢而已、威儀整肅、能踐初步、雖挾邪慢者、上及見師、則氣索色沮、及其機鋒橫出、氣岸壁立、不望崖而退者、鮮矣、他山之請、多固辭不往、嘗謂二三子曰、我代佛揚化、豈不欲遊化哉、而敢矯好為人師、一稱販佛法者乎、其介潔如此。

〔豐前天龍山靜泰院開祖蘭山座元略行狀〕

師諱正隆、字蘭山、羽州山形人也、齠亂不食葷肉、父母識其法器、為許出塵、初依同州勝因寺、台禪嶽公薙髮、後請西戒壇慈燈師受具、齡至冠歲、發足遊方、參歷日之古月、丹之大道及諸師、深探淵奧、一日見大宙昂公于開善、入室緣契、是以住豐前小倉開善寺、十有餘年、雲衲麁至、麁勵無倦、有一檀越、察師竊有肥遯之志、營建一字、院曰靜泰、一山號天龍、請師為開山、一居此幾乎三十年、緇素響風、常不下五十衆、寬政九年、師年八十、應京師龍安寺之請、雲衲七百餘員、忽示輕恙、四月二十九日、願視左右、微笑而化、世壽八十、法臘七十、塔于龍安也、弟子護送遺骨歸國、又塔于開善、靜泰兩刹、師平昔布衲芒鞋、躬守儉素、持律說禪、量度精嚴、故言不亂發、一行不猥行、嘗在靜泰之日、有眉間出舍利及缺齒化舍利等之異、師深秘之、嗣法者三人、大蘇玲、揚宗旭、洪巖範、泊受戒弟子數千人也、諸方巨刹、應請行化者、三十餘所云、道德遠達、叡聞、光格天皇勅謚丹機妙應禪師之號也。

〔豐前人〕

蘭山正隆師は山形の産也、諱は正隆、別號を積翠と云ふ、幼にして郷の勝因寺に豪禪を禮して、薙染し、次で月船に參す。○中 遠く出て丹波の大道に參す。師服勤六年の後、佛成道の日、脱然として省あり、道之を肯す。既にして大道の命を啣んで西下し、日向に古月に相見す。月は當時濟門の巨匠、雲衲會下に蜩集せり。またその徒翠岩拙堂ありて、法代を助く。師三師の間にありて、嘗辛蜜練、遂に道の蘊奥を得たり。此の時に當りて古月の聲名、九州を壓し、歸依の諸侯頗る多し。殊に久留米侯は福聚寺を開創して、古月を懇請す。月即ち師を遣して、その席を董せしめんとせしが、會々門下に衣鉢を争ふの醜事起りたるにより、師固辭して就かず。後事を大富に托して、豐前に逃れ、開善寺に住す。明和二年の頃に至り、師の道聲、豐城を掩ひ、雲衲來奔す。明和七年、城外柳浦村なる月叟の舊庵に退き、改めて鷄足山靜泰禪院といふ。是れより深く韜晦して出でず。然るに春澤、洪範、仁山、大雲、薰岩等の徒、踵を接して至り、石上に坐し、樹下に居りて去らず。參徒また大に集り、藩侯の賁臨せらるゝあり。忽ちにして大叢林となりぬ。師容貌精悍、氣量寬潤、食は飢を充たし、衣は寒を凌げば足る。威儀嚴勵、戲諠を喜ばず、邪慢を厭ふ。曾て妙心の第一座に轉じたるのみ。他山の請絶ゝざるも、悉く之れを辭し、一味に聖胎長養す。○中 寬政某年示寂、世壽八十。嗣法門人五人、語餘二卷、勅謚して圓機妙應といふ。

寺院由來記を按ずるに、蘭山は開善寺第十一世にして、寶曆六年住山、同八年轉位、明和七年退隱、

寛政九年四月二十九日寂せり。「徳は蘭山、書は佛海」と稱せられしこと、今に口碑に存す。左に記せるは、編者が蘭山の事績を探らんと欲し、京都に赴きたる旅行記の一節なり。蘭山の事績を探らんと欲し、猪熊信男氏の紹介にて、妙心寺春光院に川土孤山氏を訪ひ、同氏の嚮導にて、衡梅院に往く。四河一源の額あり、遠孫比丘正隆拜書とせり。轉して大龍院に往く。關從這裡入の大字あり。七十八翁蘭山書とせり。川上氏に別れ、妙心寺境内を出で、更に龍安寺に往く。寺の附近に大珠院あり。此寺に大燈國師の畫像に蘭山が贊せるあり。これはもと雲祥院にありしものなりといふ。贊の末尾に于時天明丁未前開善正隆九拜とせり。龍安寺には蘭山の塔あり。表に蘭山龍禪師裏に寛政九年丁巳四月廿九日と刻せり。

石原宗祐

石原宗祐

石原宗祐は大里の人、今の門司市区域内に於ける事業としては、大里六本松砂島四反廿三步の地を開きしに過ぎざれども、猿喰の海灣埋立、曾根新田の開発等の大事業をなせるを以て、其の生涯を叙す。

石原宗祐は企救郡大里の人なり、幼名甚吉、後小左衛門と改む。元文二年正月大里村庄屋となる。寶曆三年二月藩命を受け、大里村六本松砂島四反廿三步の地を開く。七年庄屋を辞し、専ら開墾事業に志し、十一月より猿喰村の海灣埋立に着手す。然れども地盤軟弱にして、容易に成功せず。苦心經營九年に亘りて、三十三町一反六畝の新田成る。又辨谷、八ヶ坪、鳥越、兩國免の地に溜池を開く。安永三年脇差上下を許され、天明七年苗字門松を許さる。寛政六年藩命により、曾根新田開發に着手す。曾根新田は豊前の大新田なり。宗祐命を受け、勞を厭はず、資を吝まず。赤坂村庄屋庄兵衛、二十丁村庄屋久三郎等と共に、事に従ふこと前後八年。享和三年十二月に至り、功を竣ふ。文化三年六月歿す。年九十七。子孫宗祐の功により、永年二人扶持を給せられ、日田縣管轄の時までも、其例を踏襲せり。

〔企救郡教育會報告〕

石原宗祐は豊前大里の人、幼名甚助、後は小左衛門と稱す。其の祖石原二郎廣道、慶長年間備後國石原城より豊前國內裏今の大里に移り、郷士となり農を以て業となす。代々献金救助をなす。宗祐は廣道七世の孫。寶永七年庚寅に生る。寶曆三年四十四歳にして、大里村六本松畑四反二十三歩の地を開く。之れより先き二十五歳にして大里村庄屋役を勤む。寶曆七年四十八歳にして庄屋を辞し、専ら開墾事業に志し、同年十一月より企救郡猿喰村海面埋立に着手す。然るに該堤防式中央に當り、瀉沼深くして、基礎を定むるに難し。因て附近の漁村より、古き漁船數百隻を買求め、海岸の小石を滿載して、築留困難の個所に埋込み、漸く盤底を定め、寶曆八戊寅三月汐留をなし、同九年己卯八月成功せり。其間苦心經營九ヶ年に亘り、反別三十三町一反六畝歩の新田を得たり。又同年字折谷に面積二町餘歩、同十二年八ヶ坪に九反餘歩の溜池を築造す。同年近村より人選して、百姓數十戸を茲に移し、家屋牛馬農具五歩種扶持米等は一切

給與す。明和五年戊子字鳥越に三反八畝歩の溜池を築造す。安永三年上より宗祐心得方宜敷、且農事勉勵致す。段御吹聴あり。毎年郡代所より酒肴を賜はる。

天明六年中麥作大に腐敗し、農民困窮に及びたるに付、救助として、玄米二十石を大里村、新田村、馬寄村、原町村、柳村、二十丁村、小森江村、猿喰村九ヶ村に配與す。

寛政六年寅春、家老職犬飼兵庫より曾根新田開作築立の義に付、召出され、曾根開作築立の世話可致。且右入費中の半額は、其の方に於て引受くべき旨被_レ仰付。然れども宗祐八十五歳に及び、御世話無_レ覺束。由、申上たるも、御聽取なきに依り、手代赤坂村庄屋庄兵衛、二十町村庄屋久三郎兩名を従へ、曾根村に至り、郡代岡村加左衛門、筋奉行西川類介と協力、山ヶ迫、猪谷、山田に溜池を築立し、工成るや、之を西川類介、松尾重藏に引渡し、沖土手築立に着手す。已に成効の期に至り、人夫拂底せしに付、各郡に曾根新田汐留工事は、賃錢攫取爲_レ致との風評をなせしに、各地より人夫争ひ來る。因て工事大に進捗し、成功することを得たり。上大に氏の功勞を被_レ賞、一ヶ年間休息被_レ仰付。而して宗祐の勤勞、出銀の廉に對し、新田の内半部を讓與、萬事世話方被_レ仰付。然るに毎年大風吹き、沖土手大破に及ぶにより、之れが修理に亦多くの勞力と勞銀とを費し、又各地より多人數の百姓を移住せしめ、家屋は勿論扶持米牛駄農具等を給與す。此の新田反別八十四町八反四畝二十四歩。此の工を起してより前後八年。享和三年九十二歳に至り功竣る。此の入費一切の内宗祐出銀五百七十七貫目なり。此の年地敷一切を御上に返上の

上、宿元大里に引取り、風月を弄び、文化三年六月歿す。年九十七歳。宗祐安永三年郡代所に銀七貫五百目を献上せしを初とし、米金を献納すること十二回。通じて米二百五十石、銀二十四貫八百目、曾根新田開作入費を合すれば、實に銀五百四十一貫八百目の巨額に達す。藩主宗祐の功に依り、子孫に永年二人扶持を給せられ、日田縣管轄の時に至るまで、其の例を踏襲せり。尙臨差上下を許され、苗字門松を許さる。

〔企救郡役所報告〕石原宗祐

性質温厚にして、専ら農業を勉め、上を敬し、遜讓を重んじて、常に節儉を守り、僉服僅に寒を凌ぎ、粗食以唯飢を養ひ、氣を續のみ。頗る家業を力めて、貧民を救助す。言ふこと信義を失せず、行亦誠に出でざるはなし。若年より土地開墾、物産繁殖の事業に熱望し、其舉に際しては、寢食を忘るゝと雖も、深く分度を定めて及ばざるの圖を爲さず。尙老年に至り、左記の通り子孫を訓戒すと云ふ、其書今猶存す。

抑神代の昔より、形も變らず、廣くは國を治め、少きは家を調る道具にして、雪中の筆、金の釜も、是を以て掘出せるなり。金銀米穀皆是より出でざるはなし。かゝる自由自在物を捨て、及ばぬことを願ふべからず。

田に畑に打出の鍬の小槌かな

（○原本鍬の繪あり）

寶曆三年酉二月四日宗祐大里村庄屋勤役中、該時筋奉行渡邊彌五兵衛殿より御沙汰有_レ之、大

庄屋富野甚左衛門殿より右被_二仰出_一候に付、翌五日夫積り差出、寶曆四年戊春六步通り開き、夏冬迄不_レ殘成功を遂げ、同年より直に小麥蒔付開墾。

〔開田院宗祐居士行業記〕

本州企救郡大里村居住之翁、氏石原、名宗祐、通曰_二小左衛門_一、自_二先世_一舉_二村長_一之列、專勉_二農業_一、恭敬以上_三其上_一、遜謙以擴、儉約以裕、僉服僅遮_二醜陋_一、糲食唯_レ續氣已、言常不_レ失信、行亦發_二於誠_一、寶曆七丁丑歲翁四十八齡、蒙_二官許_一、作_下開_上新田_一之計、及_二四周年_一而功成矣、其間堤防石壁截_二海汐_一畢之日、官府下_二正從_一二使、以令_二臨檢_一焉、溝隧畔畦、作_二井地_一來之力、縣令賜_二夫役三千_一、以令_二助平_一焉、翁之性也、存_二忠恕_一而不_レ招_二嫉妬_一之害、身也養_二剛健_一、而不_レ致_二疲倦_一之患、千辛萬苦不_レ可_二勝言_一、上實永續_二村田_一之通法、家德杳及_二兒孫_一之活命、裸島之中塙、造_二社壇_一、勸_二請嚴島明神_一之護、田面之一方構_二小房_一、以爲_二隱居終焉_一之地、且暮巡檢尋常修_二治破敗_一、增又全_レ之矣、依_レ之官府以_二武門_一之初級_二褒_一賞之、謂_二帶刀及門松_一也、翁辭_二其帶刀_一、拜_二門松_一、以示_二于後裔_一、可_レ謂_二欽愿_一而且_二有深志_一也、熟按_二一依_一翁歸佛崇神之力、一藏_二大藏教於龍山_一、一納_二寫經石於裸島_一、念佛讀經、時日不_レ怠矣、嗚呼強哉、以_二寶永七庚寅三月_一而生、至_二文化三丙寅六月九日_一安詳而終焉、閱世實九十七歲也。茲歲七月大練忌之日

山陽散人無名子書之

後裔の家に就きて、採り得たる資料を左に掲ぐ、

(一) 履歷に關するもの

安永三年脇差上下御免被_二仰付_一候、猶又田島百石以上高持居候ニ付、御郡代様御逢之上、年始御節會頂戴被_二仰付_一候

天明七年苗字門松御免被_二仰付_一候

寛政十二年持高之内百貳拾石餘、御役目御用捨被_二仰付_一候

宗祐及_二老年_一身柄大庄屋格、山駕籠御免被_二仰付_一候得共、大庄屋格者、御斷申上、山駕籠斗、御請申上候

(二) 天里に關するもの

六本松馬場開高之儀、酉ノ十一月四日有馬中務大輔様御下向砌、渡邊彌五兵衛様御目見合ニ御出被_レ遊節、兩庄屋共ニ御供ニ而罷出候、其節馬場御見分被_レ遊、先年古左衛門_レ開高ニ致候様申付候へ共、開不_レ申、依_レ之御郡吏ニ而御開キ被_レ遊、御郡家雜用米ニ可_レ被_レ遊候間、夫積リ差出サセ候様ニ、富野甚左衛門様_レ被_二仰付_一候、私ヨリ夫積リ帳相調、別紙之通、翌日差上申候、其節私_レ被_二仰付_一被_レ下候ハハ、自力ニ開高ニ仕可_二申上_一、脇方_レ御遺被_レ下間敷旨、願出申候、同十二月廿五日願之通可_レ被_二仰付_一候間、開高ニ仕リ、御定リ年季明候ハハ、御上納方被_二仰付_一候旨、御免被_二仰付_一候、翌春六分通り開、夏冬迄不_レ殘仕舞申候間、小麥一圓蒔付申候、其後富野貞七様ヨリ、年數之御尋被_二仰下_一候間、當小麥初毛ニ御座候旨、亥三月廿一日御注進申上置候、當卯年迄五ヶ

年、私作徳仕申候。

(三) 猿喰に關するもの

一、さるはみ開作は申も愚に候へ共、家翁自石を運び、土を荷ひ、築せ玉ふ。千辛萬苦の御榮功申々言語に難し述筆蹟に盡しがたきは勿論なり。(○恒年家訓の一節)

(四) 曾根に關するもの

寛政六寅年八十五歳ニ而、曾根御開作築立、被_レ仰付、出銀仕、發端水掛リ山田池築立、引續開作ニ取カ、リ、去年成就之上、田地□シ溝川堀自身勘場建、百姓家牛屋等モ建遣シ、牛代農具等猶五步種子扱相渡シ、御根付相成候迄ニ仕、其上ニ而御田地差上、享和元酉ノ年九十二歳ニ而、宿本へ引取申候、右ニ付御田地高□□□餘御役目、御用捨被_レ仰付候
天明七未年苗字門松御免被_レ仰付候

一、寛政六未年八十五歳ニテ、曾根御開作築立被_レ仰付、同所へ罷出出銀仕、享和元酉年九十六歳之年齡迄、諸世話仕、骨折申候、同年ニ御用捨被_レ仰付、引取申候

石原宗祐

曾根開作之義、其方世話ヲ以、去年敷居合、追々御根付方之義、致_レ出精候段、承届候、依_レ之新町村、原町村、柳村二十町村、持高之分、役目引方申付候、右之趣可_レ被_レ申渡候、以上

四月

岡庭加右衛門

梅田太兵衛殿、富野伴兵衛殿、富野恒藏殿

○按ずるに此書寛政七年のものなり。

或書ニモ、寛政六寅十二月其筋ヨリ曾根新田開作世話方出精ニ付、企救郡新町村、原町村、柳村、廿丁村、持高百貳十六石八斗九升八合貳勺五才ニ當ル御役目御引方ノ上、身柄筋奉行支配被_レ申付トアリ。

(五) 開作費用に關するもの

- 一、丁錢一貫五百目
- 寶曆三年大里村六本松砂島開墾費
- 一、銀百五十三貫目
- 寛曆七年猿喰村新田開墾費
- 一、銀三十五貫目
- 右新田用水溜池四ヶ所築造費
- 一、銀四百二十五貫目
- 寛政六年曾根新田築立費の内、石原宗祐より出金の高
- 一、銀九貫五百目
- 同用水字山田池築造費の内、宗祐より自力築立出金分

ノ四百三十四貫五百目
合計金六百廿四貫目

(六)佛餉米に關するもの

文政十年宗祐の養子小左衛門は、亡父が曾根開作の功勞により、貳人扶持を給せらる。其の辭令。

石原小左衛門

其方亡父宗祐、曾根開作出來立之節出銀、彼是格別骨折之段、令承達候、依之佛餉之心得、而開作米出來立之内ヲ以、永年役筋ヨリ貳人扶持被下之候

亥十二月

○按ずるに此貳人扶持も、慶應二年の變動後、長州支配の時廢せられしが、明治四年二月十五日日田縣支配中復活せり。

大里村 石原小左衛門

其方祖父宗祐儀、曾根新田築立世話相勤、格別勉勵致シ、且入費金ヲモ差出、遂ニ成功候趣、奇特ニ付、爲祭料、右新田取立米ノ内ヨリ、年々貳人扶持被下之

辛未二月

然れどもこれも小倉縣となりて廢せられたり。

(七)猿喰開作所還附に關するもの

安政六年宗祐の後裔小左衛門は生活難にて、抱持の猿喰開作所を預け、郡部の金千六百十三兩を借用す。慶應二年藩は宗祐の舊功を思ひ、遂に猿喰開作所を石原家に還附す。小左衛門恐縮し、明治三年未拂殘金九百四拾五兩は、翌四年より年々參拾兩宛上納せんことを請へり。

覺

其方手元不如意ニ付、抱持之猿喰村開作所持續難ニ相成、依之郡辻ヨリ出米ヲ以、預置候處、祖父宗祐義、御郡中エ度々出米等イタシ、御爲筋相成候、彼是以舊功、此度詮義之上、右開作所其方へ差返候、永ク持傳可申候、仍後證如件

寅六月

大森平次右衛門

石原小左衛門殿

乍レ恐以ニ書付ニ御願奉ニ申上候

私義手元困窮仕、諸方借財相層當惑仕候に付、去る安政六末年御願申上、抱持猿喰村開作所御預け申上、御郡辻より金千六百拾參兩三合五勺五才拜借仕申候。然る所、祖父宗祐御郡中、段々出米等仕、御爲筋に相成候、以舊功、右開作所御差返し被仰付候段、慶應三寅六月別紙寫之通、御達に相成、難有仕合に奉存候。乍レ併多分之金子頂戴仕候義も、冥加に餘り候義に付、別紙仕詰殘之分、來未歳より、一ケ年金參拾兩つつ上納仕度奉存候間、御殿納被下置候様、御願

奉_二申上_一候。此段宜御聞通、被_二仰付_一可_レ被_レ下候。以上

當時猿喰村住居

午十二月

大里村 石原小左衛門

小倉御役所

覺

一金千六百拾三兩三合五勺五才

開作拜借高

内

一金貳百八拾兩五合

長州様御支配中諸雜用

一金百九拾兩三合七勺五才

豐津被_二差送_一候分

一金百九拾五兩五合

馬寄村、吉志村、下貫村、當冬返濟之分

六百六拾六兩三合七勺五才

殘九百四拾六兩九合八勺

右之通御座候以上

午十二月

石原小左衛門

〔高瀬氏記錄〕

信敬田川郡弓削田郷春日社祠官重藤因幡介將義之長子也。自志學年、入_二府儒官川江先生之門_一、問_二儒書_一、年十九歲爲_二隼人祠祠官大森越後介秀之之養子_一、秀之死無_レ後、而有_二一妹_一、即予老菴是也。安永十年辛丑歲二十五至_二京師_一、謁_二神祇長官吉田殿_一、受_二世職命_一、及_レ壯往_二防洲徳山_一、就_二黑神瑞翁_一而學_二神道_一、後藝州祠官唐崎翁來_レ府、因又學焉、寛政六甲寅訴_二府廳_一、以_二神輿之久廢_一、終升_二聞公_一、公爲_二調_一進_二新神輿_一焉、先是八月十四日有神_三幸于門司社_一、與_二門司神_一合祭、是年更始別構_二假殿于其境内_一、安置_二神輿_一、公使特拜_二兩社_一、自後以爲_レ常矣、同九年己巳 邦君 忠苗公、命賜_二官服之衣袴_一、實生涯之榮也、文化四乙卯四月公命以_二城中鎮守社新羅少宮_一、託_レ予、同六年遣_二長子光信吉田_一、謁_二長官_一、詔任_二從五位下若狹守_一、又請_二神幸供奉乘輦於_二公廳_一、許_レ之、社號_二舊書_一隼人、予願_二隼人昇官之名也_一、無_レ由_二于社_一、或速_二戶之訛歟_一、速_二戶隼人國語同_一、調_レ於_レ此、訴_二公廳_一、告_二長官_一、以_二奏_一聞、天朝、蒙_レ詔改_二書速_一戶社、家姓爲_二大森_一、余審_二舊記所_一紀、系由_二高瀬_一、因亦改_レ之、歲五十六辭_レ職而老、嫡子光信嗣焉、有_二六男二女_一、次男爲_二今井津祇園祠官本郷氏_一之後、從五位下飛彈守雅猛是也、三男仕_二公家_一、曰_二志村幸平_一、四男爲_二醫官山田氏_一之嗣、曰_二玄庸_一、不幸早死、五男爲_二京郡大分八幡祠官定村氏_一之後、從五位下甲斐守政德是也、六女爲_二同郡行事八幡祠官廣瀬日向守之妻_一、七女嫁_二筑前枝光村長芳賀氏_一、八男隣之輔信貞未_レ家矣、文政十三年庚寅

近代の人々

苔繩重雄

苔繩重雄

苔繩重雄は原籍兵庫縣赤穂郡坂越村字坂越。大正十三年門司郵便局集配人たり。同年八月二十一日市外東郷村集配服務中、暴風雨の爲め、濁水氾濫せる道路を通行の際、激流に陥りたるも、自己の危険を顧みず、郵便物の浸潤流失を恐れて、蝦蟇口を高く捧げ、専ら之が保護に全力を盡し、遂に溺死するに至れり。年僅に十六。村民之を愍み、白野江字山中に地藏として、之を祀る。

清水正次郎

清水正次郎

筑紫の秋開けて、紅葉色深き明治四十四年十一月初旬、陸軍特別大演習か南筑の平野で舉行された。畏くも明治大帝は、御統監の爲、はる／＼御西下の途に上らせ給ふた。

十一月十日午後零時過、市民の奉迎裡に、御召列車は下關驛に御到着。豫て門司驛構内(當時の驛は西木町に沿うた一角にあつた)では、山陽棧橋御發の時刻を期して、構内に用意してある御料車を移動し、御西下の本線路へ入替へる手筈になつてゐて、驛長以下全員大いに緊張し、殊に構内操車長清水正次郎は、今回の作業を以て、一代の光榮と思ひ、幾度か構内の試運転をなし、準備

萬端遺漏なく、時の到るを待つてゐた。午後零時半それ／＼擔任の部處について、操車係員は愈々御料車入替の作業に着手した。其の時御料車塵埃よけの幌のまゝ運轉して、本線に入替ふべく操車を始めた時、御料車の覆が折悪しく突風に煽られて、ポイントに引懸つて、ポイントが反対側に向つたので、車輪はレールから脱線してしまつた。

清水を初め、係員一同の驚愕響ふるにもなく、必死となつて、復線作業に取掛つたけれども、到底御豫定の時間に間に合ふべくもなかつた。此の突發事故の報一度傳はるや、鹵簿に扈從したる文武官初め、鐵道院總裁以下、鐵道當局は色を失ひ、恐懼措くところを知らなかつた。此の咄嗟の出來事に、陛下の御休憩所に充つる場所もなく、鐵道當局は侍從長を通じて、事故發生の事由を奏上し、暫らく棧橋の待合所を御休憩所に御當て申した。御粗末で狹隘なる待合所に空しく時をうつさせ給ふこと、一時間の長きに亘つたことは、誠に恐懼の至りであつた。

かくて大元帥陛下は、御豫定に遅らせ給ふこと一時間二拾分の後、御發車あらせられ、龍顔いとうるはしく、大演習地に向はせられた。

御料車操車の任に當つた清水正次郎は、平素より綿密謹直な男であつた。今回も寢食を忘れて、總べての用意遺憾なきを期したるに拘はらず、御料車入替の際、覆を取除かなかつたのは、眞に千慮の一失であつた。

そこが神ならぬ人わざで、如何とも致し方のないことである。然るに正次郎は假令不慮の災厄

とはいへ、御發車一時二拾分も遅發せしむの已むなきに至らしめたことは、大元帥の總べ給ふ軍機の御大切なるに對し奉りて、恐懼の感に禁へなかつた。

係員一同安堵の胸を撫で下ろした後も、正次郎は立つても居てもゐられぬ様な態度で思案してゐた。驛長も不慮の災厄なれば、致し方なしとて、之を慰めてゐた。かくて午後四時頃、同僚に、今日は氣分が悪いので早引して休養したいから、宜しく頼むと殘務を託して、自宅へ歸つた。

早引して驛を出た正次郎は、井領田の自宅に歸つて、妻にも今日の事故を話さず黙々として夕食を共にし、八時過就寝した。而して十一時過になつて、用があるから驛迄行くといつて、和服で出掛けた。

翌朝家では、妻が心配する。驛でも平素職務格勤の清水が出ないので、心當を探したが、少しも分らない。驛長以下大いに心痛してゐた。

明けて十二日下關市街幡生驛より、門司驛に電話がかゝつた。今朝幡生トンネルで犠死者があつた。遺書により門司驛操車掛清水正次郎なることが判明した。早速來て呉れとの事であつた。門司驛員一同の驚愕一方ならず、驛長は構内主任外三名を急派せしめたが、哀れ遺骸は身首處を異にし、眼もあてられぬ慘憺たる光景であつた。

而して其の遺書は、鮮血で大きな斑紋が染められてゐた。其の遺書は電報頼信紙に、假名文で左の如く認めてあつた。

オメシシヤ イレカエノサイ ジコニカカリアヒ ジツニ ザンネン ソノバン ジ
 サツスルツモリ ナリシモ セキニン ノ ハンメイセヌワ エキチヨウサンニ ス
 マスト オモヒ アラカタ セキニンシヤモ ワカリシニ ヨツテ カンプニ モウ
 シワケノタメ ジサツス シミズシヨウジロウ
 ソウサイ キヨクチャウ カクカチヨウ エキチヨウ ドウレウ カン

清水正次郎が事故の原因如何に拘はらず、御料車脱線の責任を、一身に引受け、其の職に殉じたるは、眞に鬼神をして咒かきしめ、懦夫をして起たしめるものがある。

事畏こくも天聽に達し、惘然に思召され、祭資料として金參百圓、遺族へ御下賜になつた。一小微臣にして之あるは、異數の光榮である。此事一度天下に傳はるや、陸軍の各將星を始め、官民多數の弔文弔慰金蜚集し、積んで山をなした。小倉市片野村常德寺の住職故大園瑞圓、深く清水の忠良に感じ、門司市有志の賛助を求めて、海陸の眺望絶佳なる市内畑田の小丘に、一丈五尺の記念碑を建てた。碑面清水正次郎碑の六文字は、宮内大臣正三位勳二等波多野敬直氏の揮毫するところである。一度節をこゝに曳くものは、職責に殉ぜし清水の胸中をしので、感激の涙を湧かないものがあるまい。(門司市民讀本より)

左記は賞勳局より賞せられし人々なり。

磯部仁左衛門

門司市大字門司

磯部仁左衛門

大正八年七月門司市小學校教員住宅敷地又ハ住宅買收資金充當ノ爲、土地一反六畝十一歩寄附ス、仍テ大正七年九月十九日勅定ノ紺綬褒章ヲ賜ヒ、以テ之ヲ表彰セラル

大正十年十月十月十二日
賞勳局總裁

石田平吉

勳四等 石田平吉

大正十二年九月福岡縣立門司中學校建設費金五万二千七百三十九圓余寄附ス、依テ大正七年九月十九日勅定ノ紺綬褒章ヲ賜ヒ、以テ之ヲ表彰セラル

大正十四年四月十六日

賞勳局總裁

〔港灣ニ關スル功勞者調書〕石田平吉

嘉永五年十二月十五日福岡養巴町ニ年ル。廢藩後郷里ニ於テ、旅館及海陸運輸ノ事業ヲ經營ス。

明治二十年門司ニ轉住、同二十二年九月卒先シテ、始メテ本港ニ石田汽船ヲ創設シ、關門渡航ヲ開始シ、次テ石田棧橋ヲ設ケ、九州ト本土ト、水上連絡ノ道ヲ開キ、以テ公益ノ増進ト、本港ノ發展ヲ圖リ、孜々營々四十有餘年ノ久シキニ及ヘリ。今ヤ鐵道省關門連絡ノ設備ト竝立シテ、關門間ニ大水路ノ一タリ。因ニ該棧橋發著ノ汽船ハ、毎日午前四時ヨリ翌日午前一時ニ至ルノ間、晝間ハ十分毎ニ、夜間ハ三十分毎ニ發着シ、其ノ乗降船客ハ、最近一ケ年壹百拾七萬四千六百餘人ヲ算セリ。

明治二十二年私財約拾五萬圓ヲ投シテ、長谷、丸山、奥田ノ三ヶ所ニ於テ、貯水池五ヶ所ヲ設ケ、更ニ其ノ下流ニ於テ、淨水池二ヶ所ヲ設ケ、常ニ約二十萬五千石ノ水量ヲ保タシメ、其ノ濾過水ハ、榮川ニ沿ヒ敷設シタル鐵管ニヨリ、門司港ノ沿岸ニ導水シ、一石ニ付僅カ一錢五厘乃至二錢ノ單價ヲ以テ、碇泊船舶ニ給水ヲ行ヒ、餘水ハ市内東本町其他ヘ、敷設ノ支線ニヨリ七十餘戸ニ給水シ、明治四十五年三月門司市營水道完成ニ至ル迄、之ヲ經營シタリ。

明治二十八年日清戰爭勃發スルヤ、門司港ハ軍需品ノ輸出港トナリ、海陸各方面ヨリ集リ來ル旅客頗ル多カリシカ、當時ハ前記海面(塩田ヲ含ム)ノ埋築等行ハレタル直後ニシテ、在來ノ點在部落ト格別異ル所ナク、之ヲ收容シ得ベキ旅館ナカリシヲ以テ、直ニ石田旅館ヲ建設シ、以テ之ニ備ヘ、又港灣所在地トシテ、造船設備ノ必要ヲ認メ、自カラ進ンデ市内八幡町ニ石田造船所ヲ建設シ、小蒸汽其ノ他帆船ノ新造、又ハ修繕ヲ行ヒ、以テ船舶關係者ノ利便ヲ圖ル等、

其ノ事業ニ着手スルヤ、悉ク機宜ニ適シ、而モ公益ヲ意味シ、經營宜敷ヲ得、何レモ繁榮ニ赴キ、其ノ他門司築港株式會社ノ事業等ニ就テモ、大ニ之ヲ援助セリ。
更ニ明治三十四年九月ヨリ大正十二年三月ニ至ル間ニ於テハ、衆望ヲ負ヒ、市會議員ニ當選スルコト五回、衆議院議員ニ當選スルコト二回、功ニヨリ勳四等ニ叙セラレ、紺綬褒章ヲ賜ハル。昭和二年十一月十八日歿ス。年七十四。

赤尾元一

赤尾元一

門司市大字門司

赤尾元一

大正十五年門司市特別教育基金トシテ金壹萬五千圓寄附ス依テ大正七年九月十九日勅定ノ紺綬褒章ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和二年六月一日

賞勳局總裁

大野慶太郎

大野慶太郎

門司市大字小森江

大野慶太郎

昭和三年十月門司商業學校外十二校へ御眞影奉安庫及校旗其ノ他備品購入費金壹萬圓寄

附ス依テ大正七年九月十九日勅定ノ紺綬褒章ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年三月二十三日

賞勳局總裁

朝枝スミ

朝枝スミ

山口縣玖珂郡岩國町

朝枝スミ

資性温良、獨力高等女學校ヲ卒業シ、不幸夫惡疾ノ爲、四肢ヲ斷チ、座臥進退悉ク其ノ織手ニ俟ツ。家計日ニ窮シ、病勢倍々加ルモ、堅忍之カ看護ト、七男一女ノ教養ニ勵ミ、志操ヲ渝ヘサルコト十有餘年、更ニ倦ムコトナシ。洵ニ奇特トス。依テ明治十四年十二月七日勅定ノ綠綬褒賞ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰セラル。

昭和三年十一月十日

賞勳局總裁

〔履歴調書〕

福岡縣門司市大字小森江南本町十丁目

朝枝スミ

明治十七年二月八日生

資性温良、品行方正ニシテ、思想堅實ナリ。幼キ頃ヨリ學業ニ志スコト切ナルモ、家貧ニシテ如何トモ爲ス能ハス。一時殆ント斷念セシモ、思ヒヲ將來ニ廻ラストキ、如何ニモシテ初志ヲ貫徹セント、遂ニ決スル所アリ。明治三十二年スミ十五才ノ秋、父母ニ請ヒテ、同町ノ島根縣濱田町聯隊長山田四郎方ヘ女中奉公ヲナシタリ。爾來忠實精勵、主家ノ業務ニ服シ、一度トシテ人ニ不快ノ感ヲ與ヘタルコトナシ。而シテ早起晚寢、餘暇ヲ利用シテ、書ヲ繕キ、孜々トシテ倦マズ。山田氏夫妻亦其ノ熱誠ト、其ノ志ニ感シ、之ヲ愛スルコト實子ノ如ク、且ツ大ニ之ヲ援助シタルニ依リ、明治三十六年遂ニ濱田高等女學校ヲ卒業セリ。茲ニ於テスミハ主人ノ勸メニ從ヒ、永年ノ大恩ヲ謝シテ、同家ヲ辭シ、前記學校ノ炊事小使掃除人夫等ノ勞務ニ服シ、傍ラ同校補習科ニ入學シ、翌三十七年同科ヲ卒業セリ。後小學校ニ教鞭ヲ執ルコト九年間、親元ヨリ弟栗山政太(十三才)ヲ招キ寄セ、廣島縣通信傳信所ニ入學セシメ、尙一面親許ニ送金シテ、妹しげノ教育ニ資シタリ。

スミガ朝枝進ニ嫁シタルハ、明治四十二年二十六歳ノ春ナリキ。當時進ハ鐵道院ニ奉職シ、海軍一等兵曹ノ恩給ヲ有セリ(貳百五拾貳圓)。大正元年結婚後約三年、夫ハ脫疽症ニ罹リテ、職ヲ辭シ、四肢鬱血シテ、血液ノ循環不良トナリ、手足ノ自由ヲ缺クニ至ル。然ルニスミハ當時二人ノ嬰兒ヲ擁シ、教鞭ヲ執ルコト能ハス。爲メニ一家ハ一轉シテ、生活窮迫ノ悲運ニ陥リ、療養ノ費ヲタニ支ヘ能ハサル有様トナレリ。

大正二年門司市葛葉町ニ居住シテヨリ、夫ノ病勢漸次増進セシカハ、枕邊ニ侍シテ、晝夜按摩シ、藥ヲ進メ、其傍ラ日備稼ヲ爲シ、辛フシテ一家四名ノ露命ヲ繋ケリ。病夫カ福岡縣港務部見張番トシテ採用セラレ、其ノ住家所在地ノ葛葉町信號所勤務トナリタルモ、明石港務部長ノ同情ニ依リシモノニシテ、進ハ家ニ在リテ唯信號ノ指示ヲ爲スニ止マリ、其ノ實務ハ全クスミ之ヲ擔當シ、必要ノ都度、夫ノ持示ニ依リテ、信號所ニ走り出テ、信號ヲ了ヘ、直ニ歸リテ復タ枕邊ニ侍シ、専心看護ニ從事セリ。又或ル時ハ糸類下足等ノ行商ヲ爲ス等、晝夜ヲ分タス奮闘シ、若シ生計費ニ多少ノ餘裕ヲ生スレハ、自ラ病夫ヲ背負ヒテ、地方ノ醫師ニ趨キ、治療ヲ受ケシメ、或ハ藥劑アルヲ聞テハ、之ヲ求メ、或ハ外科醫術ノ効果ヲ聞キテハ、之ニ入院セシムル等、アラユル苦心ト努力トヲ拂ヒタリシニ、病勢減退ノ徵ナク、左足ノ親指ヲ切り落シタルヲ初メトシテ、左右ノ足指ヨリ手指ニ至ル迄、漸次一本切り二本落シ、遂ニハ市内林外科病院ニ於テ、左足膝下五寸ノ箇所ヨリ、切斷スルノ止ムナキニ至レリ。而カモ病勢益々昂進シテ、大正五年十一月ハ福岡醫科大學病院ヘ入院シ、左足ハ再ヒ膝關節ヨリ切斷シ、右手ハ僅カニ拇指ノ七分ヲ殘シ、左手ハ不完全ナル三指ヲ殘スノミトナリ、同病院ニ二閱月ヲ費シタリ。夫カ病ヲ得テ以來、用便ノ始末ハ勿論病床ニ就キテヨリ、殆ント晝夜衣帶ヲ解カスシテ、看護ニ從ヒ、病夫ニ接スルノ狀眞ニ搔痒ノ感アリ。然リト雖モ教職ヲ辭シテヨリ以來、夫ノ療養ト、馴レヌ勞働ノ爲メ、身志共ニ過勞シ、自身病患ニ陥ラントセシコト屢々ナリキ。

如斯ナレハ、病夫ハスミノ健康ヲ害センコトヲ慮リテ、子女ヲ他人ニ遣ハサント勸ムレトモ、スミハ土ヲ食ヒテモ、養育セントテ、子女三人ヲ門司市小森江小學校へ通學セシメ、一日タリトモ缺席セシムルコトナシ。又感スヘキハ長女長男ノ如キ、母ノ美德ヲ享ケ、長女ハ母ヲ扶ケテ、家事ヲ手傳ヒ、長男ハ尋常二年生ノ頃ヨリ、毎朝登校前、新聞ヲ配達シ、終リテ學校ニ出テ、歸リテハ翌朝配達ノ準備ヲ爲ス、一日ト雖怠ルコトナシ。爲ニ一時幼キ身体ノ健康ヲ害スルニ至リタルヲ以テ、之ヲ知リタル學校長ハ、一時之カ中止ヲ勸告スルノ状態ナリキ。スミハ其ノ躬妊娠ト爲ルヤ、夫及子供ノ食糧等ニ付キ、相當計畫ヲ立テ、産後ノ準備迄整へ置ク等ハ、其ノ心情ノ周到ニシテ優美ナル、近隣ノ人何レモ感嘆セサルハナシ。三男四男、双兒、出産後ハ、外出困難ナルカ爲、行商其ノ他屋外ノ勞務ニ服シ能ハサルニ至リ、只夜間ノミ深更迄、他家ノ賃仕事等ニ勵ムト雖モ、幼少ナル兒童ノ手足纏アルカ爲メ、充分ノ働ヲ爲スコト能ハス。日一日ト生活ニ逐ハレテ、喰フニ糧ナク、防寒ニ衣ナク、實ニ悲惨ノ極ニ達セリ。

三男四男未タ幼キニ、五男産レ、スミノ心勞一段ノ多キヲ加ヘタリ。茲ニ於テカ岡山孤兒院ヨリ同情金ヲ送リテ、慰ムル所アリタルカ、之ヲ以テスミハ煙草ノ小賣ヲ願出スルヤ、專賣局ハ調査シテ、其ノ貞節ニ感シ、舟着場タルスミノ假小屋ヲシテ、其ノ販賣ヲ許可セリ。斯クシテ淺野セメント會社ノ海岸船着場ニ、菓子鹽純煙草ヲ賣リテ、漸ク八人ノ露命ヲ繋クコトヲ得タリ。朝ハ夫ノ一日間ニ於ケル入用品、並小供ノ學校行ノ事等全部ノ仕事ヲ終ヘ、未タ近隣ノ起

床セサルニ先チ、前記商賣場ニ出テ行キテ、終日業ニ服シ、夜ニ入りテ歸宅スルヲ以テ、其ノ間長女ハ學校ヨリ歸リ、母ニ代リテ父ノ枕邊ヲ離レズ。曾テ近隣ノ子供ト遊ヒタル事ナシ。夫ノ病勢ハ時々増悪シ、特ニ冬期ハ一層疼痛ヲ感シ、晝夜按撫スルモ、苦痛ニ堪ヘサルモノノ如ク、爲メニ其ノ稟質樂天的ナルニ拘ハラズ、漸次癩癬強キニ至リ、之カ慰安ニ苦シムコト、亦一方ナラス。斯クテ醫藥ニ看護ニ、日夜毫モ倦怠スルコトナク、從事スレトモ、病勢益々募リ、大正九年三月再ヒ福岡醫科大學病院ニ入院スルノ止ムナキニ至リ、右足ハ再ヒ膝上二寸ノ箇所ヨリ切斷セラレ、恰モ人形ノ手足ヲ取リタルカ如キ有様トナリテ、實ニ悲痛極マル状態ト爲リ

ス。斯ノ如ク貧困ノ中ニ在リナカラ、克ク夫ノ療養ヲ致シ、只其ノ及ハサランコトヲ虞ルノミ。更ニ赤貧洗フカ如キモ、近隣ノ交際ナトハ、少シモ缺サス、服裝ノ如キモ、自身ハ只々質素ヲ旨トスルノミナルモ、子供ノ衣服ハ自己ノ夫レト異リ、常ニ清楚ニシテ、決シテ見苦シキ風ヲ爲サシメス。住居ハ六疊ト三疊ノ二室アルノミ。此所ニ前後左右ヨリ縫リツク小兒ヲ哺育シ、夫ノ看護ニ、子女ノ教養ニ怠リナシ。此ノ可憐ノ家庭ニ對シテハ、郷閭皆齊シク感嘆セサル者ナキニ拘ハラズ。獨リ姑ハ二丁ヲ距リタル夫ノ弟ノ宅ニ在リ、如何ナル謬想ニ囚ハレ居レルカ、來リテ惡口ヲ放ツコト屢々ナリ。其ノ狀實ニ愍然ニシテ、見ル者何レモ姑ノ慘酷ヲ惡マサルナシ。然モスミハ一語ト難反言セサルノミナラス、姑ニ對スル不平ノ言ヲ漏ラセシコト、更ニ

無シト言フ。僅少ナル海軍一等兵曹ノ恩給ト、三男四男ニ對スル岡山孤兒院ヨリ送り來レル養育料ノ外、少クモ月參拾圓ノ收入有ルニ非ラサレハ、一家八人ノ露命ヲ繋クコトヲ得ス、生レテ數月ヲ經サル小兒ヲ抱キ、舟仲仕石炭仲仕言語ニ通セサル鮮人等ノ間ニ立チテ、辛苦業ヲ營ムト雖モ、掛賣多ク、思フカ如キ收益ヲ上クルコトヲ得ス。爲メニ姑ノ言語忍フ可カラサルモノアリ。スミノ性温順ニシテ、之等ノ華容ニ對スル精神上ノ苦痛ハ、決シテ尋常ニ非ラサルヲ知ルヘキナリ。

長女ハ退學セシメ、子守奉公ニ出セハ、幾分ノ餘裕ヲ得ルヲ以テ、夫進ハ之ヲ主張セルモ、スミハ子女ニ相當ノ教育ヲ爲スハ、親ノ義務ニシテ、彼等ノ將來ヲ慮レハ、到底同意シ難ク、我身ヲ粉ニシテモ働カント、貧シキ家計ノ中ニ、子女ノ教養ヲ怠ラス、長女長男ノ如キハ、母ノ感化ヲ受ケ、日ニ月ニ成績良好ニ向ヘリ。

大正十一年二月十一日金貳拾圓ヲ授與シ、其ノ善行ヲ表彰シ、爾來新聞社其他世ノ同情翕然トシテ、同家ニ集リ、金品等ノ喜捨セラルルモノ多ク、又大正十二年夫進ノ恩給改正セラレテ、參百貳拾七圓トナリ、鱈テ金鵝勳章ノ年金モ、百五拾圓ニ増額セラレタルヲ以テ、家計ハ以前ヨリ苦痛ノ幾分ヲ脱スルコトヲ得タルモ、相亞テ六男七男生レ、十人ノ一大家族トナリ、スミノ責務益重大ナルニ至レリ。如斯キ中ニ、家主ノ失敗ニ依リ、都合ニヨリテ今日迄住ミ來レル借家ヲ立チ去ルノ不幸ニ遭遇シ、スミノ心勞一段ノ多キヲ加ヘタリ。家ヲ貸ス者ハ八人ノ幼

キ子供アルヲ聞ケハ、之ニ應スル者ナク、一時途方ニ暮レシモ、大正十三年ノ秋、幾分ノ貯蓄ニ借金ヲ加ヘテ、項少ナル住宅ヲ市内小森江南本町ニ建テ、同處ヘ移轉シ、目下國際畫報寫眞帳取次販賣並ニ賣藥ノ取次販賣ヲ爲シ、傍ラミシンノ手職ヲ爲ス等、勤儉力行克ク精勵婦道ヲ盡シ、今日ニ及ベリ。

昭和三年三月長女ツヤ子ハ、目出度門司市錦町更修女學校ヲ卒ヘ、市内ピール會社ニ奉職シテ、僅カノ給料ヲ得テ、母ヲ助ケ、長男繁春ハ目下門司中學五年生ニシテ、成績良好、百一人中十七位、學校迄一里七合ノ距離ナルニモ拘ハラズ、毎日電車ノ沿線ヲ步行通學シ、歸リテハ家業ノ手傳ヲ爲シ、其他次男正人ハ母ノ手傳專一ニ、三男三郎以下四人ハ尋常小學校ニ、夫々通學シ、日曜祭日ノ如キハ勿論、天氣好晴ノ日ハ、殆ント毎夕子供相集リテ、父ヲ箱車ニ乗セ、附近ノ海岸又ハ野邊ニ散策シ、身体不自由ナル父ヲ慰撫スル子供心ノ見ル目モ涙クマシクモ又麗ハシク、一家ハ貧困ノ裡ニモ、常ニ春風胎蕩ノ狀アリ。

斯ノ如ク能ク夫ニ仕ヘ、殊ニ夫病ニ臥シ、身体ノ自由ナラサルニ及フヤ、家計困難ノ間ニ在リテ、纖手能ク之ヲ維持シ、看護療養至ラサルナク、傍ラ心ヲ子女ノ教育ニ盡スコト茲ニ十有七年一日ノ如ク、爲メニ隣保ハ勿論、一町皆スミノ心根ノ優シキニ感セサルナク、衆口一致スミノ行爲ヲ賞讃セサルナシ。尙同人ヲ一見セハ貞婦情顔ニ現レ、寒レタル裡ニ、凜然タル氣品ヲ存シ、言語動作自ラ高尚ニシテ、教職ニ在リシ昔ヲ憶ハレ、之ニ接スル者、一種ノ感ニ打タルル

ヲ覺ユ。從テ近隣ニ及ホセル感化モ、亦決シテ尠ナカラス。

下高平市助

下高平市助

門司市白木崎町字高島二丁目

(鹿兒島縣揖宿郡指宿村)

下高平庄次郎

故勳八等下高平市助、昭和三年八月二十五日門司市白木崎海岸ニ於テ將ニ溺死セントスルニ兒ヲ認メ、躍然身ヲ投シテ遂ニ二名ヲ救助セルモ、自己ハ疲勞其ノ極ニ達シ、死亡スルニ至ル。仍テ褒章條例ニ依リ、金貳百圓ヲ賜ヒ、以テ之ヲ表彰セラル

昭和三年十一月二十四日

賞勳局總裁

〔履歷調書〕

昭和三年八月二十五日午前十時四十分、門司市白木崎内務省埋立工事人夫トシテ作業中、同海岸附近ニ於テ水泳中ノ同市久保卯市當十年、外一名ノ兒童ガ、排水作業ニ因ル水勢ノ爲メ、沖ニ流サレ、水深十五六尺ノ海面ニ於テ、將ニ溺死セントシ、分秒モ猶豫スヘカラサルヲ認ムルヤ、地下足袋ヲ穿テ、作業服ヲ着シタル儘、海中ニ身ヲ躍シ、先ツ十數間ノ沖ニ流サレツツアル現場ニ到リ、多大ノ困難ト闘ヒツ、一名ヲ陸上ヘ救ヒ揚ケ、更ニ危險ヲ冒シ、十七八間ノ沖ニ流サレツツアル現場ニ到リ、必死ノ勇ヲ鼓シテ、他ノ一名ヲ陸上ヘ救ヒ揚クルコトヲ得タルモ、自己ハ其時既ニ心身ノ疲勞極ニ達シ居リタル爲メ、最後ノ一名ヲ救助スルト共ニ、海底

深ク入り込ミ、泥土ニ蔽リ、遂ニ生命ヲ失シタルモノナリ。

昭和四年四月一日市制三十年祝賀會の時、感謝狀、褒狀、表彰狀受領者は左の如し。

感謝狀、褒狀、表彰狀受領者一覽

一、自治功勞者表彰ノ部 (表彰規程ニ依ル者)

在職年數	職名	氏名
七年二ヶ月	市會議員	宮原六三郎
一〇、六	元市會議員	栗林力太郎

二、感謝狀ノ部

在職八年以上名譽職員

在職年數	職名	氏名
三〇年二ヶ月	市會議員	日笠新平
三〇、四	全	西田林之助
一九、四	全	池垣與一郎
一八、七	全	若木榮助
一八、一	全	松尾大吉
一七、二	全	宮原六三郎

(以下現名譽職員及元名譽職員)

在職年數	職名	氏名
一四、二	全	大海藤作
一四、二	全	東市次郎
一三、八	全	正村正
一三、一	全	徳永得藏
一〇、二	全	吉村勝太郎
一八、八	(現)	平田三代藏
一七、一〇	(元)	西川勝太郎
一五、一〇	(現)	石場秀吉
一五、八	(全)	久野春次郎
一五、〇	(元)	西田彦助
一四、〇	(全)	小倉留吉
一四、〇	(全)	北中百合吉

市表彰者

十三人 物

一三、〇	(現)	西村熊太郎
一三、〇	(元)	中村爲弘
一三、〇	(全)	近藤初次郎
一、五	(全)	中山總次郎
一〇、六	(全)	栗林力太郎
一〇、二	(全)	中原實三郎
一〇、六	(全)	福島繁
九、二	(現)	中村徳次
九、九	(元)	内野慶太郎
八、二	(現)	林平吉
八、五	(元)	高階福太郎
八、〇	(現)	内藤清太郎
八、二	(元)	梅月瀬太郎
八、二	(現)	安藤甚之丞
八、〇	(元)	安藤寅一郎
八、〇	(全)	島中豊

八四〇

八、〇 (全) 中村祚胤

前項以外ノ市會議員

市會議員 綴木米市

川端賢

下田健吉

西澤彦兵衛

來島久助

横山恒太郎

永尾那八

石川瑞穂

小林奎治

小倉繁

磯部平右衛門

邑本松二郎

武内丈七

森山藤市

紺綬褒章受領者

全	中村治作
全	池田源次
全	大西小市
全	富田定壽
全	鍋島六藏
全	佐村静之
全	野村政一
全	前田寛

三、褒状ノ部

綠綬褒章受領者

磯部仁左衛門
赤尾元一
大野慶太郎

朝枝スミ

四、表彰状ノ部

十三人 物

勤続二十年以上市吏員

三年六ヶ月 元書記 木元利助

二十年以上勤続消防小頭以上

三年五ヶ月	第一部小頭	石場留藏
二、一	全	小林茂三郎
三、五	第二部小頭	久禮久吉
二、一	全	山内確太郎
二、一	第三部小頭	安藤卯作
三、六	全	時枝岩三
二、六	全	木村彌三郎
二、一	第三部小頭	出口熊太郎
三、五	第四部小頭	大海淺吉
三、五	第四部小頭	辻本幸次郎
三、五	全	古田又次郎
三、五	全	柴田壯次郎
三、二	第五部長	片田孫三郎

八四一

三、一	第七部長	尾上竹次郎
三〇、六	第九部小頭	大西藤五郎
二七、〇	元第三部小頭	濱本百合松
三三、〇	全	永富林太郎
二四、〇	全	橋本藤吉
三、七	元第五部小頭	辻七太郎
二四、八	元第五部長	石原喜七
三、二	元第四部小頭	伊藤與一郎
在職二十年以上正副衛生組長		
三年四ヶ月	衛生組長	谷又次郎
二六、四	全	大井榮吉
二六、一	全	松本安太
二八、四	全	迫孫吉
二七、四	全	衛藤百藏
三三、二	全	北村源藏
二八、二	全	古田孫四郎

二九、四	全	青木安太郎
二六、四	全	湯畑丈助
二八、二	全	黒木茂雄
三三、四	全	高橋百合藏
三〇、四	全	橋本利左衛門
三、一	全	宮木庄兵衛
三〇、四	全	淺川瀧藏
三、四	全	大内範二
三、四	全	上田末市
二六、四	全	藤原伊太郎
三〇、四	全	生方善八
三、一	全	前原秋太郎
二八、四	全	大西安太郎
三三、四	全	岡西喜市
二八、四	全	川端菊次郎
三、四	全	藤中光藏

三三、四	全	山田卯市
三二、四	全	橋本良太郎
三三、四	全	澤井喜代松
三〇、八	衛生副組長	渡邊多助
三二、四	全	池内佐太郎
三二、四	全	濱本繁藏
二八、四	全	山村又次郎
二九、四	全	秋穂豊吉
二四、四	元衛生組長	奥井孫七
二四、一	全	原田和助
三三、四	全	村田卯之松
二六、一	全	幡手幸八郎
二九、二	全	松永久吉
三三、五	全	平島彦三郎
二七、一	全	河村貞之進
二九、二	全	久保喜代藏

在職二十年以上納稅組合長

三〇、四	全	邑本増太郎
三二、四	全	都城初太郎
三三、一	全	友重卯助
二六、一	全	小川徳市
二六、一	全	山崎仁助
三三、一	全	山中亀太郎
三三、四	全	岩野禎三
三三、〇	全	弦田貞次郎
二二、三	全	星野榮治
三三、八	全	山尾與次郎
三三、五	全	原田文吉
二七、四	全	原田太作
三三、〇	全	中村國藏
二九、二	元衛生副組長	木村卯吉
三、一	全	山村倉吉

三、四 日出町五丁目 納税組合長 小橋 楨太郎

三、四 新町三丁目 全 吉田 喜代松

勤続二十年以上本市立學校教員

三、一 門司尋常小學校 訓導兼校長 宮川 彦一

三、七 全 訓導 近藤 勝太郎

三、一 錦町尋常小學校 訓導 松下 末松

三、一 清見尋常小學校 訓導兼校長 吉本 良助

三、一 庄司尋常小學校 訓導 小川 キクエ

三、二 全 代用教員 桂 正七郎

三、二 門司商工補習學校 教諭 近藤 盛之

三、〇 元門司尋常小學校 訓導兼校長 原田 兼土

三、一 全 訓導 森川 精一

三、一 元田野浦尋常小學校 全 兒崎 高信

三、三 元小森江尋常小學校 全 海野 民部

三、二 元錦町尋常小學校 全 山崎 榮治

三、六 元古城尋常小學校 全 佐藤 琢磨

三、二 元門司商業學校 教諭 武 富輝義

勤続二十年以上市雇員備人

三、〇 市立傳染病院 看護婦 羽仁 トヨ

三、〇 全 消毒夫 中岡 初太郎

三、一 水道 鐵工 黒石 吉三郎

三、七 小森江尋常高等小學校 使丁 徳 永 爲 吉

三、九 元 田野浦尋常小學校 使丁 福田 由次郎

第十四章 風俗

楠原踊 清瀧狂言

舊藩時代當地特殊の風俗としては、楠原踊清瀧狂言を挙げざるべからず。今も極めて稀にこれを知る人あり。編者は昭和三年四月廿七日宮内省樂師一行が、當地方に來られし時、大久保利吉氏を訪ひ、楠原踊の實演を請ひしに、氏は椎木熊吉氏と共に實演して示されたり。清瀧狂言は未だ其の實演を見る機会を得ざれども、所作は謡曲に伴ふ狂言と大差なかるべし。楠原踊も清瀧狂言も、幸に曲目の存するものあり。

〔余救郡誌〕

楠原踊 是は早續きたる年は、雨を祈るとて、神社に打集ひ、村人等謡舞て踊る。門司の社家始たりといへども、其傳をしらす。

〔門司叢談〕

楠原踊 此躍りは何れの年代より行はれたるにや、傳へなければ、知よしなけれど、古老の口碑を考ふるに、こはその昔、内裏に於て、或るやんごとなき雲上の御作にかゝる謡曲の一種なりしを、文龜永正の頃にやあらん、神主上京の砌、こを乞ひわたして、雨乞の躍りをとりにたてて、

神に祈り、人を和むるのわざとなしたるを、其後世下りて、後人の鄙俗をもさし加へたるものならんと。歌の様雅びたるもの、鄙びたるもの、打まじりて見わけるをおもへば、さもありなか。躍りの様、至極質素におもはるれど、處々に狂言をもとり交へ、いとくおもしろきふしおほかるよし。過る嘉永の六年といふとしの大旱に、やゝ正式なるものを演じたる外、近年絶へて知るを得ざれば、其さま果して如何あらん。歌の様は謡曲に似て非なるもの、囃は太鼓、かね、笛、中躍、中躍とは躍人の準となるもの、の翳は、大うちわ、大幣、唐團扇、あやあやとは竹に五色の垂及び錢をとりかけたるもの、又笹おどりと稱するは、小倉山をおどるとき、葉付竹に花籠を高くかけ、花をふらすの仕組なりとぞ。おのれ年頃此躍りの壇滅せん事を惜みて、せめては謡の文字をだに書留めおかんものをと、彼是とき、つくりひぬれど、容易く手に入るべくもあらず。さてはそらおぼせしといふ人もあれど、そは訛りおほく、且筋立がたくして、筆にすべからず。種々苦心の結果、漸く一本を得て、開き見るに、天明五年乙巳六月改と有りて、虫入破損酷しく、殆んど手をさゆべからず。且肝要とする處、二ひらばかりやれおちたるを、彼是と聞籍ひ、取綴り、收拾することを得たるものなれば、誤りなしとは云がたし。又天明五年改むとあるをおもへば、其以前幾百年のものなるか、想像するに餘あり。因に記す。和漢年契を見るに、天明五年夏諸國大旱とあり、楠原躍りといふことは、地謡ひは木村、狂言は清瀧、中躍りは井戸、畑田、躍りは庄司、調度は白木崎と、大要以上の如く、元楠原中にて仕組たるよりの名なるよし。左に

地謡ひをものすべし。○編者曰く、左記は異本を参考して、多少加筆せり。

みち ゆき

八幡宮

よつの海波もしづかに、しき嶋の道をつもりの、浦濱の眞砂のかずは、つくととも、つきせぬものは、神の恵みよ

吳竹の代々をかさねし言の葉も、道をつもりの、浦濱の、まさごのかずは、盡るとも、つきせぬものは、神の恵みよ。

せど笹がゆきにしかれて、うはづりの、まだもおもひは、もとにこそ

道 ゆき

隼 人

山がらが、やまが、かひとて、さとにでて、さとでさゝれて、山こひし

はや友の、ともに雀が、すをかけて、さぞや雀が、すみよかる、さこそ巢の子が、すみよかる、すみよしの、すみに雀が、巢をかけて、さぞや雀が、すみよかる、さこそすの子が、すみよかる

八幡宮のうた

目出たきごよの、はじめには、く、千代には、ちよを、なりそめて、御代久しかれ、久しかれ、めでたき御代の、はじめには、く、これのみには、梅の木に、こがね花、咲、やらめでた、芽出度ご代の、はじめには、く、りしようの、雨が、しぐれ來て、しらげよ、ねふる、やらめでた

隼人のうた

小倉山く、ふもとの春の花すすきほの見わし、秋のゆふぐれ
千早振く、神にいのりの、がなひなば、たのみをかけて、あめぞふりける
さくらちるく、その下かけは、さむからじ、そらにしられぬ、雨ぞふりける

つねよのうた

常世は佐野の源三じやないか、おたねにたくは、きやらかはちの木さ
こよひの一夜、千夜にやかへん、かねつきたのむ、鳥もこゝろへて
さかいの濱に、しほくむ女郎は、ぬれたよあめに、てんとしほらしや
やくしの前の、いろよきつばき、あのいろもちし、妻がほしゆござる
こよひの一夜とまりやれあきうど、加賀わちせん、ふねぞ着きそろふ

國もゆたか

國もゆたかに、すむ君が代に、く、いざやながめん、野田のふじ、手折たをれば、ちりてかゝるよ、
ふりく袖に、なほもいろます、君の面影
國もゆたかに、すむ君が代に、く、いざやながめん、かきつばた、手折たをれば、ちりてかゝるよ、
ふりく袖に、なほもいろます、君の面影
國もゆたかに、すむ君が代に、く、いざやながめん、もみちばの、手折たをれば、ちりてかゝるよ、
ふりく袖に、なほもいろます、君の佛

國もゆたかに、すむ君が代に、く、いざやながめん、玉つばき、手折たをれば、ちりてかゝるよ、
ふりく袖に、なほもいろます、君の佛

春は花見

春は花見に、く、咲つれみゆる、はなのいろ、小枝く、に、うぐひすの、聲もさなかに、おとづれて、
いづれ春かと、見ゆる山々、この見ゆる山々
夏は涼みに、く、咲つれみゆる、卵のはなの、小枝く、に、ほととぎす、聲もさなかに、おとづれて、
いづれ夏かと、見ゆる山々、この見ゆる山々
秋は月見に、く、色つきわたる、もみちばの、小かけく、に、さほしかの、聲もさなかに、おとづれ
て、いづれ秋かと、見ゆる山々、この見ゆる山々
冬は雪見に、く、ふりくる雪の、いろ見れば、小かけく、に、つるかめの、聲もさなかに、おとづれ
て、いづれ冬かと、見ゆる山々、この見ゆる山々

松もいろそへ

松もいろそへ、ちとせの春も、かはらじと、静かく、に、我君を、あふぐ御代こそ、久しけれ、い
つもつきせん、みどりこの松、く
谷の水ます、く、ますほのす、きほにいでて、乱れくる、酒月の、めぐる心も、久しけれ、いつも
いでくる、谷川のみづ、く

りじや。播「くんだりか、のんぼりか、さぞや此かすはうまからう。奏「攝州も播磨も歌がよからふ。攝播「植々早乙女。奏「それは田歌三十一文字に積つた言の葉についた歌をよませい。先は攝州からよからふ。攝「かうも御座りませう。奏「なんと、攝「君が代の久しかるべき例には、かねてぞ植し住吉の松、とよみましてござる。奏「でかしよつた。播磨もよからふ。攝「攝州貴様ついでに、よんでくりやれの。攝「貴様よまれの。播「君が代の。奏「それは攝州が歌、播磨ははりまに、わきによませい。播「かうも御座りませう。奏「なんと、播「今年よりくら代官はゆづりにて、殿は徳わか、地下は福わか、とよみまして御座る。奏「でかしよつた。攝州も播磨も歌立にませい。攝播「今年よりくら代官はゆづりにて、との徳わか、じげは福わか。奏「攝州も播磨も大儀。攝播「はい。

神 鳴

義わしの儀は、義葉と申す醫者で御座る。今日は天氣もよし、野遊びに参らうかと存する。いつもは誰人か、つれも御座るが、けふはつれもござらぬ。誰人か御されかし、同道致さうものを、先はそろくまゐらう。攝「わしの儀は、偏釋と申す醫者で御座る。今日は日和もよし、野遊びに参らうかと存する。いつもは誰人か、つれも御座るが、けふはつれもござらぬ。誰人かござれかし、同道致さうものを、先はいそいでまゐらう。はあ義葉殿か。義「あゝ偏釋殿か。偏「なか／＼。してこなたは、義「私は今日は天氣もよし、野遊びに参らうかと存する。してこなたは、偏「私もで

御座る。義「つれないませうぞへ。偏「同道致しませう。義「さあござれ。偏「先ござれ。義「でござらうかな。御座れやもし。偏「なか／＼。義「話しませうぞへ。偏「話しませう。義「今日はいかう空が曇りて、夕立が致しさうに御座る。私はあの鳴神が、いかう恐ろしう御座る。偏「私も御座る。義「ほう。あれ成者は、何者でござらうか。偏「されば咎めてみませう。義「それなる者は、何者にて候。神「八大龍王鳴神にて候。世上の者が、雨の望みと云程に、霞の内で一打うてば、懸た雲を踏はづし、捕はづし、下の國に落て候。どの國やらん。義葉偏釋と申す醫者の有由、承り候。もし義葉、偏釋にて候はば、針をひねつて給れかし。天に昇らうづるものにて候。義「某どもこそ義葉、偏釋と申す醫者にて候。針を捻つてあげう程に、天に揚昂なされ候へ。さあらば長針をつかひませう。神「急ぎ申さん。義「先待たしやれい。神「なんで御座るか。義「只今の薬代をもらいませう。神「おちる程の仕合せでござれば、くさりを一錢もちません。偏「渡世に致せば、貰はねばなりません。神「然らば駿河の茶屋で渡しませう。義「かけあきないはなりません。神「然らば八百年が間、萬作に守りませう。義「何ぞ其證據をもらひませう。神「其證據には三日三夜が間、大雨をふらせませう。偏「それに相違はござるまいか。神「どうして偽を申さん。義「さあらば御急ぎなされい。神「急ぎ申さん。から／＼。

葉 子

且「やい冠者、来いよ。やいこい。冠者「はあい。御前に伺候致いてござる。且「汝を呼出す、別なる義

ではない。けふ日も徒然にある程に、冠者を呼び出し、何か話させうかと思ふはやい。冠「さて冠者こそは、話しの銘人では御座りつれど、此頃へだゞれまして、名所舊跡の道理つらりつう、つと、わすれて御座る。且「やい、鈍なやつ。名所舊跡をこそ忘れつるとも、腹中にある事をぬかしをれ。何ぞ菓子につけてよからう。柿によからう。冠「あらたまる。且「あらたまる。冠「歳の初めに筆とりて。且「筆とりて。冠「萬の寶かきや收むる、や何ぞと申します。且「やいでかしをつた。梨につけてよからう。なしによからう。冠「皆人が。且「みな人が。冠「幅の寶ありときく時は。且「聞ときは。冠「悪事災難なしの來たらず、や何ぞと申します。且「出かしをつた。栗につけてよからう。くりによからう。冠「くり事を。且「くりことを。冠「まをすもおろか偽りや。且「いつはりや。冠「いつも殿様弓矢かちぐり、や何ぞと申します。且「でかしをつた。冠者が心勞ぶんに、ごしゆを吞する。冠「何と御意なさる。冠者が心勞ぶんに、ごきをかるへと御意なさる。且「やい、鈍なやつ。ごしゆとは酒のこと。酔はぬやうに丁度吞め。冠「且、那樣の御しやくで下さるゝ事、關のとうにかちわたり、麵棒に二股。且「やい、こま言はいるまい。何ぞ肴がよからう。冠「はい。且「汝に肴をやらうではないか。きやうゝに舞て吞め。冠「且、那樣の鳥の身の、十も十五も下さるゝ事かと存じましたれば、きやうぎやうに舞て吞めと御意なさる。さあらばはやしを頼む。方「みさいなあゝ。できたるまあいはい、みさいなあ。冠「まづ正月にできたるは、祝ひの松と、此松と、寶の山をかたどりて、黄金の蔭がまいさがり、まんゝさかいて、出來たるな。方「みさいなあゝ。で

きたるまあいはい、みさいなあ。冠「二月はつんばくろう、福壽天より舞下り、一の屋中、二の屋中、三のやなかをかたどりて、此福の巢も、できたるなあ。方「みさいなあゝ。できたるまあいはい、みさいなあ。冠「三月は櫻花、さあきや木垂しできたるなあ、できたるまあいはい、これをまあて。大嘩。且「でかした、やいこい。冠「はい。

上 洛

且「やい、冠者こいよ、やいこい。冠「はい、御前に伺候いたいて御座る。且「汝を呼出す別なる義でもない。冠者は此間上洛を致いたと云ふではないか。冠「さあて、冠者が上洛を致すというて、夥しいはなむけの衆で御座つた。男衆の贖には、錢や金で御座つた。且「錢や金が何程あつた。冠「先一匁はないものか。二匁はないものか。五匁、十匁、百匁、千貫目、万貫目、一分二分で御座つた。且「夥しう有をつた贖の衆、してそれからは何とした。冠「さあて、女衆の贖には、布や木綿で御座つた。且「布や木綿が何程有た。冠「先一反はないものか。二反はないものか。五反、十反、百反、千反、萬反、一寸二寸で御座つた。且「夥しう有をつた贖の衆、して夫から何とした。冠「さあて、夫からは冠者が贖にもらうたるものを、残さんものと存じまして、五十反では袋をぬい、八十反ではくゝりを入、それが中にぼつこんで、やあこりやしやあと背負まして、ちよこり、かさりとゆくほどに。且「やい、どこまで行か。冠「あいた、津の國や大阪にぬらりぬらゝと着まして御座る。且「津の國や大阪につき、して夫からは何とした。冠「さあて、冠者もこのやうな廣いみや

こに出るも、一生に一度じやと存じまして、あちらこちらとぬめくりあるき居ましたれば、さすが都人程にはござる。此冠者に、ちよと名をつけられまして御座る。且「何とつけた。冠「あゝの男はあちらこちらとぬめくりあるきをるが、國元では鰻の從弟じやうか、なまづの甥じやうかと申ました。且「それに冠者は返歌はなかつたか。冠「冠者もいつばし返歌をいたいで御座る。且「なんと。冠「國元では鰻の從弟じやうでも、ござんせん。鯨の甥でもござんせん。鯨のためには、やうく孫じやものうとまをしました。且「やい、でかしたをつた。して夫からはなんとした。冠「さあて、夫からは、京の三十三間堂に参りましたれば、夥しい参りの衆で御座つた。且「参りの衆が如何程あつた。冠「先一人はないものか、二人はないものか、五人、十人、百人、千人、万人、一人や二人でござつた。冠「夥しう有をつた参りの衆。して夫からなんとした。冠「さあて、夫が中にも浮世念佛、戀念佛、なまくさ念佛と云ふ念佛を聴聞いたいて御座る。且「やい、鈍なやつ。浮世に念佛こそ萬々多けれど、浮世ね佛、戀ね佛、なまくさね佛と云ふね佛があるものか、やい。冠「されば年の頃十七八の御女郎、あふぎをば、これもんかさざりやしやつて、いとうしほふしのさんじゆるうさまよ、つれなおや、あいたいや、あいたい人にはあはしやらで、みたい人をば、みじやらいで、只なまいだくで御座つた。且「誠に冠者が云ふ通り。して夫からは何とした。冠「さあて、夫からは京清水に参りましたれば、春三月の花の盛り、花見の衆で御座つた。夫が中にもおもしろい小舞を拜見いたいて御座る。且「夫をあらかたまねて見よ。冠「先は

しようきにおいで。舞「ここは住吉のまへ、いざや人々宮巡りを始めて、神をもすゞしめの御代のまひ。且「でかした、やい、こい。冠「はあい。

狸 賣

那「且「わしの儀は、今日矢野道陰の振舞を思ひ立て居る。矢野道陰は狸汁がすき、狸がなければ、振舞が成就いたさん。かうござれば、うちの冠者はたぬき釣の名人。此節はとて狸の釣溜が五疋三疋ない事は有まい。先は冠者をようで見ませう。やい冠者こいよ、やいこい。冠「はあい。おまいに伺候いたいて御座る。且「汝を呼出せしは別成儀でもない。今日矢野道陰の振舞を思ひ立てをる。矢野道陰は狸汁が好き、狸がなければ振舞が成就いたさん。汝は狸釣の名人じやが、狸の釣溜はないか。冠「さあて、冠者こそは狸釣の名人では御座りつれど、此頃は獵ちがいがいたしまして、いつかう狸の毛も切りません。且「狸がなくば都に買にゆかずばなるまい。冠「然ればゆくで御座りませう。且「中々、やい急げ。夕飯の料理につかはねばならん。冠「なかく、爰に太田で捕た古狸が一つ有事はござれども、之を旦那にやつたとて、くさりを一錢くれ、ばせず。都に行こそ幸よ。賣て酒手になりとませう。先はこれから觸かけませう。狸賣ふく、且「狸買ふく、冠「狸買ふ。狸買ふ。且「狸買ふ。冠「狸買ふ。且「汝は今賣ふと云うたではないか。冠「買ふとこそ申しました。且「賣うとこそいうたではないか。冠「買ふとこそ申しました。且「先は其証據に住吉舞をまへ。冠「然らば舞で御座りませう。且「なかく。冠「こゝは住吉の前。且「夫は逆

じや。順に舞へ。身もつれ舞に致さう程に冠「それも一段おもしろうござらう。且「こゝは住吉の前、いざや人々の宮めぐりをはじめ、はりいとせ。且「夫はなんじや冠「路でこそござれ且「うせをらう。冠「はあい。

座 頭

大坊主「まかり出たるは、幽禪坊と申座頭の坊で御座る。今日高來の御前にゆかねばならぬ。高來の御前にゆけば弟子を一人つれねばならぬ。弟子もだん／＼おほござる。虎菊、花菊、光之丞、夫が中でも花菊のやつが、いつちのさいちんなやつではあるが、昨日こそ難行からもどつて、行とは云ふまいが、先は花菊をようで見ませう。花菊や花菊。小坊主「はあい、なんで御座るか。大坊主「わりや今日高來の御前に行かねばならぬぞへ。小「いゝ、行きませぬ。昨日こそ難行からもどつて。大「行かぬかよ。ゆかねばよし／＼。内のかゝを追出て、われを明日からかまの前の飯焚にするが、それでもゆかねか。小「左様なら行きませう。大「行なら、これをもて。小「はあい。大「小僧来るかよ／＼。小「くります／＼。大「小僧来るかよ／＼。小「くります／＼。大「小僧こゝには十人の坊が有るぞよ。小「飛ぼうかな。大「こりや小僧、師匠坊の御衣がそじる。小僧来るかよ／＼。小「くります／＼。大「小僧来るかよ／＼。小「くります／＼。大「こりや小僧、おれがやうな發明な師匠坊についてをれば、われもめんび、おれもめんび、むかうにゆけば、座頭の興力藝盡し、爰で一つ馴して行かう。小「それもよろしう御座りませう。大「小僧わりや、はやせよ。小「は

あい、唯します／＼。大「小僧わりや、はやせよ。小「はあい、唯します／＼。大「目出度御代の初めには。小「おもしろい、おもしろい、はあうつとせ。大「小僧わりや何やら食ふではないか。小「いゝ、何にも食や、いたしません。大「食はずば、ようと唯せ。小「あゝおもしろい。おもしろい。はあうつとせ。大「千代に八千代がなりそめて、小僧わりや何やら食ふごとある。おれへも、ちいと呉れへや。小「いゝ、何にも食や、いたしません。

鯉 買

且「やい冠者来いよ。やい来い。冠「はあい。おまへに伺候いたいて御座る。且「汝を呼出せしは、別なる儀でも無い。今日振舞を思ひ立て居る。海の肴、山の肴、々は萬々多けれど、まだ鯉のない故に、振舞が成就いたさん。汝は京都に鯉買にゆがずばなるまい。冠「然ればゆくで御座りませう。且「諾々、やい急げ。夕飯の料理につかはねばならぬ。冠「諾々、且「那樣／＼。男と申者は、敷居を越せば、旅と申す。あなたの御腰のものを、御貸なされい。且「脇差の事か。さいてゆけ。冠「なか／＼、且「那樣／＼、いつもの物を。且「御酒の事か。吞でゆけ。醉はぬやうに丁度吞もう。行たか。戻つたか。冠「あゝ、けはしい。且「那にも、出會たものか。まだ御前さへ立もいたさぬに、行つたか。戻つたか。行たか。戻つたか。あゝ、今日の御酒には、いかうたべ酔ましたよな。先は茲に暫く臥せつて居よう。且「冠者のやつは、日頃御酒の一つもたべれば、たわいもないやつ。又いづれにかふせつて居るであらう。先は跡をしたうて見ませう。あんならず、こゝに臥せつて居る。やい／＼冠者

さてもたはいもない奴なう。此脇差は拙者がもの。先は扇と替て戻りませう。冠「あゝ今日の御酒には、いかうたべ酔ましたよな。南無三方、旦那の脇差が扇になつた。これは先何としたものであろうか。これも冠者が耻辱を云て、歸らずばなるまい。旦那様、まあ扇がつしやれい。且「何としたやい。冠「ものになりました。且「何が何に成たか。冠「物が物に成ました。且「何が何に成たか。冠「葛まひの葉が河蟹つかにになりました。且「夫も有事。太刀をおこせ。冠「物が物になりました。且「何が何に成たか。冠「山のいもが鰻になりました。且「夫も有事。太刀をおこせ。冠「山賊めが三三が九人切てかゝり、冠者もいつばし、やつとう、ゑいとう、働きましてはござれども、御前の太刀はばき、元より三寸許おきまして、蠶虫めがあちらこちらと貫通しまして、それからべきと折れまして御座る。且「其折は何としたやい。冠「捨まして御座る。且「之は何じや。やうせおらう。冠「はい。

坊 主

わしの儀は浦津の者で御座る。獵漁すたどり取をいたしても、それでも今日がゆけませぬゆへに、あたまを此様に刺こくり、諸國修業を致し、今日の渡世を送らうかと存ずる。徒門わしの儀は、當村の者で御座る。旦那寺に久々住持が御座らいで、門徒共がいかう難義を致す。何國の坊さんでも御座れかし。すはつて貫はうかと存ずる。ほ、あれに見へるは、坊さんじや。もし、御出家様、坊身が事か。門ははい。あなたはどちらに御通りなされるか。坊「關東邊に學問にのぼるのじや。門私

の儀は、當村の者で御座る。旦那寺に久々住持が御座らいで、門徒共がいかう難義をいたす。貴僧は座つて下さる事は、なるまいか。坊「なるまい。それでも門徒共は、澤山にあるか。門なか。門徒は澤山に御座ります。坊「御佛おぶつ供米まゐもたんと上るか。門なか。御佛供米もたんと上ります。坊「座つてやるまいものでもないがのう。門なか。坊「しかし寺はどの寺か。門なか。寺はあの寺で御座る。坊「大きな寺をあらしたのう。門ははい。坊「座つてやろう。門ははい。坊「南無阿彌陀佛々々。門ももし。御住持様、久々住持が御座らいで、門徒徒共がふとふに成ました。御法を一座聽聞致させたらう御座ります。坊「おう参れといへ。門なか。門なか。一兵衛、二兵衛、三、四、五、六、兵衛、七、八、九、十、兵衛。まゐらつしやれい。もし、御住持様、門共残らず相詰めまして御座る。坊「おゝよし。先御法と申は、日本天が下にくうかい上人と申僧が、一人おはします。十王が念佛も九王が爲め、ちんくんと打鳴すは、ちん鯛の事なり。かんくんと打鳴すは、蒲鉾の事なり。とかく蒲鉾には、ねぶかのあいしらひにて、鹽かけんよろしく、せんちんに永居せぬやうにするが、肝要の事に候。こちこち、はもあみだぶく。とかく鱧はの類には、酢味噌を用ゆべきものなり。あなかしこく。門は。此なまくさ坊主。坊「そげいしやんな。夫じやけいこそ、初から座るまいというたに。

時 水

坊「南無あみだぶく。徒私の儀は、當村の百姓で御座る。今日七つ時の水を、八兵衛殿より受

取らねばならぬ。まだ七つには間も御座らうが、そろ／＼出かけて見ませう。八「私の儀は、當村の百姓で御座る。今日七つ時の水を、權兵衛殿に渡さねばならぬ。もう七つでも御座らう。いそいで行ませう。權兵衛殿ではないか。權「八兵衛殿か。もう七つぞへ。八「まだ八つぞへ。權「いへ七つぞへ。八「いへ八つぞへ。權「今鳴たる時太鼓は、あれは七つぞへ。八「いへ、あれは八つぞへ。權「左様ならわしが寺にいつて、問てきませう。八「諾々、問て御座れ。權「諾々、もし／＼坊さん。もの尋ねませう。坊「何で御座るか。權「今鳴ました時太鼓は、七つで御座るか。八つで御座るか。坊「あれは八つ／＼。權「たとへ八つで御座らうとも、七つにして下さつたなら、こなたには、宇治の茶壺を進ませませう。坊「それをわしにたもるかや。權「あげますとも／＼。坊「それさよ、たもれば、七つ／＼。權「坊さん七つなあ。坊「お、七つ／＼。權「八兵衛殿／＼。七つと云はしやつたぞへ。八「それでも八つぞへ。權「いへ七つと云はしやつた。八「左様ならわしが寺に行て、問てきませう。權「諾々、問て御座れ。八「なか／＼もし／＼坊さん。ものたづねませう。坊「何でござるか。八「今鳴ました時太鼓は、七つで御座るか。八つで御座るか。坊「あれは七あつ／＼。八「たとへ七つで御座らうとも、八つにして下さつたなら、こなたには、正宗のうつた小脇差を進ませませう。坊「それをわしにたもるかや。八「あげますとも、あげますとも。坊「それさよ、たもれば、八あつ／＼。八「坊さん八つなあ。坊「お、八あつ／＼。八「權兵衛殿／＼。八つと云はしやつたぞへ。權「それでも七つと云はしやつたぞへ。八「いへ、八つと云はしやつたぞへ。權「そんなら寺に行て、どうてきませう。八「なか／＼。問てきま

せう。權「さあ御座れ。八「先ござれ。權「もし／＼坊さん。七つなあ。坊「お、七あつ／＼。八「坊さん八つなあ。坊「お、八あつ／＼。權「坊さん七つなあ。坊「お、七あつ／＼。八「坊さん八つなあ。坊「お、八あつ／＼。權「坊さん七つなあ。坊「お、七つ／＼。八「坊さん八つなあ。坊「お、八あつ／＼。八「坊さん七つ。坊さん八つ。坊「七つ八つ、七つ八つ、ぞげいしやんな。

大久保利吉氏曰く、嘉永六年大里、到津、八幡にて雨乞をなす。其の時楠原踊をなし、藩主より四斗俵四十俵を賜ふ。明治八年頃、甲宗八幡にて行ひ、又今より十五六年前、畑田にても行へり。踊は幣あや、團扇など持つ。云々

編者曰く、嘉永六年大旱、到津神社にて雨乞の節、楠原踊を演せしことは事實なり。中村平左衛門の日記によれば、同年六月廿九日より、到津社に於て五晝夜雨乞祈願あり。六月晦日には道原樂、石田樂、七月朔日には角力、二日には俄、三日には楠原踊をなせり。然れども四斗俵四十俵を賜ふといふは、果して如何にや。

昭和六年十二月刊行せられたる、門司郷土叢書第一輯、楠原踊は、最も忠實に楠原踊の事を解説せり。同書によれば、地謡十題と狂言九番との實演の組合せは、左の如し。〔括弧内は狂言〕

道ゆき八幡宮 道ゆき隼人 八幡宮のうた(松納) 國もゆたか(神鳴(菓子) 隼人のうた(上洛) つねよのうた(狸賣(座頭) 春は花見鯉賣) 松もいろそへ(坊主) 思案橋の歌(時水) ばんばの歌。

盆 踊

盆踊は田野浦方面に盛に行はれ、大里方面にも行はる。大里方面のは馬寄踊といふ。精密に言へば、馬寄踊、新町踊、大里踊と小區別はあれど、大體は一致せり。昭和三年、獻穀田御田植に際し、處女會員をして、これを練習せしめ、實演せしむ。此歳、宮内省樂師一行が、地方風俗歌舞視察の爲、來縣せらるゝや、大里尋常高等小學校に於ける練習を視察せらる。其の結果、主基齋田田植舞の振の一部に、馬寄踊の振を加へらる。編者が親しく多樂師より聞きし所、左の如し。

主基齋田の田植舞の歌は、明治天皇御製の「早苗とるしづがすげ笠いにしへのてぶりおぼえてなつかしきかな」而して曲は三瀨郡城島の酒造歌、八女郡矢部村の茶山歌、八女郡星野のハシヤ舞の調を採り、振は初は築上郡宇島のそれしや踊、中は大里馬寄踊、兩手を一寸動かし、足を一寸揚ぐる所作、終は糸島郡の一貴山の盆踊を採る。

當時、宮内省樂師一行と、實演者等とを撮影せる寫眞、現に存す。

大里校の安部久次氏は、郷土舞踊保存に就きて、興味を有せらる。其の馬寄踊に就きて記述せられたるものを、こゝに示さむ。

門司市大里郷土民踊馬追舞

起源 詳かならざれども、神功皇后三韓御親征に際し、當地に御駐紮遊ばされし時、御旅情を

慰め申さんとて、民草が舞を奉仕したるに起ると曰ひ傳ふ。當町に馬寄といふ部落あり。古城傳に「神功皇后三韓を征伐し給ひし時、其始め兵甲を練らんとて、九ヶ國の者に勅して、軍馬を此所に集め給ひたる地なれば、馬寄と名づけたり」とあり。馬追舞は又馬寄踊として傳ふ。蓋し當町最古の部落の謂によるか、或は奉仕したる中心部落の名に據りたるものならんか。

範圍 現大里町は、舊藩時代新町、馬寄、原町、柳、大里、二十丁の六部落に分れ、この踊も各部落別に行はれぬたるものゝ如く、従つて口説クドヤ及ひ演技の形式も異り、現に僅少の差を以て、馬寄踊、新町踊、大里踊の形を分く。

季節 往時は盆踊としての外、雨乞ひ、宮籠り、中休み（勤勞作業、後の「骨休み」又は共同融和のため）、宴席、その他隨時隨所に舞踊したりといふ。

近時は舊曆七月十三日より十七日頃までの盆踊季節に舞踊し居れるに、昨年主基齋田御田植舞の奉齋資料として、大禮使樂長樂士一行の檢覽を受け、及び當市獻穀田御田植に際し、舞を奉仕せし以來、頗る一般の注意するところなり、特に大里處女會員は、例月會合の際、舞踊して演技の保存に務め居れり。

舞の實際

(一)踊場の設備 移動せざるものにおいて、中央に四本柱にて櫓形を作り、地上五六尺の位置に、太鼓係、口説係の座席を仕構ふ。こは世話係のものが、踊子を見渡し、舞と歌との感興一

致を圖らんがためなり。

(二)踊子の服装 昔は妙齡の娘は、髪は桃割れに結び、豆絞り手拭を、恰好よく被り、派手な浴衣に白足袋、かつぽん下駄を穿ちたりといふ。現時は服装随意となり、又いつの頃よりか、變装するもの多くなりたりと。

(三)實演 (イ)口説 變口調あたり。六拍子にちかし。

枕歌 みんな若い衆お女中や方も、アラサコラサの囃をたのむ、囃なければ口説かれませぬ。

種類 石童丸口説、鈴木主水口説、忠兵衛口説、能行口説等と題するもの數種あり。

(ロ)囃 ヤットコマカセー、ヤーツトエー

シヨレシヨレ、シヨイトコシヨイシヨイ

(ハ)鳴り物 往昔は樽、桶の類をたゞきて、拍子をとったりといふ。後太鼓を用ふることとなり、今に及ぶ、節拍調査未了)

(ニ)身振り 用意にて圓の外を向き、左脚を一步斜左後に引き、體重をも左脚に托し、同時に兩手を左脇に品よく合す。動作を六舉動とすれば、(一)左脚を引きずりながら、右脚の前方に出し、右脚は爪先で軽く圓内に廻し、體を圓内に向く。その間左手は品やかに廻しながら、左前上方にさし伸べ、右手は左手に添うて、左脇にて軽く

廻す。(二)左脚を右脚の側にうちつけ、同時に右手を右斜前上に、柔にまはし乍ら、さし伸べ、左手は右手に添へ、右側に軽くまはす。(三)右脚をその場にうちつけると同時に、左手を左斜前上に、柔かにまはし乍ら、さし伸べ、右手は左手に添ひて、左側に軽くまはす。手は(二)の際に同じ。(四)左脚を右脚前に、品よく跳り上ぐると同時に、兩手は右斜前方にあぐ。(五)兩手は下におろし、左脚を斜左後へ一步出す。體重をも左脚に托す。次に右脚を左脚の側につく。(六)左脚一步斜左後にひき、兩手を左脇に合す。

要するに經驗的情緒本位に傳統したる本舞は、口説、太鼓、囃、踊の間に、極めてデリケートの關係を有す。口説き手は、太鼓打ちと拍子に於て緊着し、踊子の唱ふる囃(特にシヨレ……)に、調子を和せられつゝ、歌をすゝむ。口説き最初の口調も、踊子情調を極めて氣にするものの如く、機に應じて、或は高調より、或は低調よりと、臨機變調す。現時口説の名人二、三の老人あり。父祖より習ひ數代に亘るといふ。

記録につき 本舞踊に關する記録ありたるも、慶應二丙寅の役、兵燹にかゝり、失はれたりといふ。従つて「起源範圍」の項、記述誤謬なきや計り難し。

(昭和四年九月 大里尋常高等小學校 安部久次記)

馬追舞口説

日柄よければ馬山を浮ける 追手よければ眞共の風に
 向ふ遙かに對島のみなど
 壹州五島を遠目にながめ 鐘の御崎や芦屋の港
 六連小六連硯が海や
 あれに見ゆるは小倉の天主 四方白壁八つ棟造り
 大工手柄かいさ金せきか
 企救の高濱根上り松よ つゞく赤坂延命寺さん
 道は鳥越はや新町せ
 女郎も居らずになぜ新町か 爰は住吉舟神様よ
 爰は與治兵衛あられて通れ
 あれに見ゆるは巖流島よ こゝは早瀬和布刈の瀬戸よ
 干珠萬珠は長府の沖よ
 沖は干る珠地は満てる珠 向ふ遙かに周防の灘よ
 風が穏か瀬戸内海を
 無事に御君の京都の土地に

神 角 力

神角力も亦此地方の一風俗として數ふべきものならん。これに就きて門司叢談の記す所、要を盡せり。

〔門司叢談〕神相撲

こは舊門司町に傳はれる古式なり。男子の稚兒七八歳ばかりなるを、三人選び出し、一人は上下を着し、唐團扇をもち、行司となり、二人はまわしをしめ、相撲取の出立をなせり。衣裳は時候に應じて、はやかなり。門司兩神社大祭神幸の時、供奉をなし、神前に於て行司の稚兒、我國相

撲の縁起を奏上し、終て相撲をとるを例とす。是を神相撲と云ふ、其奏上の詞、左の如し。

東西へ、抑々神相撲のいはれと申し奉るは、古へ神代の御時、天照大御神、天の窟戸にこもらせ給へば、世界とこやみのそらとなれり。其時八百万の御神、此事をなげかせ給ひ、いはとの前にて、神樂を奏し、或は神樂の秘曲として、諸神等にすまふをとらせ給ふとかや。其のち人皇十一代垂仁天皇の御宇、大和の國に當麻蹶速といふ人あり。力人にすぐれしとて、力くらべせん事を、人に語り給へば、天皇此由きこしめし、出雲の國野見宿禰を召し、朝廷にて相撲をとらせ、御覽あり。夫より此かた、神勇めには、相撲の興行ありとかや。天下泰平、國家安全、神相撲のいはれあらく、此の如くに、うやまつて申す。

此事何れの時代より始りけん、さだかならず。只口碑の傳ふるところを聞に、昔疫病大に流行して、其止る處を知らず、茲に於て村民相謀り、兩神社に神相撲の奉納をなし、惡疫の終息を立願し、且つ言立して申さく、城山の竹三本に減するまで、此奉納を怠らじと。爰に於て疫病の流行立處に息めりと。

昔 の 俚 謠

此地方の土地に關係ある里謠
 關と小倉を禪にかけて、縞か織りたや巖流島

關と大里に板橋かけて、縞か織たや巖流島
行かうか早柄もどろか大里、こゝが思案の巖流島(或は與次兵衛塚)
大里町さよ宿ぢや言やる茶筌竹ほどない町を

今の俚謠

門司小唄

- (一) 出船千艘 入船千艘 今じや日本の玄關先
- (二) 行こか歐洲もどろか東京 ここが思案の門司ヶ關
- (三) 風師山から沖見てゐたら さまの蜃氣樓ありくと
- (四) 和布刈音頭にうかうかと あたしや船乗り乗るばかり
- (五) 背伸びしたとて様の船にや見ぬ 憎や彦島波の上
- (六) わしの主さん早柄の潮は 潮も早い氣も早い
- (七) 門司さよいとこ玄海うけて 滿洲高粱の風が吹く
- (八) 玄海荒灘しぶきに暮れりや 月は風師の横顔に
- (九) 涙雨かよ出船の邪魔だ 磯にやいとしいもつれ藤
- (十) 名代河豚料理一度はおたべ わしか國さの仲間入

門司音頭

- (一) 潮渦く和布刈の鼻は 千鳥千舟の通ひ路
ドッコイヤレコレアレワイサ 千鳥千舟の通ひ路
コリヤ千鳥ぢや千鳥ぢや千鳥ぢやヨ
- (二) 關の巖流島 見おろすこなた 武士の鑑の武藏山
ドッコイヤレコレアレワイサ 武士の鑑の武藏山
コリヤ鑑ぢや鑑ぢや鑑ぢやヨ
- (三) 波の彼方にや 壇の浦見ゆる 此處は大里ぢや御所の跡
ドッコイヤレコレアレワイサ 此處は大里ぢや御所の跡
コリヤ大里ぢや大里ぢや大里ぢやヨ
- (四) 門司の鎮守の甲宗の宮は 海と陸との守り神
ドッコイヤレコレアレワイサ 海と陸との守り神
コリヤ鎮守ぢや鎮守ぢや鎮守ぢやヨ
- (五) 山は筆立 海は硯 門司は流石に良い港
ドッコイヤレコレアレワイサ 門司は流石に良い港
コリヤ港ぢや港ぢや港ぢやヨ

第十五章 年表

第一節 近世年表

年 號	事 項
慶長五年	十一月細川忠興入國。
同十六年	海徳寺を眞光寺と改む。
同十七年	宮本武藏と佐々木小次郎と巖流島にて試合。
元和三年	戸上の上宮を建つ。
同 六年	三月細川氏隼人大明神及門司八幡に各十石寄進。
同 七年	細川忠利封を繼ぐ。
同 八年	細川氏領内の戸口牛馬敷を調査す。
寛永五年	細川氏隼人大明神社殿建立。
同 九年	細川忠利小倉より熊本へ移封小笠原忠眞明石より小倉へ移封。
同 十年	春小笠原忠眞門司にて歌を作る。
同二十年	久留米藩大里船入場を借る。

正保二年	五月十九日宮本武藏熊本に卒す。
慶安二年	小笠原忠眞門司八幡社殿建立。
承應三年	四月十九日宮本武藏の碑を赤坂田向山に建つ。
萬治元年	四月二十六日小笠原忠俊出雲靜泰院殿歿す。
寛文四年	十二月十日小笠原忠雄封を繼ぐ。
延寶五年	春大里に銅山開く。
元祿四年	二月ケンベル關門海峡通過。
同 八年	久留米侯有馬氏戸上權現の華表を建つ。
同十五年	十月宮川忍齋東行の途、田野浦に碇泊。
寶永三年	十一月門司村、楠原村其の他諸村の水帳を改定す。
正徳元年	久留米藩主戸上權現に石鳥居を奉納す。
同 四年	十一月十五日戸上權現に二石餘寄附。 <small>或は二年ともいふ。</small>
同 五年	四月葛輪に遠見番所を置く。
享保五年	二月二十九日戸上山にて鹿狩。
同 八年	三月大里住吉社を建つ。二十日二十石寄附。
同 十年	八月十三日小笠原忠基封を繼ぐ。

同十七年 大凶作。餓死者多し。
 同十八年 同上。
 延享元年 十月十四日宇佐香椎奉幣使、大里浦に渡海止宿。
 寶曆二年 三月二十二日小笠原忠總封を繼ぐ。
 同三年 大里石原宗祐、大里村六本松砂島四反廿三步の地を開く。
 同七年 正月久留米藩の借入れし大里船入處一處を返還せしめ、更に一處を貸す。
 同九年 石原宗祐、猿喰の海灣埋立三十三町竣工。
 同十二年 八月肥前佐嘉藩の船十一艘、田野浦にて難に遭ひ、肥前人三十二人、長門人二十一人溺死す。翌年塔を眞樂寺に建つ。
 明和四年 小笠原忠總、牟婁神社神殿建立。
 同七年 二月蘭山靜泰院に入る。
 同八年 十二月三日大里の久留米屋敷焼く。
 寛政三年 正月廿九日小笠原忠苗封を繼ぐ。
 同八年 石原宗祐曾根新田開發の事に與る。
 同九年 四月二十九日蘭山京都に寂す。
 文化元年 二月宇佐香椎奉幣使大里着。

七月二十日小笠原忠固封を繼ぐ。
 十二月佐嘉藩大里笠松の地借入を請ふ。翌年正月小倉藩これを諾す。

同二年 三月馬寄村孝子新九郎夫婦、米五俵を賞せらる。
 同三年 六月石原宗祐歿す。年九十七。
 同七年 正月十三日伊能忠敬門司地方測量田野浦泊。十四日柄杓田泊。
 同十年 門司鹽濱着手。
 同十二年 小笠原忠微門司八幡の拜殿建立。
 同十四年 門司鹽濱堤防成る。門司鹽濱神社創建。
 同八年 正月廿五日門司出火、五十六戸焼失。
 同十年 三月四日小森江山鹿狩。
 文政元年 四月四日門司鹽濱築立成就。
 同六年 四月三日大里大火、百四十三戸焼く。
 十一月二日門司出火、五十二軒焼く。
 同九年 シーボルト關門海峡を通過す。
 同十年 八月三日門司社御供田三畝、鹽濱の臨に築立許可。
 十二月十一日石原小左衛門貳人扶持を給せらる。

同十一年 十二月廿九日柳村靜泰院へ六郡より米三拾石寄附。
五月八日田野浦白野江硯師旅行の節は臨差を許さる。

八月九日大風馬寄楠原に死者あり。十日與次兵衛瀨印の石倒る。廿四日大風大里以西高湖。

天保四年 三月八日大里町與助夫婦、孝心貞實にて米貳俵賞せらる。

九月十二日大里浦出火。

同 六年 田野浦新濱普請。

同 七年 正月九日田野浦新開に用藏三棟を建つ。

同 九年 正月廿一日大里町與助夫婦、郡代役宅に於て賞せらる。夫は米壹俵、妻は綿。

同 十一年 正月田野浦町惣年寄規久田徳左衛門、格式大庄屋仰付けらる。

同 十四年 六月四日大雨、田野浦新開の山崩れ、四人死す。家屋崩壊、死傷者あり。

同 十四年 九月三日小笠原忠徴封を繼ぐ。

弘化二年 十一月廿九日大里村石原小左衛門へ二拾兩を給す。

同 三年 四月十八日大里濱に郡屋を建つ。二十四年前焼失せしを再建せるなり。

嘉永二年 二月此歳以後十九年間、小倉廣島屋守永甚助に門司鹽濱事の請負はしむ。

十月十五日郡代役宅にて大里町與助に米參俵、妻まさに三貫文を賞せらる。

同 六年 六月三日到津神社にて雨乞、楠原踊あり。

安政元年 七月朔日大里濱と長濱浦と釣漁の件に就きて争ふ。

同 三年 八月廿九日小笠原忠嘉封を繼ぐ。

同 五年 三月廿一日より甲宗八幡社一千年祝祭を行ふ。

同 六年 三月小笠原忠徴、門司鹽濱を視察す。

萬延元年 十一月六日小笠原忠幹封を繼ぐ。

八月十五日異人上陸、清瀧網屋菊藏方に立る。

文久元年 イギリス船門司浦沖に長く滯船、毎度上陸。

同 三年 二月長濱より大里までの間松を植う。

六月廿五日長州藩士田野浦を占領。

七月勅使正親町卿田野浦、大里の臺場巡視。

七月廿三日幕府の船、部崎に碇泊。廿五日朝下關に移る。小倉藩士河野四郎、大八木三

郎右衛門船中に自殺す。

十二月廿四日薩摩の船、青濱沖にて焼く。

元治元年 從來毎年春大里宗生寺にて郡内の宗門改をなせしが、此歳三月十三日下曾根村慈

恩寺にて行ふ。

五月より大里久留米屋敷撤退。

六月九日宇佐香椎奉幣使下向。

八月四日英佛米蘭四國聯合艦隊十八艘、田野浦に來泊、翌日馬關砲撃。

慶應元年九月六日小笠原忠幹卒す。

十二月向後三十三年間、小倉廣島屋甚助に門司鹽濱の事を請負はしむ。

同 二年 六月十七日田野浦合戦。

七月三日大里合戦。

七月廿一日赤坂合戦。

八月一日小倉城自燒。

十月以後止戰談判。

十二月媾和内約成り、翌年正月媾和成る。

同 三年 正月山口藩の本陣を小倉京町廣島屋甚助方に定む。

二月山口藩の本陣を小倉素麵屋に移す。

六月廿五日小笠原忠忱家督。

第一節 明治以後年表

明治元年 二月企救郡長州へ御預け。

四月佐藤寛作企救郡代官となる。

甲宗八幡社殿再建八月十四日正遷宮。

九月二十七日企救郡百十四村百十四庄屋を四十七庄屋とす。

明治二年 十一月二十一日企救郡百姓一揆、門司地方に押寄す。

明治三年 企救郡日田縣管下となる。知事松方正義。

四月一日林幾之助、中村泰藏等、小倉郡方會所示談役となる。

七月二日野猪の被害を除く爲、大平山四町五反燒拂出願。

十二月野村惣七日田縣知事となる。

明治四年 七月豊津縣を置く。

明治五年 七月九日甲宗八幡神社郷社となる。

十一月小倉縣を置く。伊東武重參事、堀尾重興權參事となる。

此歳日成(大里村)楠原、門司、田ノ浦、白ノ江、大積柄杓田の諸小學校設立(文部省年報)。

十月二日太政官人身賣買を禁す。十九日小倉縣田野浦の茶屋女郎即時解放を命

明治六年 七月九日和布刈神社縣社となる。

八月暴風雨

十月一日和布刈神社相殿新羅若宮社豊津へ遷座。

明治七年 此歳馬寄に小學校設立。(文部省年報)

明治九年 四月十八日小倉縣福岡縣に合併。

七月二十七日豊前國第一大區民會を開く。

十月二十二日小倉守永甚助と楠原村總代と鹽濱の事に關し、契約書を交換す、

十一月二十九日大區會を小倉永照寺に開く。

十二月八日津田維寧第一大區々長となる。

明治十年 八月二十六日大風。

明治十一年 十月十二日大小區の制を廢す。

十月十八日津田維寧企救郡長となる。

十月大專寺再建起工。

明治十四年 二月大積、黒川兩校合併。

明治十六年 一月柄杓田、喜多久兩校合併。

明治十七年

一月二十九日御浦西生寺再興。

八月二十五日大風高汐。

九月十七日大風洪水。

此歳大里の日成小學校、大里小學校と改稱。

佛願寺再建。

明治十八年

一月十三日朝鮮事變にて扶桑、春日二艦門司泊。

四月十九日小松宮殿下仲津郡大演習の歸途小倉御泊。

明治十九年

三月安場保和福岡縣知事となる。

四月よりコレラ流行。

八月企救郡徳力佐野經彦、同南方高山定雅、海面埋立の事に關し、門司村楠原村の人々と契約。

十月五日安場知事大里門司間道路視察、是歳大里門司間の國道延長を縣會に附議して否決となる。

十一月一日佐野經彦等、門司、楠原海面埋築を縣知事に出願。

明治二十年

六月十二日關倉門親陸會を下關大阪樓に開く。

九月二十一日九州鐵道會社創立事務所を博多行町に置く。

十月九日企救郡官民親睦會を開く。來會者二百六十人。
十月十五日第二回關門會親睦會を開く。

十一月二十一日宮本武藏碑を赤坂手向山より延命寺に移す。

此歲門司村、楠原村を門司村とし、田野浦村、田野浦町を田野浦村とし、大里村、二十町村、柳村、馬寄村、新町村、東原町村を柳ヶ浦村とす。

明治廿一年 六月二十七日九州鐵道會社本免許狀特別保護に關する命令書下附。

七月四日佐野經彦等の海面埋築願却下せらる。

七月五日白木崎に日本精米會社設立。

八月十五日高橋新吉九州鐵道會社々長となる。

九月十一日伊藤樞密院議長、西郷海軍大臣、仁禮中將、門司精米會社視察。

十二月一日門司郵便局三等集配設立。

十二月十九日門司築港會社願書提出、事務所を清瀧に置く。

此歲楠原小學校を文字關小學校と改稱、大里尋常小學校を柳浦尋常小學校と改稱。

明治廿二年 三月二十八日門司築港會社特別命令書下附。

四月一日市町村制實施、小森江村、門司村、田野浦村を合せて文字ヶ關村とす、村長

隅田廣吉、大積村、白野江村、黒川村、喜多久村、柄杓田村を合せて東郷村とす。

七月八日門司築港會社第一區埋立工事起工。

九月石田平吉關門渡航汽船を創む。此歲私設水道を設く。

九月田野浦魚市場設立。

十一月十五日石炭、米、麥、麥粉、硫黃五品の特別輸出港として指定せらる。

此歲長崎稅關出張所設立。

明治廿三年 二月八日門司築港會社第三區工事起工。

四月二十三日明治天皇佐世保鎮守府開廳式に行幸の途、部崎御碇泊。二十四日文

字ヶ關港御寄港。

七月三日大雨洪水。

八月二十一日小倉區裁判所門司出張所設立。十一月一日開廳。

明治廿四年 三月七日小倉警察署文字關分署設立。四月一日開署式。

四月一日門司黒崎間鐵道開通。同時に久留米高瀬間も開通し、門司高瀬間全通す。

四月八日家入鐵工場創立。

四月廿三日九州鐵道會社博多より門司本社に移轉。

七月二十一日二十二日大雨洪水、廣石大被害。

- 九月六日門司築港第一區及第三區停車場以西白木崎まで工事落成。
- 九月十四日大風。
- 十月一日大坂商船株式會社赤間關支店門司出張所設立。
- 十月一日門司郵便局二等集配局となる。
- 十月七日大里門司間道路國道に編入。
- 十月三井物産會社赤間關支店門司出張所設立。
- 三月日本郵船會社赤間關支店門司出張所設立。
- 五月二十一日門司新報第一號發刊。
- 六月一日門司築港會社第二區工事起工。
- 十一月一日門司郵便局電信事務開始。
- 十一月十九日企救郡長津田維寧非職。
- 十一月二十五日後藤章臣企救郡長となる。
- 十一月門司警察分署門司警察署となり、新築移轉。
- 明治廿六年
 - 六月十七日門司驛構内高架鐵道運輸開業免許狀下附。
 - 九月淺野セメント門司分工場設立(一説に二十五年設立)。
 - 十月一日日本銀行西部支店下關に設立。

- 十月三十日門司長崎稅關出張所設立。
- 十一月十五日大倉組商會設立。
- 十一月二十九日内外用達會社と大倉組商會と合併、合名會社大倉組設立。
- 明治廿七年
 - 七月門司魚市場榮町に設立。
 - 八月文字ヶ關村門司町となる。町長前田益春(二十六年以來文字ヶ關村長)。
 - 九月二十四日歩兵第十四聯隊、歩兵第二十四聯隊門司解纜出征。
 - 十二月十八日前企救郡長津田維寧歿す。
- 明治廿八年
 - 一月出征第六師團を送る。
 - 四月一日小倉行橋間鐵道開通式。
 - 五月門司尋常小學校、門司高等小學校、庄司町より錦町に移轉。
 - 六月歩兵第十四聯隊、第二十四聯隊凱旋門司着。
 - 七月二十四日暴風雨。
 - 八月十五日行橋田川間鐵道開通式。
 - 九月佛國宣教師大久保に元治元年佛艦戰死者の紀念碑を建つ。
 - 十二月三菱合資會社支店、下關より門司に移轉。

- 明治廿九年
 - 一月三菱合資會社門司支店東港町に新築落成。

三月十五日内國通運株式會社門司支店設立。

四月一日陸軍臨時運輸通信部宇品支部門司出張所設立。

五月十二日日本商業銀行門司支店設立。

九月二十七日關門汽船會社設立。

明治三十年 一月八日英照皇太后御崩遙拜式。

一月村岡益章企救郡長となる。

四月二十日門司小倉間鐵道複線開始。

四月小森江尋常小學校設立。

六月一日大阪商船株式會社下關支店門司出張所を門司支店と改稱。

六月十七日門司長崎稅關出張所を門司稅關支署と改稱。

九月門司町長前田益春辭任。

十月一日九州鐵道株式會社筑豐鐵道會社と合併。

十月後藤章臣門司町長就任。

此歲福岡日日新聞社關門支局設立。

七月八日石炭セメント硫酸滿俺礦晒粉五品の特別輸出追加。

十月二十一日日本銀行西部支店門司に新築移轉。

明治卅一年

明治卅二年

十一月三井銀行門司出張所本町二丁目に設立。

十一月二十九日下關憲兵分隊門司町憲兵屯所設立。

此歲門司築港會社の工事竣成。

三月二十七日門司築港會社解散。

三月町長後藤章臣辭任。

四月一日市制施行。門司町門司市となり新廳舎を西本町に新築。

四月十日三井物產株式會社下關支店門司出張所門司支店となる。

四月二十五日門司稅關支署の管轄區域を周防長門豐前豐後及日向と定めらる。

四月門司教育支會設立。

五月三十日、六月一日市會議員總選舉。

六月大橋淡市會議長就任。

七月十三日一般開港となる。八月四日實施。

八月十日廣澤哲郎市長就任。

八月梅月瀨太郎助役就任。

八月臨時海港檢疫所設置。

九月二十二日中山康雄縣會議員當選。

九月田野浦魚市場設立。
此歲榮久橋架設。

明治卅三年

一月大橋淡市會議長就任。
二月住友銀行門司支店設立。
三月東本町に帝國興信所門司支所設立。
四月新川橋櫻橋架設。
六月門司石炭商同業組合設立。
六月關門製氷會社本川町に創立。
八月畑田橋架設。
八月慈雲寺山口縣より移轉。
九月株式會社不動貯金銀行門司支店棧橋通に設立。
十月十日公衆電話開始。
十二月一日開港港則實施門司港務局(遞信省開設。
此歲臨時海港檢疫所を門司海港檢疫所(內務省)と改稱。
一月大橋淡市會議長就任。
三月廿六日門司水上警察署門司警察署より分離す。四月一日開廳。

明治卅四年

四月門司尋常小學校を二校に分ち、錦町男子部尋常小學校、錦町女子部尋常小學校と改稱。
四月門司高等小學校畑田の新築校舍に移轉。
五月山陽線下關厚狹間開通し、門司下關間連絡輸送開始。
五月西本町に二十三銀行門司支店設立。
六月合名會社園山吳服店設立。
九月三日九州鐵道會社豐州鐵道會社と合併。
九月二十五日、二十六日市會議員七名補闕選舉。
此歲港橋架設。

明治卅五年

一月大橋淡市會議長退任。
一月松尾敏章市會議長就任。
一月門司吳服商組合設立。
二月三日助役梅月瀨太郎退職。
二月廿二日市長廣澤哲郎退職。
二月廿三日三井物産門司支店類焼。
三月日英同盟祝賀式を行ふ。

四月一日福岡縣港務部設置(港務局及檢疫所併合)
 四月小森江尋常小學校を小森江尋常高等小學校とす。
 六月二十日、廿一日市會議員半數改選。
 六月松尾敏章市會議長退任。
 六月大橋淡市會議長就任。
 六月二十一日市會議員一名補闕選舉。
 六月廿四日田代郁彦市長就任。
 七月廿五日佐藤喜代吉助役就任。
 八月十日毛里保太郎代議士當選。
 十月内本町に勸商館設立。
 十月門司水上警察署棧橋通に建築
 十一月十日明治天皇大演習統監の爲大里御幸町海岸より御上陸、同十五日同所より御還幸(當時門司にコレラ發生)
 一月大橋淡市會議長就任。
 四月一日門司郵便電信局門司郵便局と改稱、下關電話交換局門司支局を廢し其の事務を繼承す。

明治卅六年

四月筆立學會設立、會主友納友次郎
 八月一日日本郵船會社下關支店門司出張所を門司支店と改稱。
 八月愛生橋架設。
 九月廿二日中村爲弘縣會議員當選。
 十月一日筑豊石炭鑛業組合、門司石炭商同業組合、西部銀行集會所、九州鐵道株式會社の四團體にて門司俱樂部設立。
 十月露月橋架設。
 十月三菱合資會社門司支店設立。
 十月明治屋門司支店設立。
 十一月十六日、十七日市會議員五名補闕選舉。
 一月門司商工會設立。
 一月大橋淡市會議長就任。
 四月清見小學校新設。
 四月柳浦小常尋學校を大里尋常高等小學校とす。
 五月十四日九連城陥落祝賀會舉行。
 六月十七日大阪汽船勝野丸(二、二五九屯)門司港内より出港の際碇泊中の軍艦大

明治卅七年

和及汽船四國丸と衝突沈没。

八月株式会社大里製糖所創立。

九月五日遼陽陥落祝賀會舉行。

十二月大久保に門司造船所設立。

明治卅八年 一月大橋淡市會議長退任。

一月中村爲弘市會議長就任。

二月古河鑛業會社門司販賣所設立。

三月三十日奉天占領祝賀會舉行。

五月二十七日日本海大戰、午後二時、三時砲聲窓硝子を震動す。

五月卅一日、六月一日、二日市會議員半數改選。

五月卅一日、六月一日、二日市會議員四人補闕選舉。

六月福岡地方專賣局門司出張所設立。

七月十四日大阪汽船遼陽丸(二、八〇八屯)門司洲附近に於て佛國汽船ブレース、マ

イゼル號と衝突し沈没。

十月二十八日小樽の汽船隆盛丸(二、二三〇屯)汽船遼陽丸に流れかゝり沈没。

十月福岡日日新聞社門司支局設立。

明治卅九年

十一月門司高等小學校龍門町の新校舎に移る。

此歳報知新聞門司支局設立。

一月中村爲弘市會議長就任。

三月門司商業補習學校を門司高等小學校内に設置。

三月三十一日鐵道國有法發布せられ九州鐵道株式會社の鐵道買収に指定せらる。

八月門司米穀商同業組合設立。

九月株式會社大里製糖所擴張工事竣成。

九月井上度量衡器製作所本川町に設立。

十月九州瓦斯株式會社門司營業所設立。

十月二日門司市農會設立。

明治四十年 一月中村爲弘市會議長就任。

三月二日英國アソーコンノート殿下御通過に付奉迎。

三月門司市救護所設立。

四月錦町男子尋常小學校、錦町女子尋常小學校を錦町男子尋常高等小學校、錦町

女子尋常高等小學校とす。

四月清見尋常小學校高等科併置。
 四月二十日日本酒類釀造株式會社創立。
 四月廿七日門司高等女學校設立認可、五月廿八日開校。
 七月一日鐵道國有法により九州鐵道株式會社買收せられ九州帝國鐵道管理局設置。
 七月十七日甲宗八幡神社殿上棟式舉行。
 八月より十一月までコレラ病發生し、患者累計五百卅二人内三百四十一人死亡。
 八月十七日大里製糖所大日本製糖株式會社大里工場となる。
 九月二十二日宮原六三郎、藤井高文縣會議員當選。
 十二月二十日門司水道内務大臣認可。
 一月廿九日市長田代郁彦退職。
 一月中村爲弘市會議長就任。
 四月一日門司石炭仲仕同盟罷業、休業一日にして復業。
 四月古城尋常高等小學校新設、門司高等小學校を門司尋常高等小學校とす。
 五月十五日石田平吉代議士當選。
 五月卅一日、六月一日、二日市會議員半数改選。

明治四十一年

六月二日市會議員二名補圖選舉。
 六月十四日門司特別稅、棧橋稅設定。
 六月中村爲弘市會議長退任。
 六月福田信次市會議長就任。
 六月企救郡東郷村白野江越道路開鑿工事起工。
 六月第三期市區設計工事起工。
 七月廿四日永井環市長就任。
 七月廿四日助役佐藤喜代吉退職。
 七月廿七日佐藤喜代吉助役再任。
 八月より十一月までコレラ病發生し、患者累計百五十一人内九十九人死亡。
 九月西光寺小倉市大阪町より畑田に移轉。
 十月合名會社鈴木商店門司支店創立。
 十二月一日柳ヶ浦村大里町となる。
 十二月十三日市役所廣石町新築廳舎に移る。
 十二月九州電氣軌道株式會社創立。
 一月福田信次市會議長退任。

明治四十二年

- 一月 中村爲弘市會議長就任。
- 二月 不動貯蓄銀行門司代理店設立。
- 三月十日 門司水道工事起工。
- 三月廿八日 三井物産門司支店類焼。
- 四月 古城尋常小學校に高等科併置。
- 四月 筆立學舎を筆立學校と改稱。
- 五月 林現寺山口縣より移轉許可。
- 九月十日 合資會社自念組設立。
- 十月十一日 東神倉庫株式會社門司支店三井銀行より分れ設立。
- 十月 株式會社三井銀行門司支店設立。
- 十一月四日 伊藤公爵國葬に付、市内學校に於て遙拜式舉行。
- 十一月五日 門司稅關獨立(長崎稅關門司支署廢止)。
- 此歲九州日報社門司支局設立。
- 一月 中村爲弘市會議長退任。
- 一月 池垣與一郎市會議長就任。
- 一月 大橋商會設立。

明治四十三年

明治四十四年

- 四月一日 門司郵便局一等局となる。
- 四月十六日 丸山屠場設立。
- 六月二十六日 門司教育支會附屬圖書閱覽所開館。
- 八月より十一月までコレラ病發生し、患者累計六十人。
- 九月七日 日韓併合に關する勅語奉讀式。
- 十一月 西部合同瓦斯株式會社門司分場小森江に設立。
- 此歲内務省關門海峽改良工事着手。
- 一月一日 關門日日新聞門司支局開設。
- 一月 池垣與一郎市會議長就任。
- 四月 貧困兒童教育の爲、特別學級を門司、小森江の二校に設置。
- 四月 松本尋常小學校設立。
- 四月 大積尋常小學校を大積尋常高等小學校とす。
- 四月 株式會社明治屋門司支店設立。
- 五月卅一日、六月一日、二日市會議員半數改選。
- 同上市會議員六名増員選舉。
- 六月九州電氣軌道株式會社門司大藏間開通六月五日鎮西橋まで、同二十二日東

本町まで開通。

六月古城校保護者會創立。

八月大里に九州電線製造株式會社設立。

九月廿二日江口倍三郎、若木榮助縣會議員當選。

十一月一日宮本組關門貨車の航送を請負ふ。

十一月三日豐國中學校開校。

十一月三日大里製粉所設立。

十一月四日水道一部給水。

十一月十日肥筑の野に於て陸軍特別大演習御統監の爲明治天皇御通輦、十六日御還幸、此節當市に金五百圓下賜。

十一月十二日門司驛操車掛清水正次郎自殺す。十日の御召列車に故障ありしを以てなり。

此歳大里製鹽所設立。

明治四十五年(大正元年)

一月池垣與一郎市會議長退任。

一月鹿毛甲市會議長就任。

二月六日富山縣新川郡より教證寺移轉の件許可。六月十八日本願寺鎮西別院と改稱。

三月水道工場竣工三十一日水道事務所を廢し水道課を置く。

三月東堀川橋架設。

四月一日住友銀行門司支店を設立。

四月松本尋常小學校を松本尋常高等小學校とす。

五月一日水道通水式舉行。

五月十五日土方千種代議士當選。

五月廿六日櫻麥酒株式會社設立。

六月門司郵便局舎新築。

六月十五日豐國中學校文部省より設置認可。

六月廿七日有限責任門司購買組合設立。

八月門司沖商組合設立。

八月公園調査の爲本多林學博士來門。

八月株式會社門司魚市場設立。

九月九州電線製造株式會社事業開始。

九月十三日明治天皇御大喪儀當日市内錦町男子尋常高等小學校運動場に於て
遙拜式舉行。

十一月六日井手茂三郎縣會議員當選。

九月より十一月までに海陸合併百八十七名のコレラ患者發生す。

此歳門司疊商組合設立。

此歳鈴木商店大里に製壘工場設立。

大正二年 二月廿七日門司高等女學校火災。

二月山下汽船合名會社門司出張所設立。

三月廿七日門司陸軍兵器支廠廢止せられ、小倉陸軍兵器支廠門司出張所新設。

三月松本清見門司古城田ノ浦錦町男子錦町女子の七小學校に併置したる高等

科を廢し、松本高等小學校を設置し、高等科兒童を收容す。

五月門司金融無盡株式會社設立。

六月一日鐵道省關門貨車の航送を自營す。

六月西堀川橋木橋長四十尺幅十三尺架設。

七月仲町七丁目に門司魚菜市場を設立。

八月一日助役佐藤喜代吉退職。

八月門司瓦斯株式會社西部合同瓦斯株式會社に合併。

九月五日吉川充雅助役就任。

九月白木崎魚市場設立。

大正三年

一月一日合名會社鈴木商店大里酒精製造所設立。

三月錦町男子尋常小學校女子尋常小學校を廢し錦町尋常小學校とす。

四月二日九州電氣軌道株式會社電車東本町六丁目まで全通。

五月七日門司新聞社設立。

五月二十四日照憲皇太后御大葬遙拜式。

五月市會議長鹿毛甲退任。

五月卅一日、六月一日、二日市會議員總選舉。

六月池垣與一郎市會議長就任。

六月三光寺舊門司より末廣町に移轉改築の認可を得。

七月十六日片山合資會社設立。

七月廿三日市長永井環退職。

八月廿二日永井環市長再任。

八月廿三日宣戰の大詔煥發九月一日宣戰詔勅奉讀式。

八月廿五日暴風雨護岸石垣全線損害。
 十一月一日露月町二丁目に植物検査所門司支所農商務省設置。
 十一月七日青島陥落八日祝賀旗行列。
 十一月九日錦町尋常小學校運動場にて青島陥落祝賀會を開く。
 十二月十二日九州鐵道管理局所屬元鐵道棧橋を譲受け市設棧橋として設備。
 十二月廿六日青島攻圍軍司令官神尾中將一行の歡迎會を開く。
 此歲愛生橋架橋。

大正四年

一月十七日三光寺舊門司より末廣町に移轉。
 二月廿四日市農會解散決議。
 三月廿五日石田平吉代議士當選。
 三月門司市特別稅土地建物所有權移轉稅設定。
 七月一日門司高等女學校縣營に移管。
 九月一日市設棧橋使用開始。
 九月廿二日若木榮助宮原六三郎縣會議員當選。
 十月豐州商業銀行門司に移轉。
 十一月十日大正天皇御即位の禮當日錦町尋常小學校運動場に於て奉賀式舉行。

大正五年

十一月十六日大饗第一日の儀當日奉祝宴會を催す。
 十二月十五日藤井九成從五位を贈らる。後裔門司市にあり。
 此歲港橋架橋。
 二月八日合資會社巴組創立。
 二月二十四日關門報知新聞門司支局設立。
 四月大里實業補習學校大里尋常高等小學校に併置開校。
 四月圖書閱覽所錦町小學校内に移る。
 四月門司兵器製造所小倉市外に移る。
 五月大里劇場株式會社設立。
 八月下旬より十一月に亘りコレラ患者累計百廿一名。
 九月私立門司幼稚園創立。
 九月黃薇商會設立。
 九月畑田遊園下に硯海幼稚園創立。
 十一月三日立太子禮を行はせらる奉賀式舉行。
 十一月三日清瀧公園開園式。
 十一月十日大正天皇陸軍特別大演習御統監の爲福岡縣下へ御行幸。十六日御還

幸後本市に金參百圓下賜せらる。

十一月東京電氣株式會社門司出張所西本町に設立。

十二月一日合資會社津田門司商會設立。

十二月二十三日門司基督教青年會館開館。

此歲東海岸外國貿易設備工事(新湊町埋築其の他着手)。

大正六年 二月廿五日原町鎮西別院全燒。

四月二十日毛里保太郎代議士當選。

四月門司市特別稅反別割設定。

五月廿三日大阪商船株式會社門司支店改築家屋竣成。

六月十八日水糖商會設立。

七月小森江に株式會社神戸製鋼所門司伸銅所工場設立。

八月一日日本銀行西部支店日本銀行門司支店と改稱。

八月十日合名會社鈴木商店大里酒精製造所日本酒類釀造株式會社に合併。

八月廿三日舊門司沿岸整理工事起工。

八月三十一日小倉陸軍兵器支廠門司出張所廢せらる。

八月市營第二船溜修築起工。

九月四日助役吉川充雅退職。

九月十一日吉川充雅助役再任。

九月棧橋通に門司商船株式會社港町に門司造船株式會社設立。

九月神奈川電氣株式會社門司支店設立。

十月一日九州報知新聞社關門支社設立。

十月十六日第一銀行門司支店本町に設立。

十月十八日日本正寺山梨縣巨摩郡より移轉届濟

十一月廿七日山九運輸株式會社設立。

十一月丸善鑛油株式會社門司支店設立。

一月十六日教正寺島根縣邇磨郡より移轉許可。

三月十八日豐國商業學校文部大臣より認定。

四月四日門司商業學校文部大臣より設置認可十八日田野浦小學校内の假校舍にて入學式。

四月十六日中村爲弘縣會議員當選。

四月大日本鹽業株式會社大里製鹽所の事業繼承。

五月五日消防義會發會式。

- 五月池垣與一郎市會議長退任。
- 五月三菱合資會社門司支店三菱商事株式會社支店となる。
- 五月卅一日、六月一日、二日市會議員總選舉。
- 六月池垣與一郎市會議長就任。
- 六月東洋製版株式會社設立。
- 七月一日米糖商會大日本米糖株式會社と改稱。
- 七月一日株式會社大倉組大倉商事株式會社と改稱。
- 七月合資會社谷又商店設立。
- 八月十五日米騒動市中混亂救護會設立。
- 八月廿一日永井環市長退職。
- 八月小森江に淺野スレート株式會社門司工場設立。
- 八月九月シベリア出征軍歡送。
- 九月廿三日小倉陸軍兵器支廠門司派出所設立。十一月一日門司出張所と改稱。
- 十月一日株式會社磯部組を買収し山九運輸株式會社設立。
- 十月流行性感胃流行。
- 十一月十八日高岡直吉市長就任。

- 十一月廿二日休戰祝賀提灯行列。
- 十一月下水道設計に着手。
- 十一月藤本ビルプロカー銀行門司支店設立。
- 十二月七日東郷信用組合設置。
- 十二月十六日東本町に合資會社鷺田商會設立。
- 十二月港町に豐國セメント株式會社創立。
- 十二月株式會社栃木商會設立。
- 十二月内濱町に合資會社高田商會門司支店設立。
- 十二月東本町に山下鑛業株式會社門司支店設立。
- 十二月東本町に山下汽船株式會社門司出張所設立。
- 十二月合資會社鷺田商會設立。
- 一月一日東港町に三菱倉庫株式會社門司支店設立。
- 一月十三日圖書館覽所を圖書館と改稱。
- 一月十五日講和特使西園寺侯丹波丸にて入港。
- 一月三十日よりシベリア出征中の第十二師團凱旋部隊上陸開始七月十五日に至り終了。

- 三月三十日清友商事株式會社創立。
- 三月大阪毎日新聞社關門支局設立。
- 三月宗像礦油合名會社設立。
- 四月門司市特別稅土地建物所有權移轉稅廢止。
- 四月大里尋常小學校設立。
- 四月不動貯蓄銀行門司代理店門司支店となる。
- 五月一日九州鐵道管理局門司鐵道管理局と改稱。
- 六月二十日淺野保育所白木崎に設立。
- 六月報知新聞社門司支局設立。
- 七月一日六月廿八日巴里に於ける講和會議調印成り此日祝賀會を開く。
- 七月下關商事株式會社大里の製鹽事業繼承。
- 八月市營第二船溜修築竣成。
- 八月關門貨車航送船第一第二關門丸就航。
- 八月三十一日舊門司沿岸整理工事竣工。
- 九月五日門司土地株式會社設立。
- 九月五日門司港修築起工祝賀會。

- 九月廿二日西田林之助若木榮助縣會議員當選。
- 九月合名會社手塚商店設立。
- 十月二十日門司商業會議所設立。
- 十月門司海運業組合設立。
- 十一月五日濾過池一池増設工事起工。
- 十一月六日大里製粉所日本製粉株式會社と合併大日本製粉株式會社大里工場と稱す。
- 十一月廿五日大里製綿所設立。
- 十二月救護會にて日用品市場開始。
- 十二月日出商事株式會社設立。
- 此歲門司港修築工事西海岸外國貿易地域工事其の他着手
- 一月九州炭業株式會社設立。
- 昨年末より一月末まで流行性感胃流行死亡者三百五十名。
- 三月十日山下黑鉛工業株式會社門司支店設置。
- 三月十八日帝國通信社門司支局設立。
- 三月廿五日門司築港株式會社門司支店設立。

大正九年

- 三月三十一日田野浦實業補習學校設立認可五月十日開校。
- 三月門司銀行設立。
- 三月門司雜貨商組合設立。
- 四月一日以後丸山屠場市の直營となる。
- 四月七日九州各縣下行啓の皇太子殿下門司驛通過御還啓。
- 四月田野浦尋常小學校に實業補習學校併置。
- 五月十日毛里保太郎代議士當選。
- 五月十五日助役吉川允雅退職。
- 五月十五日門司鐵道管理局門司鐵道局と改稱。
- 五月大正鐵工株式會社設立。
- 六月より十月に亘りコレラ病患者累計百二名。
- 六月五日門司市特別稅遊興稅設定。
- 六月廿五日川越常次郎助役就任。
- 六月小森江に三井物産株式會社門司支店小森江造船所設立。
- 七月一日合資會社マシン商會設立。
- 七月豊州商業銀行門司銀行と改稱。

- 七月十五日小森江貯水池築造工事認可。
- 七月水道濾過池一池増設工事完成。
- 九月十五日北九州新聞社設立。
- 九月門司驛にみかど株式會社門司支店創立。
- 十月一日第一回國勢調査。
- 十月廿三日德念寺長野縣埴科郡より移轉許可。
- 十一月一日明治神宮御遷宮式遙拜式舉行。
- 十一月十五日陸軍特別大演習に行啓の皇太子裕仁親王殿下門司驛御通過御還啓。
- 十一月二十日小森江貯水池築造工事地鎮祭舉行。
- 十二月東京サルベージ株式會社門司支店創立。
- 十二月廿五日白木崎日用品市場設立。
- 十二月自念造船所創業。
- 此歲東海岸外國貿易設備陸上設備工事竣成西海岸外國貿易陸上設備着手。
- 大正十年
- 一月合資會社新海組設立。
- 二月羽衣町に門司旭座株式會社設立。
- 三月十五日門司勞働共濟會設立。

三月放任給水を計量給水に改む。
四月七日長谷地表水分水池起工。
四月十二日より痘瘡患者發生し累計六十六名に及ぶ。
四月市役所に社會課を設く。
五月太陽印刷株式會社設立。
六月一日本願寺託兒所設立。
六月十七日十八日豪雨山崩倒家浸水あり死者二負傷者十二家屋全壊三十九御救恤金五拾圓配布を受く。
七月十二日田野浦屠場設立。
八月十九日露月橋畑田橋架設。
八月門司市聯合青年團組織せらる。
八月井上度量衡器製作株式會社設立。
九月一日門司商業學校小森江の新校舎に移轉。
九月三日皇太子殿下歐洲より御歸還の吉辰を卜し聯合青年團發團式舉行。
十月救護會解散。
十月十二日磯部仁左衛門紺綬褒賞下賜。

十月三十日長谷高地給水設備工事起工。
十一月十一日大光明院和歌山縣高野山より移轉許可。
十一月十二日地藏寺和歌山縣那賀郡より移轉認可。
十一月廿一日市會の決議により老松町と白木崎とに市場新設。
十一月卅日日本郵船會社歐洲航路寄港地として箱根丸始めて寄港祝賀會舉行。
十二月二日一萬噸級の箱根丸海峡通航の先例を開く。
十二月九日老松町元兵器支廠跡地は一般遊園地として無料使用申請の件許可せらる。
十二月九日電線製造株式會社古河電氣工業株式會社に併合古河電氣工業株式會社九州電線製造所と改稱。
十二月二十四日田野浦高輝山の長崎丸殉難者招魂碑除幕式舉行。
十二月二十八日門司市職業紹介所設立。
大正十一年 一月六日職業紹介所開設二月廿七日市役所より廣石町に移轉四月より簡易食堂附設。

- 三月十九日皇后陛下香椎宮に參拜の爲縣下に行啓廿三日御還啓
- 三月合資會社明正社設立。
- 四月五日門司市徽章制定。
- 四月五日郷社甲宗八幡宮縣社に昇格。
- 四月十一日聯合衛生組合設立。
- 四月庄司尋常小學校新設。
- 四月硯海幼稚園老松公園側に新築移轉門司幼稚園と稱す。
- 四月下旬廣石町二丁目共同宿泊所設置。
- 五月一日澁澤倉庫株式會社設立。
- 五月門司酒類商組合設立。
- 五月市會議長池垣與一郎退任。
- 五月卅一日、六月一日市會議員總選舉。
- 六月吉川孝一市會議長就任。
- 七月六日合資會社九州製綱所設立
- 七月長谷池表水分水池竣工。
- 八月卅一日第一回自治功勞者(三十三名)表彰式舉行。

大正十二年

- 九月廿五日門司小倉及企救郡の一部を區域として北豐水産會設立。
- 十月三十日學制頒布五十年紀念祝典舉行。
- 十月奈良織布株式會社門司支店設立。
- 十一月一日大阪毎日新聞西部毎日第一號發行。
- 十一月二日大里二十丁に大里育兒園設立。
- 十一月十七日市長高岡直吉退職。
- 十一月愛國婦人會福岡支部門司産院設立。
- 十一月三十日長谷高地給水設備工事竣工。
- 十二月一日老松公園開設。
- 本年度より大正十三年度まで第二回市區改良道路工事施行。
- 一月合資會社大川組設立。
- 二月一日企救郡大里町門司市に編入。
- 二月勸業合名會社設立。
- 三月市會議長吉川孝一退任。
- 三月十四日石田平吉市會議長就任。
- 三月二十一日門司商業補習學校女子部設立。

- 三月廿一日小森江貯水池築造工事竣工。
- 三月廿一日吉川孝一市長退任。
- 三月廿七日門司中學校開校許可。
- 三月合名會社末延柳六商店設立。
- 四月十日門司中學校入學式假校、舍門司商業學校の一部。
- 四月市役所に衛生課を設く。
- 五月三日汽船吉生丸(二二三九屯)白木崎沖合にて汽船青海丸と接觸し沈没。
- 五月十四日内本町外數町火災延焼區域五丁全焼五十一戸半焼十七戸。
- 五月廿八日北九州瓦斯株式會社新設從來の瓦斯事業繼承。
- 五月大里耕地整理組合設立認可。
- 五月東京サルヴェージュ株式會社支店を廢し出張所とす。
- 五月門司市特別稅遊興稅は縣稅遊興稅と變更。
- 五月卅一日、六月一日市會議員六名増員選舉。
- 六月二十日豪雨大久保崖崩死者三名傷者七名。
- 六月國際通運株式會社門司支店設立。
- 七月七日門司商工補習習學校文部省より十一年十一月廿八日附を以て選奨狀

受領

- 七月共同曳船株式會社設立。
- 八月二十三日門司中央信用組合設立。
- 九月一日關東大震災爾後九州に避難する者少からず。本市に於て救護したるもの一万八千六百八十一人。
- 九月十三日職業紹介所老松町新築家屋に移轉。
- 九月廿二日西田林之助若木榮助縣會議員當選。
- 九月大里耕地整理工事起工。
- 九月合名會社隆文堂印刷所設立。
- 十月二十三日門司信用組合設立。
- 十月合資會社永島商店設立。
- 十一月一日日本商業銀行保善銀行と合併安田銀行門司支店と改稱。
- 十一月門司印刷業組合及關門輸入生肉商組合設立。
- 十二月廿三日田野浦處女會設立。
- 十二月廿八日大里公設市場設立。
- 十二月株式會社九州商船組設立。

大正十三年

- 本年より尋常小學校授業料全廢。
- 一月二十六日皇太子裕仁親王殿下の御成婚の禮市役所樓上に於て拜賀式舉行。
- 三月二日大里幼稚園小森江新町に設立。
- 三月合資會社中島商店設立。
- 四月七日丸山尋常高等小學校新設。
- 四月十日門司中學校假校舍丸山小學校内に移轉。
- 四月貧困兒童特別學級を門司尋常小學校より庄司尋常小學校に移轉。
- 四月合資會社小林商店設立。
- 五月十日内野辰次郎代議士當選。
- 五月二十日處女會古城支部設立。
- 六月門司港船舶自衛組合設立。
- 六月十八日大日本氷糖株式會社解散翌日旭日氷糖株式會社設立。
- 六月廿四日助役川越常次郎退職。
- 六月九州石油株式會社設立。
- 七月門司度量衡組合設立。
- 七月新八幡橋架設。

大正十四年

- 七月株式會社文運堂門司支店設立。
- 八月六日小原岩藏助役就任。
- 八月廿一日門司郵便局若繩重雄職に殉ず年十六。
- 十月二十一日門司市老松町簡易食堂設立。
- 十一月十四日帝國サルヴェージ株式會社門司出張所設立。
- 十一月十五日門司築港株式會社本店を門司に支店を大阪に置く。
- 十一月門司税關其他合同廳舎起工。
- 十二月二十日福岡縣港務部及植物検査所門司支所門司税關に併掌税關官制改正港務部設置制及植物検査所官制廢止。
- 十二月二十五日門司築港株式會社電車東本町田野浦間開通。
- 十二月東堀川線道路改築堀川運河埋立起工。
- 一月二十五日門司海員ホーム設立。
- 一月外濱町一、二、三、四丁目街路舗裝(石張)工事起工。
- 一月小森江第二尋常小學校分立す。
- 一月豐國商業學校文部大臣より甲種商業學校認定。
- 二月株式會社高田商會門司支店合資會社高田商會の營業權一切を繼承設立。

- 三月二十日鎮西高等女學校文部大臣認可開校。
- 三月二十九日門司郵便局電話課廳舎竣工。
- 三月臺灣産青果門司荷受組合及同組合所屬仲買組合設立。
- 四月一日大日本酒類釀造株式會社設立(日本酒類釀造株式會社買收)
- 四月一日大阪朝日新聞社門司支局設立。
- 四月六日門司商工補習學校の女子部分離獨立門司實習女學校と改稱。
- 四月十日門司中學校本館落成。
- 四月十六日石田平吉紺綬褒賞下賜。
- 四月本川筋河川改良工事起工。
- 四月小森江第二尋常小學校開校。
- 四月大阪朝日新聞支局設立。
- 五月十日大正天皇銀婚式祝典祝賀舉行。
- 五月處女會支部設立。
- 五月株式會社松岡商店設立。
- 七月三日風師保育園設立。
- 八月門司市處女會設立。

大正十五年
(昭和元年)

- 八月舊門司公設市場及田野浦公設市場設立。
- 十月十四日門司市堀川市場開設。
- 十一月日本ブランナーモンドコンパニー設立。
- 十二月株式會社大里製鹽所大里の製鹽事業繼承。
- 二月十一日老松公園にて第一回建國祭舉行。
- 二月株式會社高田商會門司支店設立。
- 三月一日日本スレート販賣株式會社門司支店設立。
- 三月一日市會議長石田平吉退任。
- 三月二十日農林省門司米穀事務所設置。
- 三月三十日中村德次市會議長就任。
- 三月私立帝國水難救濟會門司救難所設立。
- 五月五日門司中學校開校式。
- 五月六日門司清涼飲料株式會社設立。
- 五月處女會大里支部設立。
- 五月三十日市會議長中村德次退任。
- 五月三十一日有線無線電話連絡施設竣成。

昭和二年

- 五月卅一日、六月一日市會議員總選舉。
- 六月十九日池垣與一郎市會議長就任。
- 六月廿九日山梨縣南巨摩郡神通坊を大雄寺と改め、移轉許可。
- 六月大里耕地整理工事完了。
- 七月一日青年訓練所開所式。
- 八月三十一日田野浦屠場閉鎖。
- 八月日本郵船會社炭積機二臺葛葉岸壁に設置せらる。
- 十一月十三日閑院宮載仁親王殿下特別大演習に御統監代行の爲門司御發向同
- 十九日佐賀縣へ向はせられ門司發御歸還。
- 十一月榮町筋路面舗裝工事起工。
- 十一月大里合同運送株式會社設立。
- 十二月八日法音寺千葉縣香取郡より移轉。
- 十二月二十五日大正天皇御崩御遙拜式舉行。
- 十二月廿五日塵芥焼却場を大里松崎に建設の件認可。
- 十二月廿六日吉川孝一市長退職。
- 一月合名會社川屋商會設立。

- 二月七日大正天皇御大喪儀當日老松公園に於て遙拜式舉行。
- 二月十三日門司合同運送株式會社創立四月一日開業。
- 四月一日門司市特別稅戶數割設定。
- 四月一日門司米穀事務所新築廳舎に移轉。
- 四月一日第二回自治功勞者(十人)表彰式舉行。
- 四月十二日開港々則施行規則改正門司港境界擴張。
- 四月十二日株式會社門司合同組設立。
- 四月二十日門司港區改正。
- 五月一日老松公設市場改築竣工。
- 六月一日赤尾元一紺綬褒賞下賜。
- 六月廿四日馬場一衛市長就任。
- 六月門司土地倉庫株式會社設立。
- 七月大里塵芥焼却場建設工事起工。
- 八月門司米穀事務所の五萬石倉庫竣工十一月更に五萬石倉庫起工。
- 九月五日門司稅關其他合同廳舎竣成。
- 九月廿三日林田市太夫、栗林力太郎縣會議員當選。

- 九月廿四日大里原町門司綜合病院開院式。
 - 九月内本町筋踏面舗装工事起工。
 - 十月十日熊本遞信局海事部及海員審判所長崎より移轉。
 - 十月十八日二十三銀行門司支店を合併し大分合同銀行門司支店開店。
 - 十月二十七日國立米穀倉庫五棟竣工。
 - 十一月四日門司稅關合同廳舎に移轉。
 - 十一月二十八日日本郵船會社門司支店新築移轉す。
 - 十二月門司屎尿汲取合資會社設立。
- 昭和三年
- 一月門司商業會議所門司商工會議所と改稱。
 - 二月九日額應院法音寺と改稱。
 - 二月二十日内野辰次郎、末松借一郎代議士當選。
 - 二月大阪時事新報社關門支局設立。
 - 三月大野慶太郎紺綬褒賞下賜。
 - 四月廿七日宮内省樂長樂師一行大里校にて馬寄踊及楠原踊を觀覽。
 - 四月門司建築業組合及門司自動車業組合設立。
 - 四月支那内地動亂に因る山東派遣軍隊出發九月歸還。

- 五月一日實科高等女學校設置認可五月廿三日丸山尋常高等小學にて入學式舉行。
 - 六月廿六日門司市特別稅不動產收得稅設定。
 - 八月五日助役小原岩藏退職。
 - 八月二十五日白木崎居住鹿兒島縣人下高平庄次郎溺死せんとする。二兒を救ひ其の身は疲勞して死す十一月廿四日賞勳局より貳百圓を賞せらる。
 - 十月三十日國立米穀倉庫増工事竣工。
 - 十一月十日今上天皇御即位の禮當日老松公園に於て奉賀式舉行。
 - 十一月十日朝枝スミ綠綬褒賞下賜。
 - 十一月二十三日門司兒童研究所開設。
 - 十一月廿四日門司市主婦會創立。
 - 十一月戊辰興業合資會社設立。
- 昭和四年
- 一月十六日水道第一期擴張工事認可。
 - 一月十七日柏木禎次郎助役就任。
 - 一月二十四日若木榮助、東市次郎縣會議員當選。
 - 二月十二日市役所改築の爲東濱町假廳舎舊門司稅關廳舎に移轉。
 - 二月二引商事株式會社設立。

- 二月合資會社川口組設立。
- 三月七日國際汽船會社の夕映丸始て門司港外國貿易用岸壁に繫船。
- 三月大里北榮町棧橋架設。
- 四月一日門司市特別税不動産收得税廢止。
- 四月一日市制施行三十年紀念祝賀會を老松公園にて舉行。
- 四月一日船舶用給水を直營とす。
- 四月十四日市内六少年團を聯合組織し老松公園にて結團式舉行。
- 四月二十四日水道課に擴張工事係を置き第一期擴張工事準備事務を開始。
- 五月一日教育支會施設の圖書館を市營とす。
- 六月日本製粉株式會社門司支店設立。
- 七月十日門司市廳舎改築起工。
- 七月二十日税關第一號上屋竣工。
- 十一月一日企救郡東郷村門司市に編入。
- 十一月鐵道省炭積機二基葛葉岸壁に設置。
- 十一月吉井號株式會社設立。
- 十一月合資會社村本組設立。

昭和五年

- 十一月邑本倉庫合資會社設立。
- 十二月十六日水道使用料金増額に關する給水使用料決定許可。
- 十二月十九日關門毎夕新聞支局設立。
- 此歲關門海峽第一期工事竣成、次で第二期工事に入る。
- 一月廿六日九州産業資料株式會社設立。
- 一月合資會社東洋硝子工場設立。
- 二月十一日第三回自治功勞者(三人)表彰式舉行。
- 二月二十日内野辰次郎、末松借一郎代議士當選。
- 三月四日門司市特別税石類税設定。
- 三月卅一日水道給水條例改正許可。
- 四月一日門司消防組常備消防設置。
- 四月二日門司市水道第一期擴張工事竣工。
- 五月二日門司警察廳舎竣工。
- 五月五日門司市廳舎改築工事竣工、五月八日落成式舉行、五月十二日新廳舎に移る。
- 五月三十日市會議員總選舉。

- 五月卅一日市會議長池垣與一郎退任。
 - 五月合名會社松本商店設立。
 - 六月二十一日宮原六三郎市會議長就任。
 - 七月六日日本郵船シアトル航路水川丸外國貿易新岸壁に繫留
 - 九月一日聖讀幼稚園設立。
 - 十月日本石綿盤販賣株式會社門司支店設立。
 - 十一月三日第四回自治功勞者九人表彰式舉行。
 - 十一月十七日門司市勞働溜所設立。
 - 十一月廿七日台灣霧社事件に於て戰死したる遺骨二十一休到着につき集會場
に於て慰靈祭執行。
 - 十二月九州製氷株式會社設立。
- 昭和六年
- 一月合名會社井口百貨店設立。
 - 二月合資會社井筒屋吳服店設立。
 - 二月合資會社植山石炭商店設立。
 - 三月門司港修築工事竣工。
 - 三月門司商業補習學校門司商工學校と改稱。

- 四月十日農林省輸出蜜峰検査事務所設立。
- 五月二十日門司港修築工事竣工式並祝賀會舉行。
- 五月味の道製造株式會社。
- 六月七日水道第一期擴張工事通水式を小森江淨水池にて舉行。
- 六月廿三日馬場一衛市長退職。
- 七月一日大里沿岸整理着工。
- 七月十七日防空演習のため全市に燈火管制實施。
- 七月女子青年團創立。
- 八月四日日本郵船會社天津航路南嶺丸外國貿易岸壁に繫留。
- 八月小栗海運株式會社門司支店設立。
- 九月十五日和布刈公園開設。
- 九月廿二日林田市太夫栗林力太郎若木榮助縣會議員當選。
- 九月三十日門司港修築工事竣工。
- 十月榮川改良工事起工。
- 十一月日本酒類食品株式會社設立。
- 十一月宗利川改良工事起工。

昭和七年

- 十二月十八日後藤多喜藏市長就任。
- 十二月廿五日小倉野戰重砲兵第五、六聯隊本市通過滿洲へ出動。
- 十二月西部カーバイト販賣株式會社設立。
- 十二月合資會社高橋礦油店設立。
- 一月十七日助役柏木禎次郎退職。
- 一月廿三日長岡喜一助役就任。
- 一月合資會社新開組設立。
- 二月四日充員召集下令。
- 二月八日小倉歩兵第十四聯隊の一部本市通過、上海本面へ出動。
- 三月廿日上海事變戰死者肉彈三勇士以下百四十一體の遺骨還送、門司稅關上屋にて慰靈祭執行。
- 三月卅一日門司市水道擴張工事中、谷村頂吉地表水貯水池竣工。
- 三月市立大里傳染病院廢止。
- 三月櫻麥酒共同販賣株式會社設立。
- 四月一日日本電報通信社門司通信部設立。
- 四月風師山登山道路新設工事起工。

- 五月廿七日小倉部隊本市通過凱旋。
- 六月十七日日本市出身凱旋兵の凱旋祝賀會を稻荷座に於て舉行。
- 六月廿一日左部壽一郎助役就任。
- 七月十五日滿洲國國民代表使節丁監修一行門司驛通過、博多に向ふ。十六日門司驛通過歸國す。
- 八月十二日市立塵芥燒却場を彦島町田ノ首地内に設置起工。
- 八月廿三日滿洲國特派全權大使關東軍司令官武藤信義大將一行、關門通過渡滿。
- 八月三十一日葛葉公設市場廢止。
- 八月西堀川運河(日銀橫)埋立工事起工。
- 九月四日前關東軍司令官軍事參議官本庄繁中將關門通過凱旋。
- 九月十日長谷高地給水擴張及小森江高地給水新設工事起工。
- 九月十八日滿洲事變勃發一周年記念日を卜し、慰靈祭及市民大會を老松公園に於て舉行。
- 十月一日全國地方馬一齊檢查を在郷軍人會にて實施。
- 十月十四日助役長岡喜一退職。
- 十月十四日助役左部壽一郎退職。

十月十六日滿洲國訪日答禮專使外交總長謝介石上京の途次、本市を訪問。
 十月廿三日在郷軍人會門司市聯合分會建設に係る忠魂碑除幕式舉行。
 十月廿五日滿洲國駐日代表鮑觀澄久留米より上京の途次、本市を訪問。
 十月廿八日釜瀨富太郎助役就任。
 十一月二日滿洲國答禮專使外交總長謝介石歸國の途次、本市上陸、市役所を訪問。
 十一月四日大連航路定期船大阪商船會社うすり丸、うらる丸外國岸壁に繫留開始に付、門司税關上屋に於て祝賀會開催。
 十一月四日滿洲國軍政部總長張景惠並同侍從武官長張海鵬一行十八名陸軍特別大演習陪觀の爲上京の途次、門司港入港、上陸、老松公園忠魂碑參拜。
 十一月二十一日市會議長宮原六三郎退任。
 十一月二十八日中野眞吾市會議長就任。
 十二月十一日滿洲國實業文化使節林鶴泉一行二十七名、本市を訪問、翌十二日門司港出帆歸國。
 十二月二十二日滿洲國司法總長馮滿清一行歸國の途次、本市上陸、市役所を訪問。
 十二月廿七日關門北九州國防協會發會式舉行。

門司市史終

頁
 一一七
 一三二
 一六三
 三七五
 三九一
 " "
 " "
 三九二
 " "
 五二一
 五四九
 七五四
 八三一
 八三九

正 誤 表
 行 二 六 一 五 一四 一六 一九 一〇 九 一三 一四 一 二 二

誤
 慶長元和の頃
 第一節慶長元和の頃
 第四節
 らずノ下ニ下ノ註脱
 同 一二、三、一二
 同 三一、八、六
 同 七、八、五
 四〇、一ノ前ニ下ノ二行脱
 一二、三一
 黃薇
 社會事業
 明治三年企救郡神社記
 三年三月二十三日
 下ノ一行脱

正
 第一節慶長元和の頃
 (削除)
 第五節
 此項創立年月は明治廿四
 五年頃の記録に據れり
 同 一二、三、一二
 同 一三、八、六
 同 七、一、一七
 三八、一一
 三九、一一
 一二、三
 黃薇
 社會事業及衛生
 (明治三年企救郡神社記)
 三年三月二十三日
 市表彰者